

城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について

- 1 パブリック・コメントの実施結果について
2～8ページのとおりに。

- 2 計画案について
別紙のとおりに。

- 3 策定スケジュールについて

令和2年 2月27日	市議会への報告（策定事務の開始を報告）
------------	---------------------

令和3年 2月25日	市議会への報告（前計画の総括、骨子案の報告）
------------	------------------------

10月18日	市議会への報告（原案の報告）
--------	----------------

11月22日	原案に対するパブリック・コメントの実施
--------	---------------------

～12月21日

令和4年 2月24日	市議会への報告（パブリック・コメントの実施結果と最終案の報告）
------------	---------------------------------

3月	計画策定
----	------

パブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施目的

城陽市一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、当該計画（原案）についての意見を募集した。

(2) 実施概要

▼募集期間

令和3年(2021年)11月22日(月)

～令和3年(2021年)12月21日(火)

▼対象者

市民等(市内在住・在勤・在学の者、市内事業者、納税義務者)

▼閲覧場所等

衛生センター、行政情報資料コーナー(※)、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

①市役所行政情報資料コーナー ②陽寿苑 ③陽和苑 ④市内各コミセン(寺田コミセンを除く。) ⑤城陽市立図書館 ⑥健康推進課(保健センター)

▼提出方法

上記の場所に配架し、又は掲載している所定の様式等に意見を記入いただき、実施期間中に衛生センターまで、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出

(3) 実施結果

▼意見提出数

4名(12件)

▼提出方法の内訳

電子メール 4名

(4) パブリック・コメントへの対応

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
1	目次について 目次が詰まってい て見づらいので、 「章」で1行空ける 方が良いのではない か。	目次を見やすくする ために1行空けること が適当と考えます。	修正
2	目次及び50ペー ジについて 「第5章 ごみ処 理基本計画」は、「第 1部 城陽市ごみ処 理基本計画」と見出 し名が同じになるの で、第5章は「ごみ処 理計画」に変更して はどうか。(基本を削 除してはどうか。)	見出し名が同じにな るため、変更すること が適当と考えます。 【修正前】 第1部 城陽市ごみ 処理基本計画 第5章 ごみ処理基 本計画 【修正後】 第1部 城陽市ごみ 処理基本計画 第5章 ごみ処理計 画	修正
3	目次及び67ペー ジについて 「第2章 生活排 水処理基本計画」は、 「第2部 城陽市生 活排水処理基本計 画」と見出し名が同 じになるので、第2 章は「生活排水処理 計画」に変更しては	見出し名が同じにな るため、変更すること が適当と考えます。 【修正前】 第2部 城陽市生活 排水処理基本計画 第2章 生活排水処 理基本計画 【修正後】 第2部 城陽市生活	修正

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	どうか。(基本を削除してはどうか。)	排水処理基本計画 第2章 生活排水処理計画	
4	7ページと9ページの下部の図表について 「図表2-1-2 人口の推移」と「図表2-1-6 人口動態」について、数値のマイナス表現は「△」の方が良いのではないか。	市の資料では主に△を使用することから△とすることが適当と考えます。	修正
5	40ページの上部の図表について 「図表3-3-1 構成市町のごみ処理状況（平成30年度分）」が古いので更新できないのか。	令和元年度分が公表されたため更新することが適当と考えます。 【修正前】 平成30年度分 【修正後】 令和元年度分	修正
6	40ページの下部の図表について 「図表3-4-1 廃棄物処理法基本方針の目標」の目標が全て終了している。更新が必要。更新されていないのなら表現の工夫が必要ではないか。	令和2年3月16日付けで環境省 環境再生・資源循環局 総務課より基本方針の改定に関する通知があり、今後の改定は方針の内容に大幅な変更が必要となった場合に行われることとされましたが、その後変更があり	修正

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
		ませんので目標が更新されていません。このため説明文を見直す必要があると考えます。 【修正前】 (補足文章なし。) 【修正後】 目標年次は経過しておりますが、今後同方針の内容に大幅な変更があった場合に改定されます。	
7	4 1 ページの下部の図表について 「図表 3 - 4 - 3 京都府循環型社会形成計画の目標」の目標が全て終了している。更新が必要。更新されていないのなら表現の工夫が必要ではないか。	京都府では新たな計画の策定を進めていますが、策定完了されていないため新しいものに更新できません。このため説明文を見直す必要があると考えます。 【修正前】 (補足文章なし。) 【修正後】 第 3 期計画（計画期間：令和 3 年度～令和 1 2 年度）の策定が進められています。	修正
8	4 4 ページの図表について 「図表 3 - 4 - 8	市では第 4 次総合計画の見直しが進められております。令和 4 年	原案通り

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	第4次城陽市総合計画前期基本計画（関連項目）」について、目標値は見直しが進められているが更新できているか。	3月に策定される見込みですのでその時に本計画に内容を反映することが適当であると考えます。	
9	59ページから61ページの「第5節 市の取組」から「第6節 市民・事業者の取組」について 具体的な取組は次表のとおりです。との記載であります。が、総体的に具体的ではないように思います。項目だけで、取組方法がわかりませんが、実施するにあたり、計画とかは別の定めがあるのか、どのように進められていくのか。示してほしい。	取組に関しましては、別の定めや計画があるものではありません。それぞれの取組につきまして個々の状況、経過を踏まえたうえで最善と考えられる方法でその都度実施することとして考えております。	原案通り
10	59ページの市の取組「ごみの有料化に関する調査・研究」について ごみを有料化するのですか。ごみ袋を	ごみの有料化を前提とするものではありませんが、ごみ袋の有料化だけがごみの有料化ではありません。ごみの処理料の有料化等も	原案通り

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	有料化にするのではないのですか。間違っていないか。	含めて様々な角度から調査・研究するものです。	
1.1	61ページの「市民の具体的な取組」について 市民として、資源の分別を徹底し、地域の環境美化に取り組むことは大事だと思いますが、ごみ分別ルールを守らない人、排出時間を守らない人などには、どのように市としては徹底させるのか。ごみのポイ捨て禁止とあわせて、ルール違反禁止、罰則の条例を定めてほしい。	分別ルールや時間を守らない方に対しては、広報や当該地域への啓発チラシの投函などその都度状況を精査したうえで改善に向けて取り組みます。条例につきましては、今後その内容を罰則の有無も含めて検討してまいります。	原案通り
1.2	65ページの「第3節 生活排水処理施設整備の基本方針」について 「公共下水道の普及拡大に最重点に置き」（2行目）、「下水道施設の整備を計画的に推進」（4行目）、「管渠の整備」（5行	公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了しているため説明文を修正することが適切と考えます。 【修正前】 本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下	修正

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	目)とあるが、もう終えている内容ではないのか。第1節の「下水道の普及」(2行目)とも矛盾していると思う。	水道含む。以下同じ。)の整備促進となります。したがって、公共下水道の普及拡大を最重点に置き、整備を図るものとします。 公共下水道の全体計画区域内において、下水道施設の整備を計画的に推進します。特に管渠の整備、維持管理の充実を図ります。 【修正後】 本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道(流域下水道含む。以下同じ。)の整備促進を図ることです。 本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了していますが、下水道使用者の増加のため、事業を計画的に推進します。 併せて、事業計画区域外の生活排水処理について、検討を進める必要があります。	

城陽市一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和4年2月

城 陽 市

目 次

第1部 城陽市ごみ処理基本計画

第1章 基本的事項	3
第1節 計画改定の趣旨	3
第2節 計画の位置付け	4
1 法的位置付け	4
2 計画対象区域	4
第3節 適用範囲	5
第4節 計画目標年度	5
第2章 市の概要	6
第1節 市の概要	6
1 位置	6
2 歴史	6
3 市勢	7
4 人口	7
5 産業	10
第3章 ごみ処理の現状と課題	15
第1節 ごみ処理の現況	15
1 ごみ収集の変遷	15
2 分別区分	18
3 ごみ処理フロー	21
4 排出抑制	22
5 収集・運搬	25
6 中間処理	27
7 最終処分	28
8 関係条例等一覧	30
第2節 ごみ処理の実績	31
1 ごみの種類別排出量	31
2 ごみの性状	36
3 ごみ処理経費	37
4 ごみ処理システム分析	38
第3節 城南衛生管理組合構成市町のごみ処理状況	40
第4節 上位計画と関連計画等	40
1 国及び京都府の計画等	40
2 城南衛生管理組合の計画	42
3 市の計画	43
第5節 ごみ処理の現状及び課題の抽出	46

第2部 城陽市生活排水処理基本計画

第1章	基本方針	65
第1節	計画策定の基本的事項	65
第2節	生活排水処理に係る理念、目標	65
第3節	生活排水処理施設整備の基本方針	65
第4節	計画目標年度	65
第5節	生活排水の排出状況	66
第6節	生活排水の処理主体	66
第2章	生活排水処理計画	67
第1節	生活排水の処理計画	67
1	生活排水の処理目標	67
2	生活排水の処理形態別内訳	67
第2節	し尿・汚泥の処理計画	68
1	現況	68
2	し尿・浄化槽汚泥の排出状況	68
3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	68
4	その他	69

資料編

資料1	城陽市ごみ処理基本計画に係る排出量の推移	73
資料2	城陽市生活排水処理基本計画に係る排出量の推移	75
資料3	城陽市一般廃棄物処理基本計画策定経過	77
資料4	城陽市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	78
資料5	諮問書・答申書	79
資料6	パブリック・コメント実施結果	81
資料7	用語解説	86

第 1 部 城陽市ごみ処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

本市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき平成24年5月に策定し、平成29年3月に中間見直しを行った「城陽市ごみ処理基本計画」が令和3年度末に終期を迎えることから、新たな城陽市ごみ処理基本計画と城陽市生活排水処理基本計画からなる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

城陽市ごみ処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」に基づくほか、3つのガイドライン（「一般廃棄物会計基準（平成19年6月）」、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月）」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月）」）に基づいています。また、食品ロスの削減の推進に関する法律第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義や基本的な方向等を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）」に基づき食品ロスの削減を推進します。

また、城陽市生活排水処理基本計画については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年10月）」に基づいています。

第2節 計画の位置付け

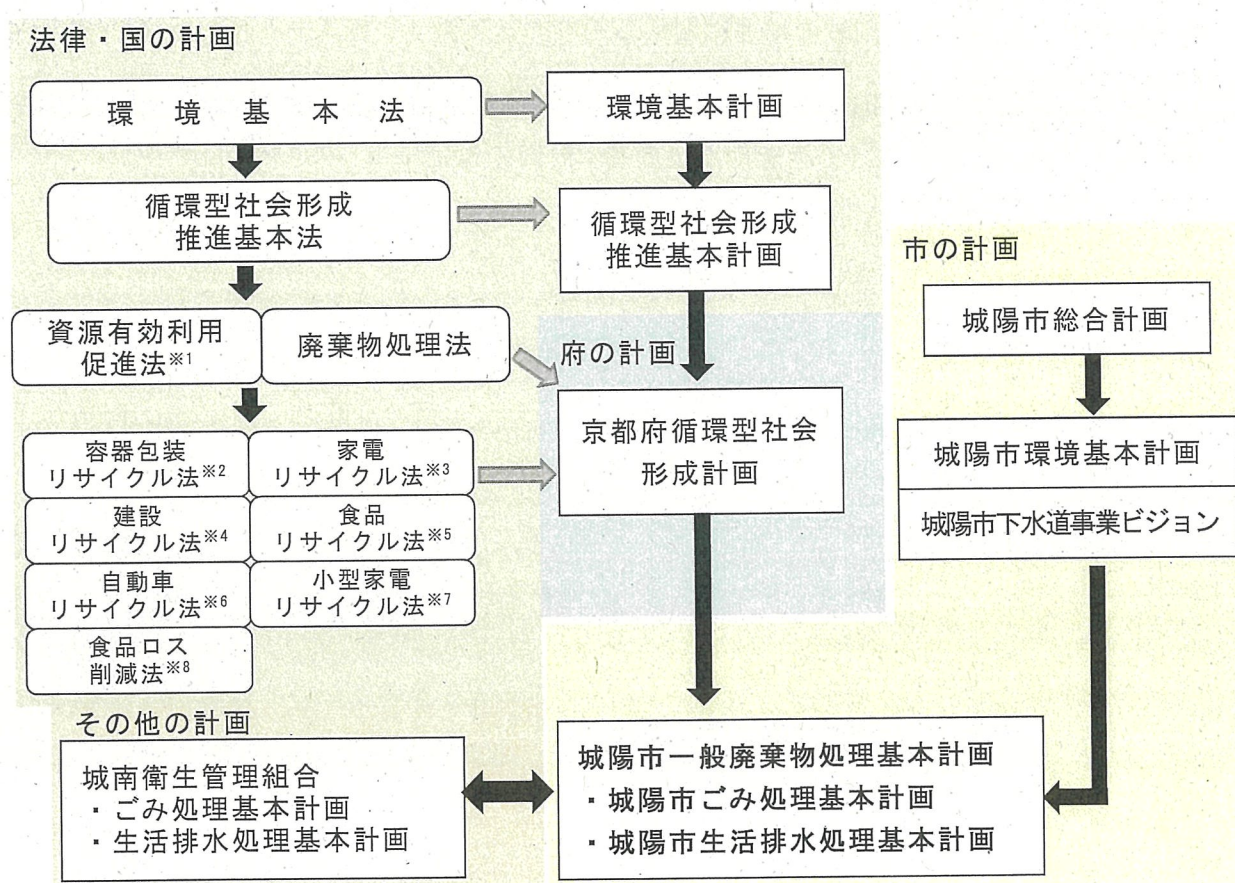
1 法的位置付け

本計画は廃棄物処理法の規定により、本市の一般廃棄物処理に関する基本的な計画として定めます。

城陽市ごみ処理基本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために上位計画などと整合を図りながら、必要な基本的事項を定めます。

城陽市生活排水処理基本計画は、し尿や浄化槽汚泥の処理先である城南衛生管理組合の生活排水処理基本計画及び城陽市下水道事業ビジョンと整合を図ります。

図表 1-2-1 計画の位置付け



各法律正式名称（以下本計画では略称を使用します）

- ※1 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ※2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ※3 特定家庭用機器再商品化法
- ※4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ※6 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ※7 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- ※8 食品ロスの削減の推進に関する法律

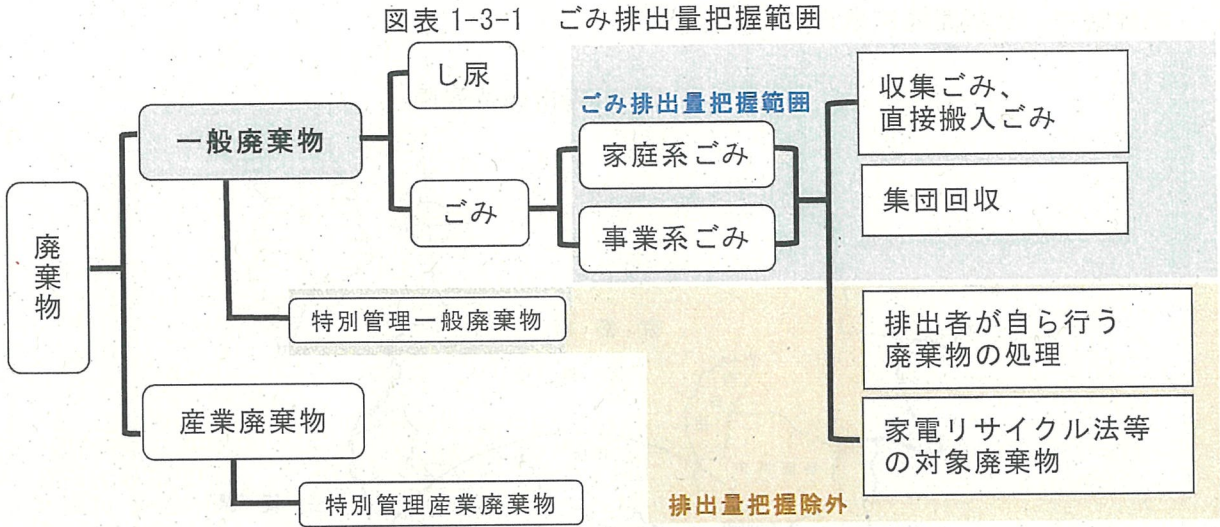
2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

第3節 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本市で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や家電リサイクル法等の対象となるリサイクル家電は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、前述の廃棄物と同様に、ごみ排出量を把握する対象から除外します。



第4節 計画目標年度

平成24年5月に策定し、平成29年3月に見直しを行った城陽市ごみ処理基本計画が令和3年度末に終期を迎えます。

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とします。また、令和8年度を中間目標年度とします。

図表 1-4-1 計画期間

計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
前計画 平成29年3月 見直し	計画期間														
本計画 令和4年3月 策定						計画期間									

第2章 市の概要

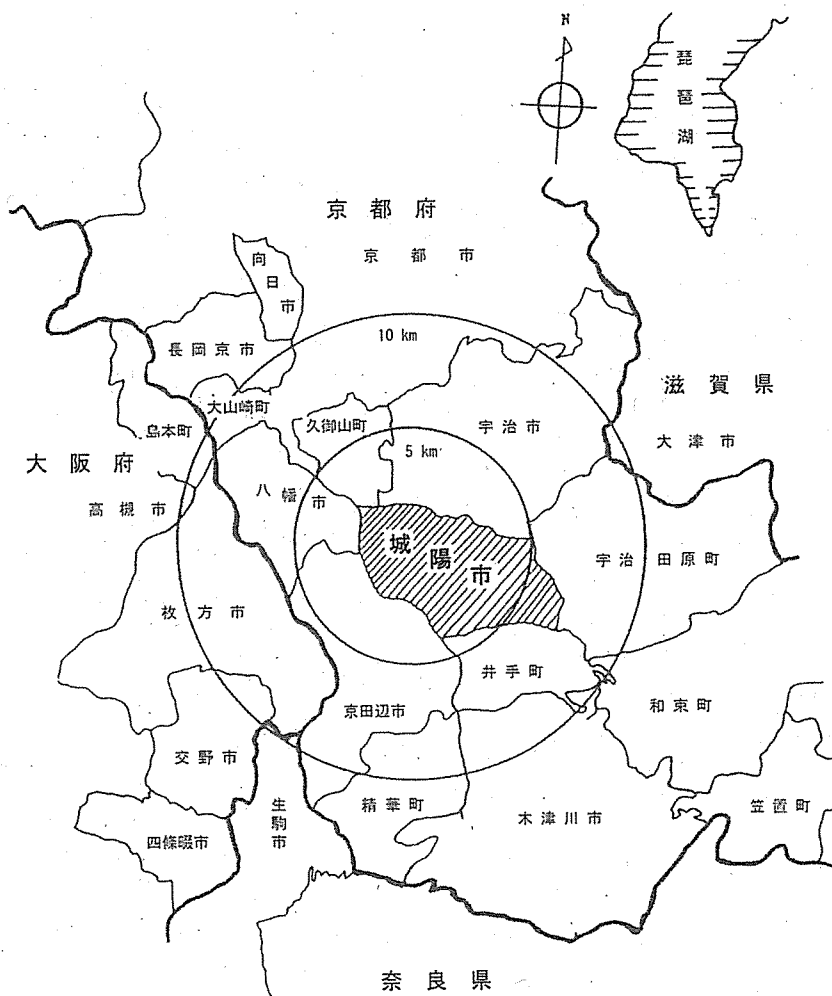
第1節 市の概要

1 位置

本市は、京都と奈良のほぼ中間に位置し、山城盆地の中央部に位置する東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71km²の都市です。

市域は西に木津川が南北に流れ、それに沿って農地が広がっています。地形は、おおむね平坦で、東部は緑豊かな丘陵地が連なり、西部にかけてなだらかに広がっています。標高は、最高の東部丘陵地で430.2m、最低は西部の13.0mです。気候は比較的温暖で、自然環境に恵まれた都市です。

図表 2-1-1 城陽市の位置図



2 歴史

京都と奈良の中間に位置する本市は、古くから文化・交通の要衝として発展し、「五里五里のさと」と呼ばれてきました。

北部の久津川周辺には、車塚をはじめとする古代の古墳や遺跡が数多く分布し、南部の長池周辺には江戸時代の大和街道の宿場町としての形態が残されています。現在の市街地は、農村集落から久津川、寺田、富野荘及び青谷の4か村の合併を経て、京都・大阪都市圏の住宅都市として発展し、現在に至っています。

3 市勢

本市は、奈良と京都の中間に位置し、昭和47年5月の市制施行以来、都市基盤の整備が進み、住宅都市として発展してきました。

現在、近鉄・JRの鉄道網とともに、国道24号、国道307号、京奈和自動車道が整備され、さらに全線開通予定の新名神高速道路の整備が進んでおり、また東部丘陵地への（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの進出など市の取り巻く情勢は大きく変貌しようとしています。

こうした本市の取り巻く状況を踏まえて、人口減少・少子高齢化等の対策として、新たな市街地や東部丘陵地の整備、JR奈良線の高速化・複線化など、交流人口の拡大となる礎を築いてきたところであり、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」の都市像を掲げて、第2次「山背五里五里のまち創生総合戦略」に基づき、増加する交流人口を定住化につなげるとともに、子育てや教育環境の充実、雇用機会の確保に取り組むなど未来に向かって大きく躍動する新たな城陽「NEW城陽」の実現に取り組んでいます。

4 人口

（1）人口及び世帯数の推移

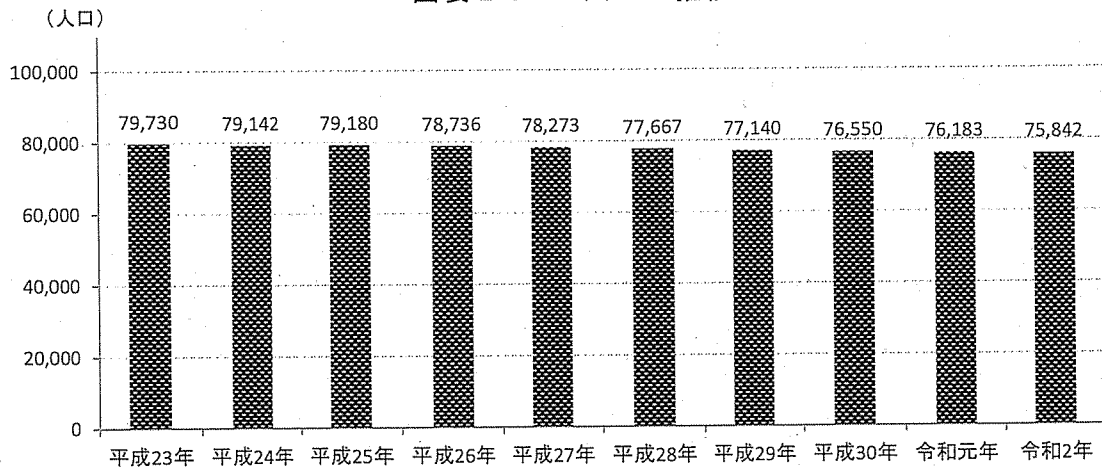
令和2年の人口は、75,842人であり、年々減少傾向です。

図表 2-1-2 人口の推移

年次	人口(人)			
	男	女	計	増減
平成23年	38,692	41,038	79,730	—
平成24年	38,390	40,752	79,142	△588
平成25年	38,399	40,781	79,180	38
平成26年	38,146	40,590	78,736	△444
平成27年	37,895	40,378	78,273	△463
平成28年	37,547	40,120	77,667	△606
平成29年	37,239	39,901	77,140	△527
平成30年	36,904	39,646	76,550	△590
令和元年	36,777	39,406	76,183	△367
令和2年	36,605	39,237	75,842	△341

住民基本台帳人口（各年10月1日）

図表 2-1-3 人口の推移



(2) 年齢別人口

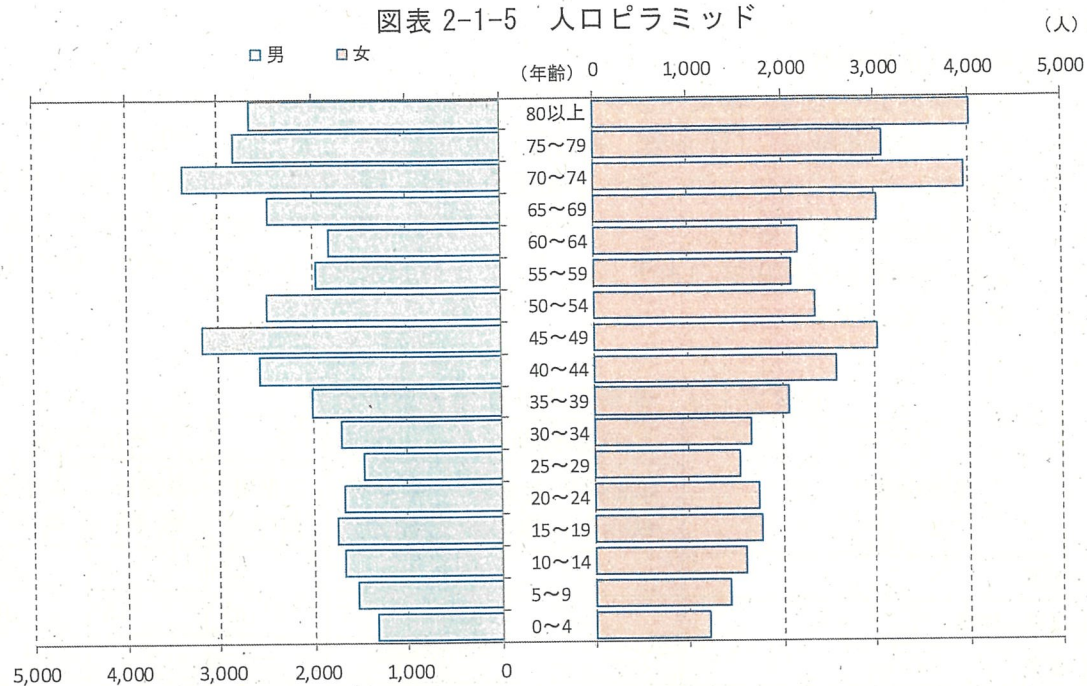
年齢別人口は、つりがね型（高齢人口の割合が少ない）が理想とされていますが、本市の年齢別人口を見ると、ひょうたん型（70～74歳人口及び45～49歳人口にピーク）になっています。中でも、0～14歳人口が少なくなっています。

図表 2-1-4 年齢別人口（令和2年4月1日現在）

年齢		年齢別人口(人)			小計
		男	女	計	
幼年人口	0～4	1,324	1,206	2,530	8,777
	5～9	1,542	1,427	2,969	
	10～14	1,688	1,590	3,278	
生産年齢人口	15～19	1,761	1,759	3,520	41,656
	20～24	1,684	1,727	3,411	
	25～29	1,475	1,528	3,003	
	30～34	1,721	1,658	3,379	
	35～39	2,019	2,063	4,082	
	40～44	2,570	2,576	5,146	
	45～49	3,175	3,024	6,199	
	50～54	2,493	2,346	4,839	
	55～59	1,978	2,084	4,062	
	60～64	1,843	2,172	4,015	
高齢人口	65～69	2,477	3,026	5,503	25,447
	70～74	3,381	3,958	7,339	
	75～79	2,832	3,084	5,916	
	80以上	2,676	4,013	6,689	
総数		36,639	39,241	75,880	

資料：城陽市統計書（令和2年版）

図表 2-1-5 人口ピラミッド



(3) 人口動態

本市の自然動態人口は、死亡数が出生数を上回る自然減の増加傾向にあります。また、社会動態人口は、例年転入よりも転出が大きく、人口が減少傾向にあります。

図表 2-1-6 人口動態

年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)		
	増減	出生	死亡	増減	転入	転出
平成 22 年	△24	630	654	△371	2,207	2,578
平成 23 年	△122	577	699	△377	2,193	2,570
平成 24 年	△110	572	682	△572	2,116	2,688
平成 25 年	△244	506	750	△68	2,251	2,319
平成 26 年	△234	528	762	△377	2,195	2,572
平成 27 年	△212	549	761	△131	2,410	2,541
平成 28 年	△225	504	729	△390	2,104	2,494
平成 29 年	△261	499	760	△325	2,061	2,386
平成 30 年	△405	469	874	△202	2,100	2,302
令和元年	△330	462	792	△40	2,267	2,307

資料：城陽市統計書（令和2年版、平成26年版）

5 産業

(1) 事業所及び従業者数

第二次産業においては、事業所数及び従業者数とも、減少傾向にあります。平成28年における事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。また、従業者数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで、「製造業」が多くなっています。次表は平成28年までの状況ですが、その後、サンフォルテ城陽や京都山城白坂テクノパークへの企業誘致が進み、事業所数や従業者数は増加しています。

図表 2-1-7 事業所及び従業者数の推移

産業分類	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
第一次産業	5	83	5	57	5	108
農業、林業	5	83	5	57	5	108
漁業	—	—	—	—	—	—
第二次産業	523	6,359	499	5,738	465	5,526
鉱業、採石業、砂利採取業	5	53	9	81	7	69
建設業	234	1,198	223	933	213	950
製造業	284	5,108	267	4,724	245	4,507
第三次産業	1,963	15,014	2,097	18,494	1,922	15,829
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1	51	—	—
情報通信業	11	66	13	62	13	25
運輸業、郵便業	35	729	31	547	29	604
卸売業、小売業	587	4,344	623	4,548	561	4,522
金融業、保険業	28	287	30	289	29	298
不動産業、物品賃貸業	193	491	196	501	179	464
学術研究、専門・技術サービス業	83	328	86	331	91	354
宿泊業、飲食サービス業	239	1,973	246	1,884	242	1,927
生活関連サービス業、娯楽業	270	1,641	277	1,517	266	1,497
教育、学習支援業	134	676	145	1,393	112	654
医療、福祉	232	3,439	280	5,406	263	4,375
複合サービス事業	13	107	12	221	12	219
サービス業(他に分類されないもの)	138	933	138	929	125	890
公務(他に分類されるものを除く)	—	—	19	815	—	—

資料：平成26年は経済センサス-基礎調査、平成24年・平成28年は経済センサス-活動調査

(2) 農業

本市の農家数は横ばい状態であり、平成27年は農家数568戸で、販売農家が多く、農家全体の51.1%を占めています。

図表 2-1-8 農家数の推移

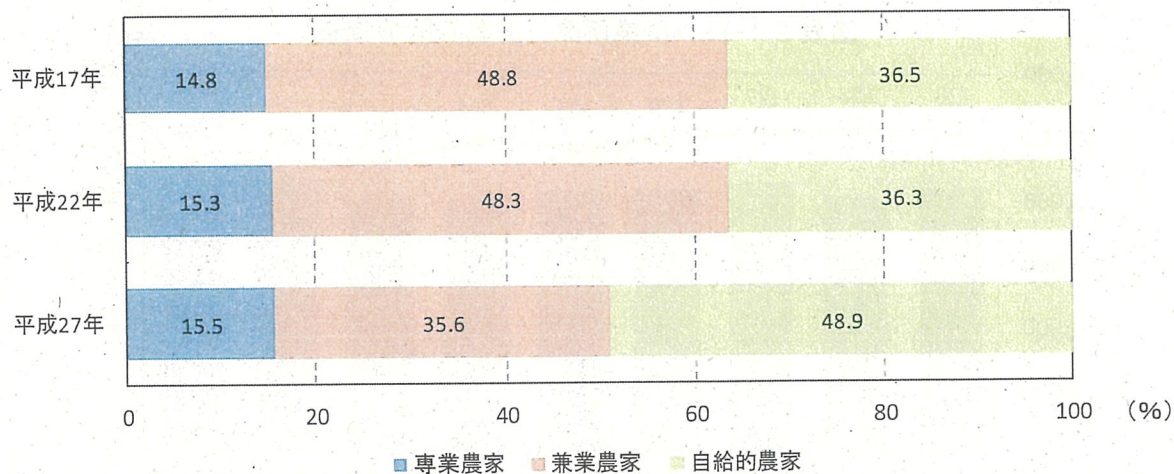
項目	農家数		自給的農家		販売農家		専業農家		兼業農家		第1種		第2種	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
平成17年	576	100	210	36.5	366	63.5	85	14.8	281	48.8	52	14.2	229	62.6
平成22年	542	100	197	36.3	345	63.7	83	15.3	262	48.3	63	18.3	199	57.7
平成27年	568	100	278	48.9	290	51.1	88	15.5	202	35.6	33	11.4	169	58.3

資料：世界農林業センサス、農林業センサス

※第1種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家

※第2種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家

図表 2-1-9 専業兼業別農家割合の推移



(3) 工業

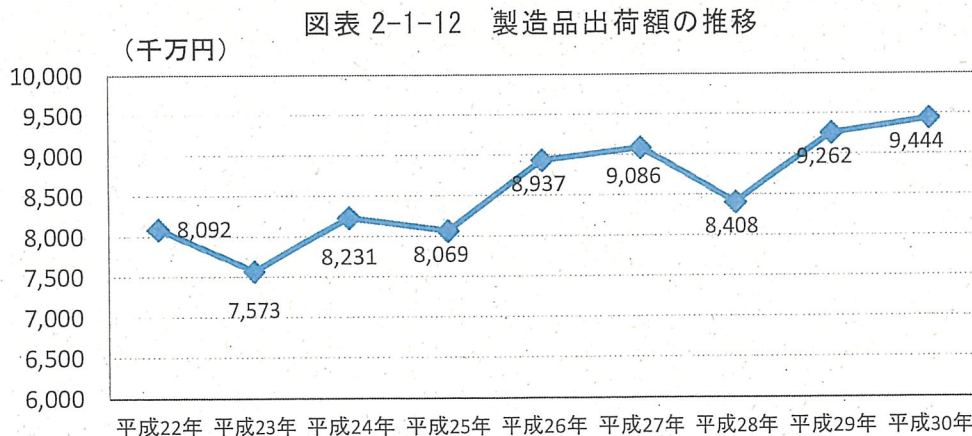
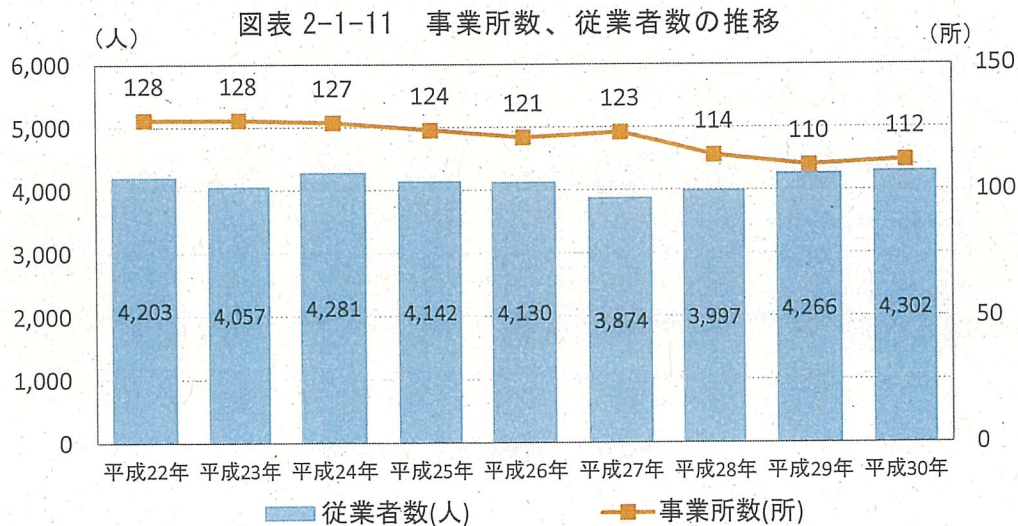
事業所数や従業者数は減少傾向にありましたが、事業所数は平成30年に、従業者数は平成28年にそれぞれ増加に転じています。本市の工業は、製造業を中心に、地場産業の金銀系加工業があります。

図表 2-1-10 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)
平成22年	128	4,203	8,092
平成23年	128	4,057	7,573
平成24年	127	4,281	8,231
平成25年	124	4,142	8,069
平成26年	121	4,130	8,937
平成27年	123	3,874	9,086
平成28年	114	3,997	8,408
平成29年	110	4,266	9,262
平成30年	112	4,302	9,444

資料：工業統計調査（平成年は平成28年経済センサス-活動調査）

※従業者数4人以上の数値



(4) 商業

事業所数、従業者数及び年間商品販売額はいずれも減少傾向にありましたが、平成26年を境に増加傾向に転じています。

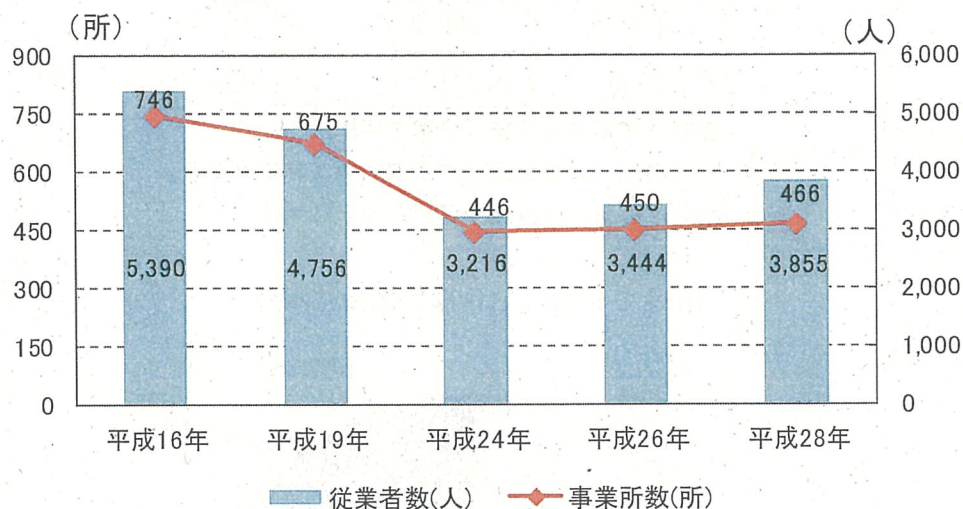
図表 2-1-13 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成16年	746	5,390	106,802
平成19年	675	4,756	93,933
平成24年	446	3,216	66,739
平成26年	450	3,444	70,165
平成28年	466	3,855	81,254

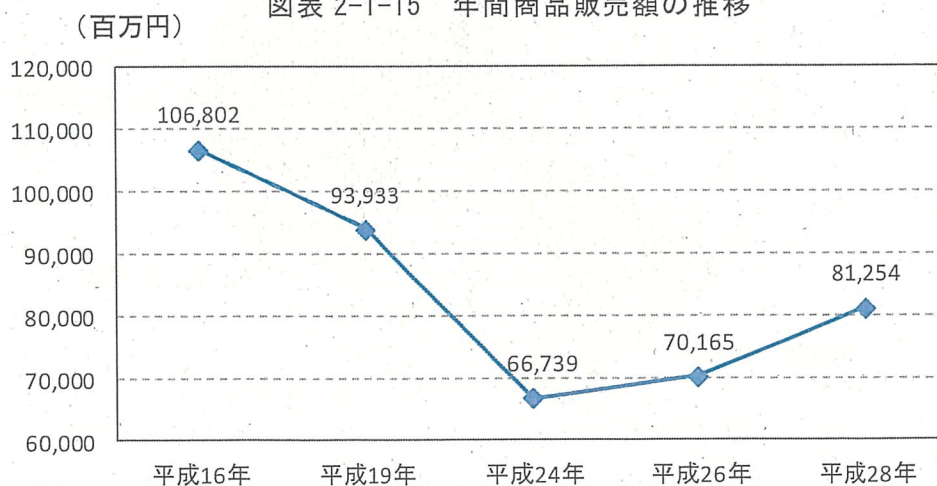
資料：城陽市統計書（令和2年版）

※平成16、19、28年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成26年は7月1日現在

図表 2-1-14 事業所数、従業者数の推移



図表 2-1-15 年間商品販売額の推移



(5) 土地利用

地目別に土地の利用状況を見ると、山林が21.2%、宅地が19.3%を占めています。

図表 2-1-16 地目別土地面積

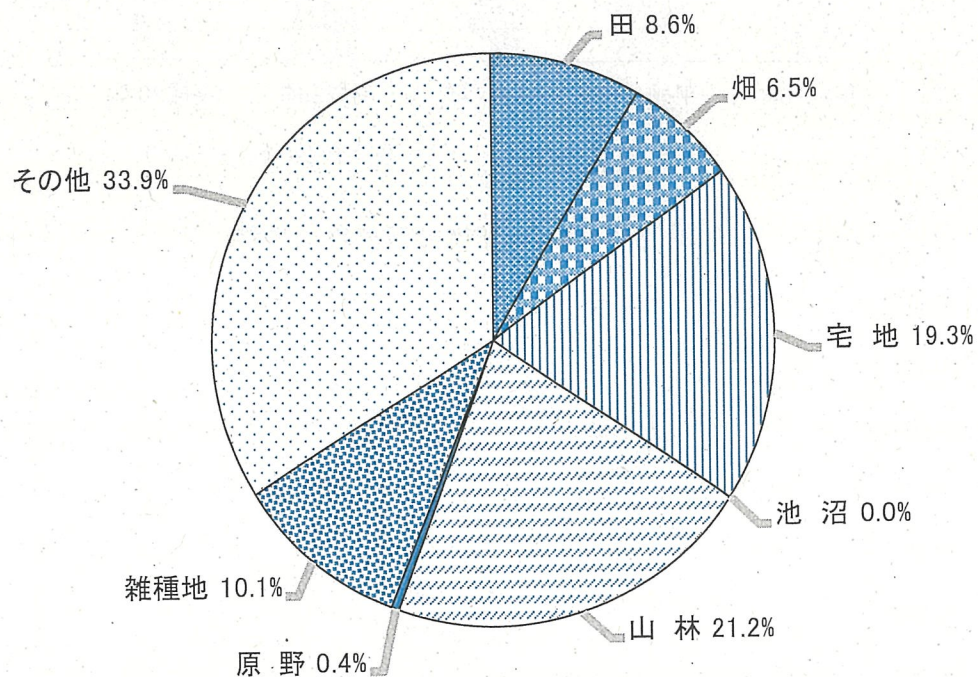
区分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	282.9	8.6
畑	211.7	6.5
宅 地	630.0	19.3
池 沼	0.6	0.0
山 林	694.3	21.2
原 野	14.2	0.4
雑種地	329.0	10.1
その他	1,108.3	33.9
合計	3,271.0	100.0

資料：城陽市統計書（令和2年版）

※「宅地」は工業団地や事業用地が含まれます。

※「その他」は道路や河川が含まれます。

図表 2-1-17 地目別土地面積割合



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ収集の変遷

図表 3-1-1 ごみ収集の変遷

年 月	出 来 事
昭和41年11月	・ごみの全域収集（直営）を開始（人口比率に応じ、久津川地域 6 回/月、寺田地域 6 回/月、富野地域 5 回/月、青谷地域 3 回/月）
昭和42年4月	・ごみの種類を「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分類
昭和43年4月	・燃えないごみの収集を全面委託化
昭和43年8月	・城南衛生管理組合 長谷山焼却場の完成、操業開始により、週 1 回収集を開始
昭和44年4月	・燃えるごみ収集（月 4 回）、燃えないごみ収集（月 3 回）を開始
昭和48年6月	・城南衛生管理組合 奥山埋立処分地竣工
昭和55年4月	・城南衛生管理組合 長谷山新清掃工場竣工
昭和56年4月	・ごみの種類を「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に名称変更
昭和57年4月	・城陽市資源再生利用補助金制度新設（3 円/kg）
昭和58年4月	・燃やすごみ収集（月4回→週2回）に変更
昭和59年11月	・廃乾電池の分別収集開始
昭和61年3月	・城南衛生管理組合 奥山リユースセンター竣工
昭和62年4月	・燃やすごみ曜日収集開始
平成2年10月	・燃やさないごみ曜日収集開始
平成4年4月	・空カン、空ビンの分別収集を一部地域で開始 ・城陽市資源再生利用補助金の単価変更（3円/kg→4円/kg）
平成5年4月	・城陽市生ごみコンポスト容器購入費補助金制度新設（コンポスト容器のみ対象）
平成7年3月	・城陽市ごみ処理基本計画策定（新規策定）
平成7年4月	・空カン、空ビン分別収集の全市実施
平成7年12月	・リサイクル用地（空カン、空ビンの仕分け用地）借用開始
平成8年10月	・城陽市廃棄物減量等推進審議会発足
平成9年4月	・収集区域を3地区（北部、中部、南部）に区割り変更 ・北部地域の燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・中部地域の燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・南部地域の燃やすごみ、燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・容器包装リサイクル法に基づく資源物（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）の全域収集開始 ・城陽市生ごみコンポスト容器等補助金に制度変更（ボカシ容器を対象に追加、制度名変更） ・城陽市資源再生利用補助金の単価変更（4 円/kg→5 円/kg）

年 月	出 来 事
平成11年1月	・城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山竣工
平成11年4月	・北部地域の燃やすごみ一部収集業務委託を開始 ・南部地域の委託に資源物（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）を追加（これにより南部地域の家庭ごみ収集は完全委託化） ・大型ごみ収集を試行開始（直営、手数料無料）
平成12年4月	・北部地域の資源物の一部収集業務委託を開始 ・城陽市生ごみ処理機等購入費補助金に制度変更（生ごみ処理機を対象に追加、制度名変更）
平成13年3月	・城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山竣工
平成13年4月	・資源物分別収集に発泡食品トレイ、発泡スチロールを全域追加 ・スプレー缶、携帯用ガスボンベの分別収集全域収集開始 ・北部地域の収集業務委託に一部燃やすごみ、一部資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・中部地域の収集業務委託に資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・南部地域の収集業務委託に資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・大型ごみ収集を本格開始（直営、手数料有料化） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴いリサイクル家電の回収実施（小売店に引き取り義務のないものを回収）
平成14年3月	・廃食用油回収ボランティア支援（啓発のぼり等）
平成15年10月	・パソコンの回収実施（当該パソコンを自主回収するメーカーがない場合に限り回収）
平成16年4月	・北部地域の収集業務委託に燃やすごみ、全資源物を追加（これにより北部地域の家庭ごみ収集は完全委託化） ・中部地域の委託に燃やすごみ、一部資源物を追加 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の品目増（冷凍庫）に伴い回収対象品目を追加
平成17年3月	・廃食用油回収ボランティア支援（啓発のぼり等）
平成18年8月	・城南衛生管理組合 クリーン21長谷山竣工
平成19年4月	・廃食用油回収開始（公共施設21拠点、月1回収、委託）
平成19年10月	・ごみネットを自治会へ配布（122自治会、1,919枚）
平成19年11月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）
平成20年4月	・容器包装リサイクル法の改正によりペットボトル収集の対象品目拡大（しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトルを追加）
平成20年5月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）
平成20年7月	・廃食用油回収拠点追加（自治会2拠点、月1回収、委託）
平成20年12月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）

年 月	出 来 事
平成21年4月	・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の品目増（薄型テレビ、衣類乾燥機）に伴い回収対象品目を追加
平成21年8月	・ 廃食用油回収拠点追加（スーパー1拠点、常時回収、直営）
平成22年4月	・ ペットボトル、紙パックの収集を月1回から月2回に拡充
平成22年8月	・ 廃食用油回収拠点追加（スーパー1拠点、常時回収、直営）
平成23年3月	・ 廃食用油回収拠点廃止（公共施設1拠点、月1回収、委託）
平成23年4月	・ 中部地域の委託に一部資源物を追加 ・ 大型ごみ収集を週2回から週3回に拡充 ・ 城陽市生ごみ処理機等購入費補助金に制度変更（コンポスト容器、ボカシ容器計1基から計2基に制度拡充）
平成24年5月	・ 城陽市ごみ処理基本計画策定（平成7年3月策定版を全面改訂）
平成25年1月	・ 指定ごみ袋制（無色透明又は白色半透明）の試行開始
平成25年4月	・ 指定ごみ袋制（無色透明又は白色半透明）の本格開始
平成26年6月	・ 城陽市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金制度新設
平成26年10月	・ 使用済小型家電回収開始（公共施設16拠点、常時回収、直営）
平成27年1月	・ プラマーク製品（プラスチック製容器包装（ペットボトルキャップ含））を資源物として収集開始 ・ 廃蛍光灯回収開始（公共施設10拠点、月1回収、直営） ・ 使い捨てライターを燃やさないごみの日に分別して収集開始
平成27年3月	・ 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山竣工
平成27年4月	・ 発泡食品トレイ、発泡スチロールの収集を取り止めプラマーク製品の収集に統合
平成28年1月	・ 使用済小型家電回収拠点追加（公共施設1拠点、常時回収、直営） ・ 廃蛍光灯回収拠点追加（公共施設1拠点、月1回収、直営）
平成28年3月	・ 家庭ごみ収集カレンダー全戸配布開始（以降毎年3月に全戸配布） ・ リサイクル用地返還
平成28年4月	・ 中部地域の収集業務委託にペットボトル、紙パックを追加（これにより家庭ごみ収集の全面委託化が完了） ・ 収集日程の東西2地区制を実施 ・ 城陽市資源再生利用補助金を城陽市資源再生利用奨励金に名称変更
平成28年6月	・ 廃食用油回収拠点追加（公共施設1拠点、月1回収、委託）
平成29年3月	・ 城陽市ごみ処理基本計画中間見直し実施（平成24年5月策定版を見直し）
平成29年10月	・ 使用済小型家電回収拠点廃止（公共施設1拠点、常時回収、直営）
平成30年3月	・ 特定家庭用機器廃棄物（リサイクル家電）の市回収を取り止め、家電回収協力店への案内に切り替え ・ 城南衛生管理組合 クリーンパーク折居竣工
平成30年5月	・ 廃食用油回収拠点廃止（自治会1拠点、月1回収、委託）

年 月	出 来 事
平成30年12月	・ 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（一部施行）及び同条例施行規則施行（一部施行）により一般廃棄物処理業の許可制度導入
令和元年5月	・ 外国人向け多言語版（英語版、中国語版、ベトナム語版）のごみ分別チラシ、DVDの配布開始
令和元年7月	・ 環境衛生のしおりを全戸配布
令和元年9月	・ 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（全面施行）及び同条例施行規則施行（全面施行）により大型ごみ手数料の改定、ごみステーションからの金属等資源物の持ち去り行為を禁止 ・ ごみステーションからの金属等資源物の持ち去り行為（条例違反行為）に対するパトロールを開始
令和2年4月	・ 大型ごみ収集を委託化
令和3年4月	・ 収集区域を4地区（北西部、北東部、南西部、南東部）に区割り変更 ・ 廃蛍光管回収を委託化

2 分別区分

本市におけるごみの分別区分は、図表 3-1-2 のとおりです。

ごみステーションで収集する家庭系ごみは、10種分別（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶・カセットボンベ、使い捨てライター、プラマーク製品、空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック、廃乾電池）として実施しております。

これら以外の家庭系ごみは、拠点回収、集団回収、戸別回収により収集しています。事業系ごみは、排出者が自己搬入しています。

なお、収集及び運搬を行わない物として、図表 3-1-3 の廃棄物を指定しており、販売店、専門処理業者等に依頼するようお願いしています。

また、家電リサイクル法の対象品目については、排出者が小売店に引き取りを依頼し、パソコンについては、パソコンメーカーによる回収・リサイクル（使用済小型家電）を利用されるようお願いしています。

図表 3-1-2 分別区分

分別区分			収集対象物	排出方法	収集方法	収集回数	
家庭系ごみ	燃やすごみ		生ごみ・板切れ（長さ50cm・厚さ5cm以内）・剪定枝（長さ50cm・太さ5cm以内）・衣類（チャックやボタンのないもの）・紙おむつ（汚物は取り除く）・紙くず・プラマーク製品（きれいでないもの）	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	ステーション方式	週2回	
	燃やさないごみ		ふとん類・陶器類・ガラス製品・金属製品・小型電気製品（ストーブ、電子レンジ、扇風機、掃除機等）・剪定枝・木材（長さ50cmを超え1m以内・太さ5cmを超え7cm以内）・プラマーク製品以外のプラスチック類（洗面器・バケツ・歯ブラシ・おもちゃ他）・乾燥剤・保冷剤・衣類（チャックやボタンのあるもの・革・ナイロン製のもの）			月2回	
	スプレー缶、カセットボンベ		スプレー缶・カセットボンベ	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出		月2回	
	使い捨てライター		使い捨てライター			月2回	
	資源物	プラマーク製品	プラマークの付いているもの（袋、キャップ・ラベル類・カップ・トレイ類・発泡トレイ・発泡スチロール・ボトル類・チューブ類）			紙パックは開いて乾燥させ、ひもで縛る	週1回
		空カン	飲み物・食べ物アルミ缶やスチール缶				隔週
		空ビン	飲み物・食べ物・調味料のガラスビン				隔週
		ペットボトル	ペットボトル				月2回
		紙パック	紙パック				月2回
		廃乾電池	乾電池（マンガン電池、アルカリ電池）	月2回			
		廃食用油	食用油	容器・ペットボトルに入れて専用回収ボックスへ投入（拠点回収）	月1回（常設は随時）		
		廃蛍光管	蛍光管		専用回収ボックスへ投入（拠点回収）	月1回	
	使用済小型家電	携帯電話・ラジオ・カメラ・ゲーム機・時計等（パソコン含）	随時				
	集団回収		新聞、雑誌、ダンボール、布類	—	—	—	
	大型ごみ（予約制）		1辺が1mを超える家具類・趣味用品等	屋外へ排出	戸別回収	週3回	
事業系ごみ	燃やすごみ		—	—	—		
	燃やさないごみ（一般廃棄物に限る）		—	—	—		
	資源物	剪定枝	—	—	—		
		魚腸骨（魚アラ）	—	—	—		

※ 以降表内等において「プラマーク製品」とは、プラスチック製容器包装を指します。

※ スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池は燃やさないごみの日に分別排出（以下本計画では同様の扱いとします。）

図表 3-1-3 収集及び運搬を行わない物

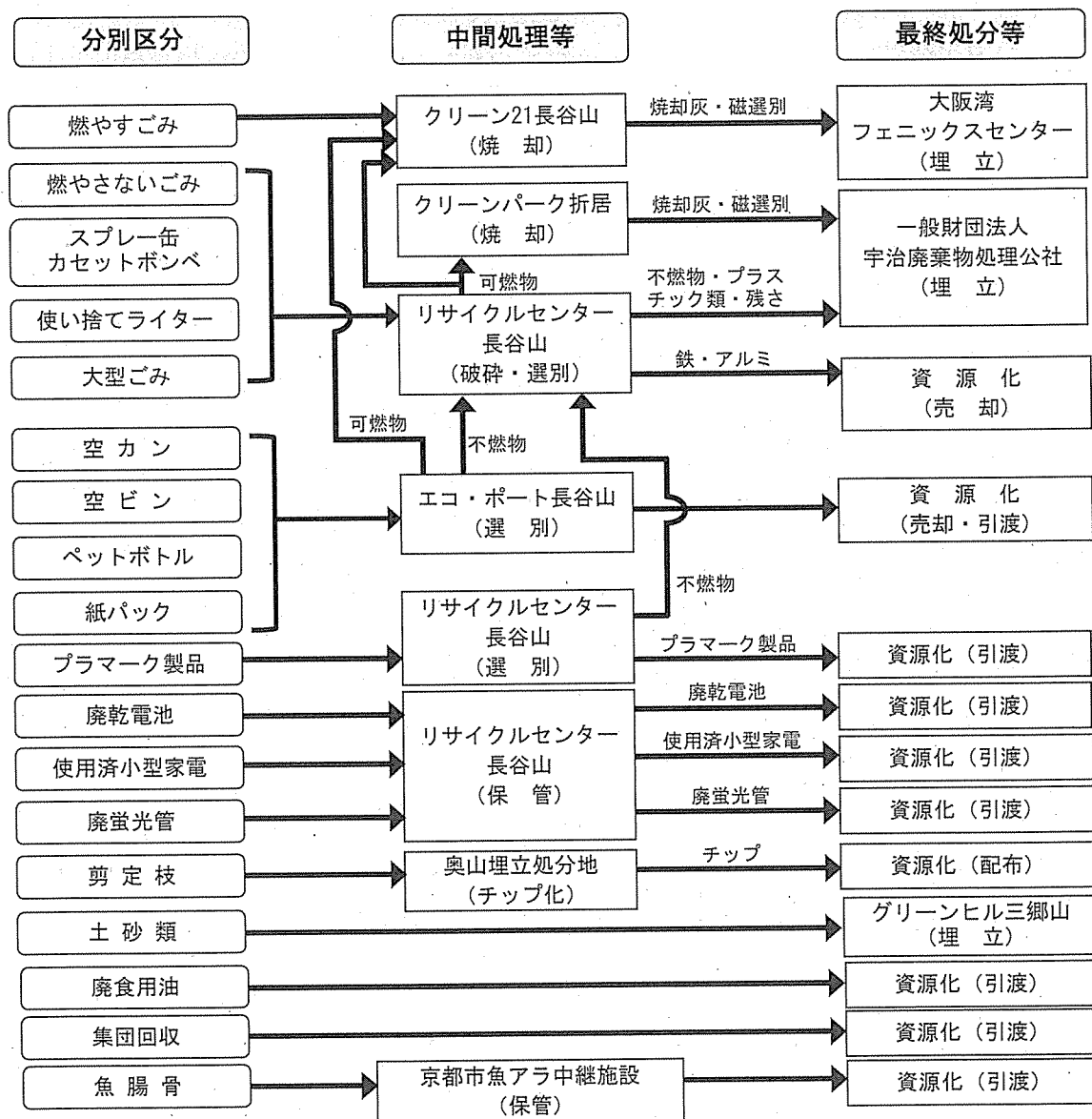
廃棄物の種類
(1) 著しく悪臭を発生させる物 (2) 引火性の物（使い捨てライター、スプレー缶及びカセットボンベを除く。ガソリン・灯油・ガスボンベ類等） (3) 有害な物質を含む物（農薬・劇薬品） (4) 特別管理一般廃棄物 (5) 廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物 (6) 家電リサイクル法第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物 (7) 処理困難物（ピアノ、消火器、自動車・バイク及びそれらの関連部品、ドラム缶、農機具） (8) 事業系一般廃棄物 (9) その他一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある物（オイル類、ペンキ類、その他液状のもので城南衛生管理組合で処理できない物）

3 ごみ処理フロー

本市の一般廃棄物の中間処理は、本市を含む宇治市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町の3市3町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）である「城南衛生管理組合」が行っています。

最終処分（埋立処分）については、城南衛生管理組合又は「大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックスセンター」という。）」、「一般財団法人宇治廃棄物処理公社」で行っています。

図表 3-1-4 本市のごみ処理フロー



4 排出抑制

本市ではごみの減量や資源化を促進するために以下の取組を実施しています。

(1) ごみの減量化

〔城陽市廃棄物減量等推進審議会〕

本市では、城陽市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会の概要は、次表のとおりです。

図表 3-1-5 城陽市廃棄物減量等推進審議会の概要

項目	概要
適用例規	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
審議事項	(1)一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項 (2)一般廃棄物の適正な処理に関する事項 (3)一般廃棄物の再生利用に関する事項 (4)その他市長が必要と認める事項
組織	市民、事業者、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者 10人以内
任期	2年

〔生ごみ処理機等購入費補助金〕

本市では、ごみ減量の施策の一環として、生ごみ処理機等の購入費補助を実施しています。補助金の概要と補助数は、次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-6 補助金の概要

項目	概要
適用例規	城陽市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
交付要件	(1)市内に住居を有し、現に居住していること (2)コンポスト容器にあっては、設置できる敷地を市内に有すること (3)防臭に努めるなど容器の適正な維持管理ができること
補助金	機器等の購入代金の1/2、限度額:20,000円(機器)、4,000円(容器)
補助台数	1世帯につき機器1基及び生ごみコンポスト容器又はボカシ容器のいずれか2基まで
交付対象	生ごみ処理機:1日につき1kg以上の生ごみ分解処理能力を有するもの コンポスト容器:耐水性及び耐久性を有し、100ℓ以上の容量のもの ボカシ容器:10ℓ以上の容量のもの

図表 3-1-7 補助数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理機(基)	10	1	5	7	15
コンポスト容器(基)	7	2	2	5	2
ボカシ容器(基)	0	0	1	2	3

(2) ごみの再資源化

[紙類・布類の回収]

本市では、ごみ減量化と再資源化を推進するため、紙類・布類は自治会や子ども会等の営利を目的としない団体が取り組む資源回収とし、回収に対する補助を実施しています。奨励金の概要と資源回収量等は、次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-8 奨励金の概要

項目	概要
適用例規	城陽市資源再生利用奨励金交付規則
対象団体	営利を目的としない団体
対象品目	新聞、雑誌、ダンボール、布類
補助金	予算の範囲内で市長が定める額 (令和2年度実績) 回収量 1 kg 当たり 5 円 1 団体当たり年間事務費 2,000 円

図表 3-1-9 資源回収量等

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施団体数 (団体)	138	138	139	139	141
回収量 (t)	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657
新聞 (t)	2,191	2,009	1,881	1,716	1,452
雑誌 (t)	756	708	678	650	611
ダンボール (t)	505	484	479	466	476
布類 (t)	209	207	203	204	118

[使用済小型家電の回収]

小型家電の中には、金・銀等の貴金属やレアメタル（希少金属）等の貴重な金属が多く含まれているものがあります。

本市では、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことを踏まえ、新たなリサイクルの取組として、平成 26 年 10 月から回収ボックスを設置し携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電を資源物として拠点回収しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-10 使用済小型家電の回収量

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
回収量 (個)	4,292	4,888	4,849	4,304	3,312
回収量 (kg)	2,880	4,411	3,887	4,026	3,932

[廃蛍光管の回収]

本市では、平成27年1月から回収ボックスを設置し拠点回収を実施しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-11 廃蛍光管の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(個)	4,766	4,348	3,755	4,533	4,141
回収量(kg)	1,191.50	1,087.00	938.75	1,133.25	1,035.25

[廃食用油の回収]

本市では、再資源化の一環として、回収事業を実施しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-12 廃食用油の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(ℓ)	13,099	13,270	11,922	11,453	13,223
うち拠点回収量(ℓ)	4,378	5,222	2,870	2,582	3,858
うち常設回収量(ℓ)	8,721	8,048	9,052	8,871	9,365

[魚腸骨(魚アラ)の回収]

事業者において、魚腸骨(魚アラ)の回収を一般廃棄物再生利用業の指定業者(2社)にて実施しています。回収した魚腸骨(魚アラ)は京都市魚アラ中継施設に搬入し、その後加工業者にて飼料の原材料として加工されています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-13 魚腸骨(魚アラ)の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(t)	180	186	186	203	193

5 収集・運搬

(1) 収集・運搬体制

本市では、経費の削減と業務の効率化を図るため段階的に市職員による直営収集から民間事業者への委託による収集へ移行を進めています。平成28年度より、ステーション方式の家庭ごみ収集は、全面委託化になりました。

また、令和2年度からは大型ごみの回収を委託化し、令和3年度からは廃蛍光管の回収を委託化しました。

図表 3-1-14 分別区分・収集方法

分別区分		収集方法	収集・運搬体制	手数料	
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託	ステーション方式	無料	
	燃やさないごみ	委託	ステーション方式	無料	
	スプレー缶、カセットボンベ	委託	ステーション方式	無料	
	使い捨てライター	委託	ステーション方式	無料	
	資源物	プラマーク製品	委託	ステーション方式	無料
		空カン	委託	ステーション方式	無料
		空ビン	委託	ステーション方式	無料
		ペットボトル	委託	ステーション方式	無料
		紙パック	委託	ステーション方式	無料
		廃乾電池	委託	ステーション方式	無料
		廃食用油	委託（一部直営）	拠点回収	無料
		廃蛍光管	委託	拠点回収	無料
		使用済小型家電	直営	拠点回収	無料
		集団回収	自治会、子ども会等が回収し、再資源業者に引き渡す。		
大型ごみ（予約制）	委託	戸別回収	有料		
家電リサイクル法対象品		小売店回収又は指定引取所への持ち込みを案内する。			
パソコン		メーカー回収又は使用済小型家電として拠点回収を案内する。			

(2) 処理手数料

本市では、大型ごみの処理手数料は、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例や同条例施行規則において料金を定めています。

また、自己搬入による処理手数料は、城南衛生管理組合が定めています。

図表 3-1-15 処理手数料

区分			金額	支払方法
大型 ごみ	ベッド 1台につき		2,000円	大型ごみの引渡し前に支払い
	スプリングマットレス 1枚につき		2,000円	
	ベビーベッド 1台につき		1,000円	
	障子、ふすまその他の建具 1枚につき		1,000円	
	スノーボード 1台につき		1,000円	
	スキー板 1組又は1枚につき		1,000円	
	サーフボード 1台につき		1,000円	
	自転車 1台につき		1,000円	
	じゅうたん（電気カーペットを含む。） 1枚につき		600円	
	編み機 1台につき		600円	
	乳母車 1台につき		600円	
	物干し竿 1本につき		200円	
	上記で定める大型ごみ以外の大型ごみ	最も長い辺が1.5m以下のもの	1,000円	
		最も長い辺が1.5mを超えるもの	2,000円	
自己 搬入	燃やすごみ	100kg までごとに	1,500 円	城南衛生管理組合搬入時に組合に支払い
	燃やさないごみ	100kg までごとに	1,500 円	
	土砂類	100kg までごとに	1,200 円 又は 1,500 円	

6 中間処理

本市のごみの中間処理は、城南衛生管理組合にて行っています。以下に、城南衛生管理組合の所有する施設について示します。

(1) 焼却施設

焼却施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-16 焼却施設の概要

項目	概要	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市 富野長谷山1-270	宇治市 宇治折居18
着工・竣工	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月	着工：平成27年2月 竣工：平成30年3月
形式	全連続燃焼式	連続燃焼式
能力	240t/日 (120t/24時間×2炉)	115t/日 (57.5t/24時間×2炉)
発電出力	4,900kW	2,110kW
運営管理体制	委託	委託

(2) 資源化施設

資源化施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-17 資源化施設の概要

項目	概要	
施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
着工・竣工	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
能力	46t/日	17t/日
運営管理体制	委託	委託
備考	空カン、空ビン、ペットボトル、紙パックを処理	プラマーク製品を処理

(3) 破碎処理施設

燃やさないごみや大型ごみの処理施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-18 破碎処理施設の概要

項目	概要
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
着工・竣工	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
形式	二軸低速回転式＋堅型高速回転式
能力	60t/日
運営管理体制	委託

7 最終処分

最終処分は、城南衛生管理組合及び一般財団法人宇治廃棄物処理公社、大阪湾フェニックスセンターで行っています。

(1) 最終処分施設（城南衛生管理組合）

城南衛生管理組合の最終処分場の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-19 一般廃棄物最終処分場（グリーンヒル三郷山）の概要

項目	概要
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1-3
着工・竣工	着工：平成 10 年 8 月 竣工：平成 13 年 3 月
全体面積	59,000m ²
埋立面積	17,000m ²
埋立容量	200,000m ³
残余容量	102,475m ³ （平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果より）
対象廃棄物	不燃ごみ、その他、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ
埋立方式	サンドイッチ工法
浸出水処理方式	生物処理方式＋高度処理
浸出水処理能力	100m ³ /日
運営管理体制	委託

(2) 最終処分施設（一般財団法人宇治廃棄物処理公社）

宇治廃棄物処理公社の最終処分場の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-20 一般財団法人宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地の概要

項目	概要
施設名称	一般財団法人宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地	宇治市池尾仙郷山 6-2
開設	昭和 53 年 6 月
敷地面積	第 1 期～第 3 期 123,459m ²
埋立容量	第 1 期～第 3 期 1,171,156m ³
対象廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ
埋立方式	サンドイッチ工法
浸出水処理方式	凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着
浸出水処理能力	390m ³ /日

(3) 最終処分施設（大阪湾フェニックスセンター）

大阪湾フェニックスセンターの概要は次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-21 大阪湾フェニックスセンターの概要

項目	概要
根拠法律	広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）
設立	昭和 57 年 3 月 1 日
広域処理対象地区	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
業務	①港湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成 ②地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て ・ 施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理 ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て ④付帯業務
資本金	1 億 3,690 万円
出資団体	地方公共団体（174 団体） 港湾管理者（4 団体）
管理委員会	管理委員長：大阪府知事 管理委員：滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事 和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表 3-1-22 大阪湾フェニックスセンターの位置及び規模

場所	位置	規模					
		面積 (ha)	埋立容量(万 m ³)				
			一般 廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎東海岸町地先	113	220	290	700	390	1,600
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘器向洋町地先	88	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	590	530	280	0	1,400
合計		499	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表中の処分場は大阪湾フェニックスセンターが所有する処分場であり、大阪湾フェニックス計画で定める受入区域に基づき、本市は泉大津沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場となっている。

8 関係条例等一覧

城陽市の一般廃棄物処理に関する条例等は次表のとおりです。

図表 3-1-23 関係条例等一覧

関 係 条 例 等
城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成 30 年 12 月 28 日 条例第 31 号)
城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 (平成 30 年 12 月 28 日 規則第 19 号)
城陽市資源再生利用奨励金交付規則 (昭和 57 年 4 月 1 日 規則第 23 号)
城陽市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱 (平成 5 年 4 月 1 日 告示第 23 号)
城陽市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金交付要綱 (平成 26 年 6 月 1 日 告示第 62 号)

第2節 ごみ処理の実績

1 ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

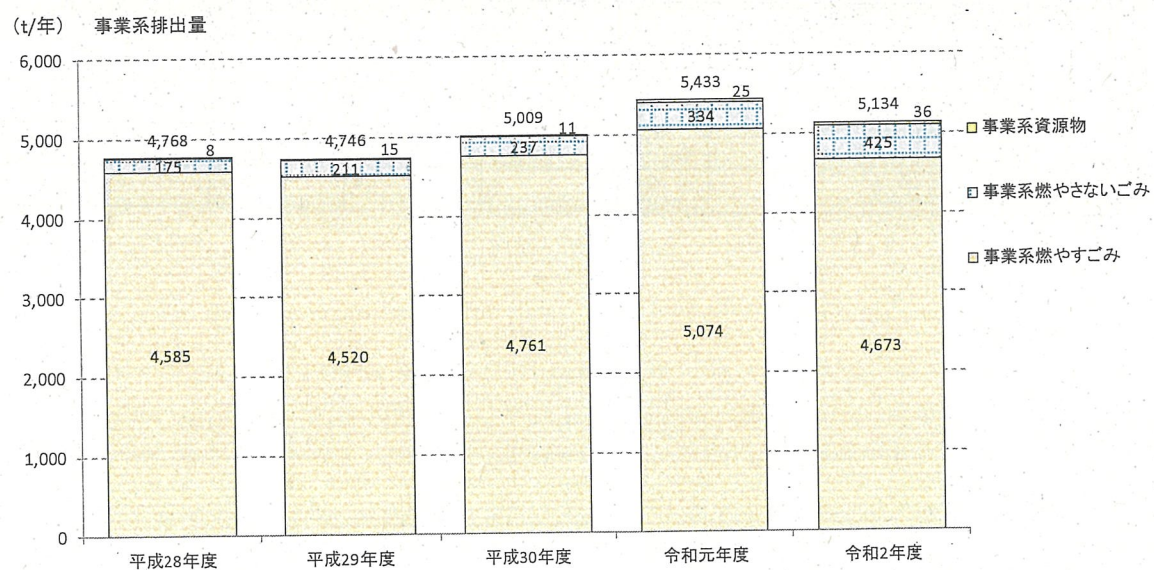
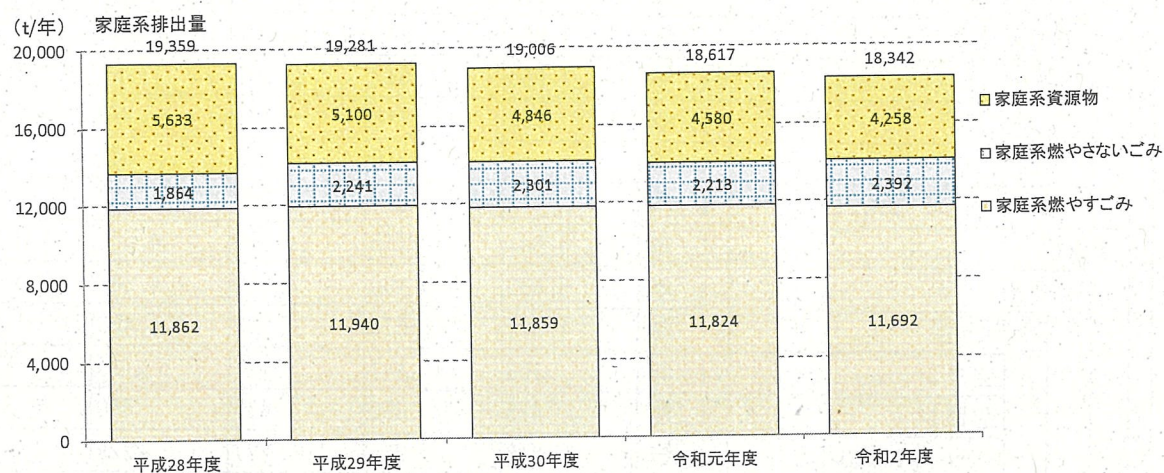
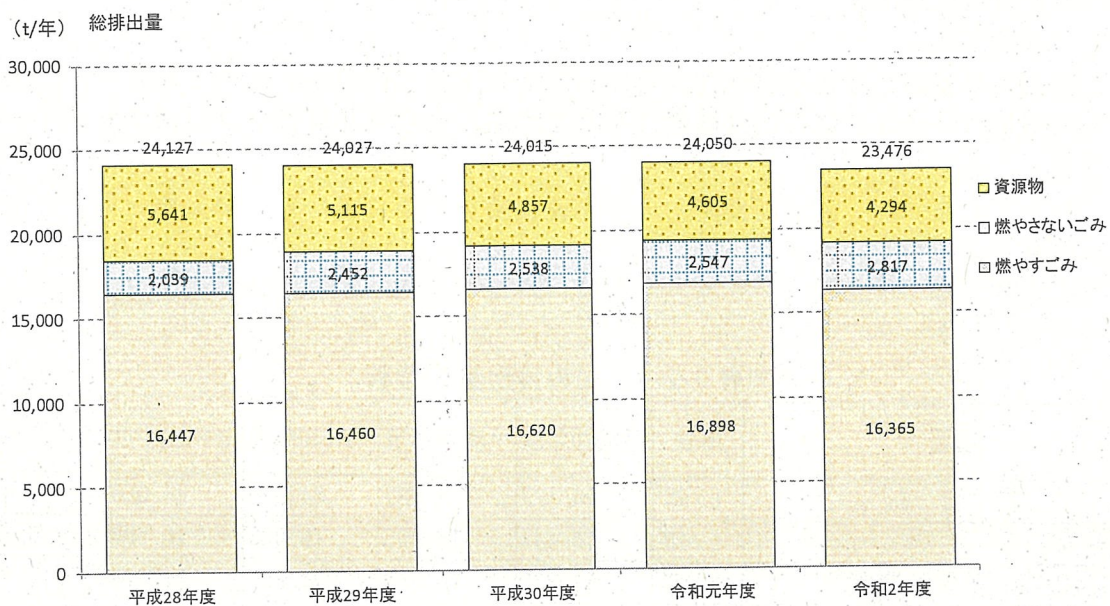
過去5年間のごみの種類別排出量は図表3-2-1及び図表3-2-2のとおりです。全体の排出量については、横ばいの傾向にありますが、令和2年度は23,476t/年と減少しました。

なお、本節では、前計画期間内の排出量実績を示すことから、前計画と同じ方法で排出量を集計しています。

図表3-2-1 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 合 計	t/年	24,127	24,027	24,015	24,050	23,476
燃やすごみ	t/年	16,447	16,460	16,620	16,898	16,365
家庭系（委託＋直営）	t/年	11,862	11,940	11,859	11,824	11,692
事業系（自己搬入）	t/年	4,585	4,520	4,761	5,074	4,673
燃やさないごみ	t/年	2,039	2,452	2,538	2,547	2,817
家庭系（委託＋直営）	t/年	1,864	2,241	2,301	2,213	2,392
燃やさないごみ	t/年	1,665	1,812	2,011	1,962	2,179
大型ごみ	t/年	109	113	131	123	113
土砂	t/年	90	316	159	128	100
事業系（自己搬入）	t/年	175	211	237	334	425
資源物	t/年	5,641	5,115	4,857	4,605	4,294
家庭系	t/年	5,633	5,100	4,846	4,580	4,258
容器包装	t/年	1,865	1,574	1,502	1,483	1,515
空カン	t/年	168	147	127	130	153
空ビン	t/年	473	450	435	410	427
ペットボトル	t/年	218	217	227	229	235
紙パック	t/年	25	25	24	24	25
プラマーク製品	t/年	981	735	689	690	675
剪定枝	t/年	99	109	93	52	76
廃乾電池	t/年	8	9	10	9	10
集団回収	t/年	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657
事業系（剪定枝）	t/年	8	15	11	25	36

図表 3-2-2 ごみ排出量の推移



(2) 1人1日当たりごみ排出量

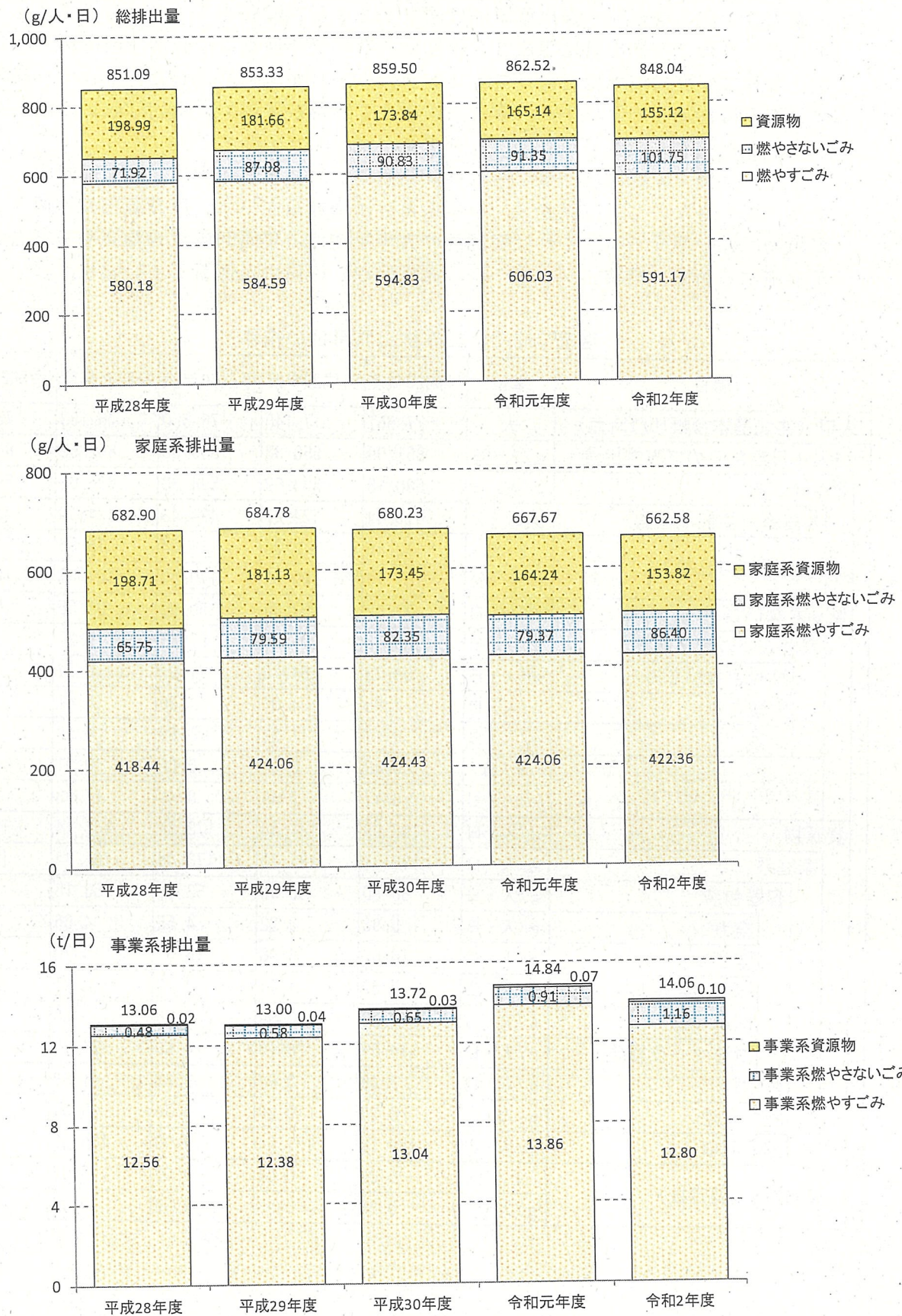
過去5年間の種類別の排出原単位は図表3-2-3及び図表3-2-4のとおりです。1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度から令和元年度までは微増傾向にありましたが、令和2年度は前年度と比べて14.5g/人・日が減少しました。これは、燃やさないごみは増加していますが、事業系燃やすごみ及び資源物（集団回収）の減少が大きいことから1人1日当たりのごみ排出量が減少したものです。

この5年間で家庭系燃やすごみは横ばい傾向、事業系燃やすごみは増加傾向です。また、燃やさないごみは家庭系、事業系ともに増加傾向です。再資源化の指標となる資源物は減少傾向です。これは資源物の大半を占める集団回収（自治会や子ども会等が実施する新聞、雑誌、ダンボール、布類回収）の減少が影響しています。

図表3-2-3 ごみ排出原単位の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口（住民基本台帳10/1時点）	人	77,667	77,140	76,550	76,183	75,842
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	851.09	853.33	859.50	862.52	848.04
燃やすごみ	g/人・日	580.18	584.59	594.83	606.03	591.17
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	418.44	424.06	424.43	424.06	422.36
事業系（自己搬入）	t/日	12.56	12.38	13.04	13.86	12.80
	g/人・日	161.74	160.53	170.40	181.97	168.81
燃やさないごみ	g/人・日	71.92	87.08	90.83	91.35	101.75
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	65.75	79.59	82.35	79.37	86.40
燃やさないごみ	g/人・日	58.73	64.36	71.97	70.37	78.71
大型ごみ	g/人・日	3.85	4.01	4.69	4.41	4.08
土砂	g/人・日	3.17	11.22	5.69	4.59	3.61
事業系（自己搬入）	t/日	0.48	0.58	0.65	0.91	1.16
	g/人・日	6.17	7.49	8.48	11.98	15.35
資源物	g/人・日	198.99	181.66	173.84	165.14	155.12
家庭系	g/人・日	198.71	181.13	173.45	164.24	153.82
容器包装	g/人・日	65.80	55.90	53.76	53.18	54.73
空カン	g/人・日	5.93	5.22	4.55	4.66	5.53
空ビン	g/人・日	16.69	15.98	15.57	14.70	15.43
ペットボトル	g/人・日	7.69	7.71	8.12	8.21	8.49
紙パック	g/人・日	0.88	0.89	0.86	0.86	0.90
プラマーク製品	g/人・日	34.61	26.10	24.66	24.75	24.38
剪定枝	g/人・日	3.49	3.87	3.33	1.86	2.75
廃乾電池	g/人・日	0.28	0.32	0.36	0.32	0.36
集団回収	g/人・日	129.14	121.04	116.00	108.88	95.98
事業系（剪定枝）	t/日	0.02	0.04	0.03	0.07	0.10
	g/人・日	0.28	0.53	0.39	0.90	1.30

図表 3-2-4 ごみ排出原単位の推移



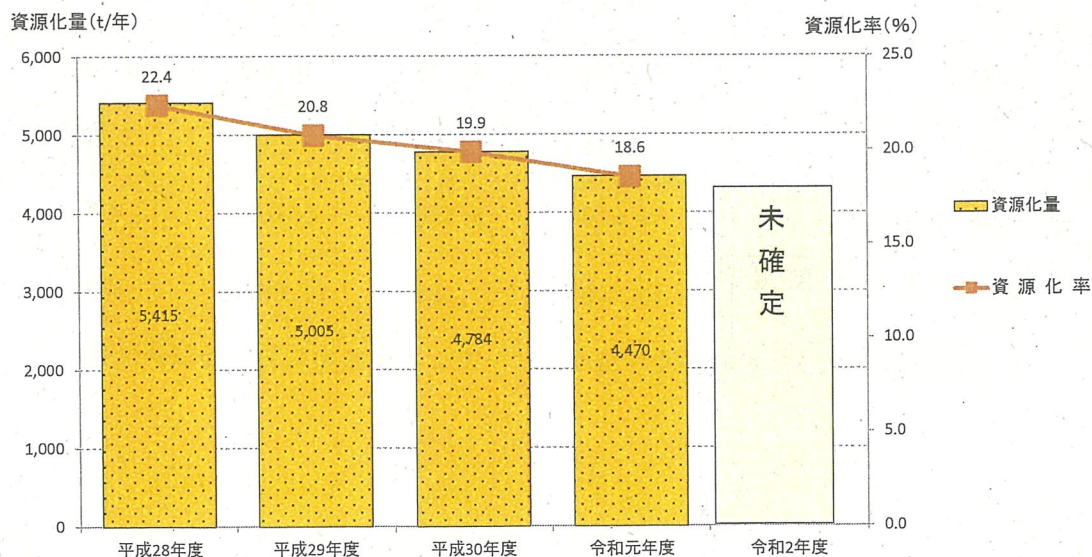
(3) 資源化量

過去5年間でみると資源化量は減少傾向にあります。ごみ総合計の減少割合に対しての資源化量の減少割合が大きいいため、資源化率も減少傾向にあります。

図表 3-2-5 資源化量の推移

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)
	資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)	
合計	5,641	5,415	5,115	5,005	4,857	4,784	4,605	4,470	4,294	未確定
容器包装	1,865	1,301	1,574	1,093	1,502	1,040	1,483	1,030	1,515	1,057
	69.8%		69.4%		69.2%		69.5%		69.8%	
空カン	168	135	147	117	127	100	130	105	153	127
	80.4%		79.6%		78.7%		80.8%		83.0%	
空ビン	473	267	450	233	435	223	410	213	427	205
	56.4%		51.8%		51.3%		52.0%		48.0%	
ペットボトル	218	175	217	181	227	194	229	194	235	202
	80.3%		83.4%		85.5%		84.7%		86.0%	
紙パック	25	24	25	25	24	23	24	24	25	24
	96.0%		100.0%		95.8%		100.0%		96.0%	
プラマーク製品	981	700	735	537	689	500	690	494	675	499
	71.4%		73.1%		72.6%		71.6%		73.9%	
剪定枝	107	107	124	124	104	104	77	77	112	112
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
廃乾電池	8	8	9	9	10	10	9	9	10	10
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
破碎処理後の資源物	—	138	—	164	—	182	—	96	—	未確定
選別処理後の資源物	—	200	—	207	—	207	—	222	—	未確定
集団回収	3,661	3,661	3,408	3,408	3,241	3,241	3,036	3,036	2,657	2,657
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
ごみ総排出	24,127	5,415	24,027	5,005	24,015	4,784	24,050	4,470	23,476	未確定
	22.4%		20.8%		19.9%		18.6%		未確定	

図表 3-2-6 資源化量及び資源化率の推移



2 ごみの性状

平成28年度から令和2年度に実施された城南衛生管理組合における可燃ごみの分析結果は、次表のとおりです。

組成ドライベース分析では例年紙が最も多く、次いで不適物としてのプラスチック類、繊維が多い状況です。プラスチック類はきれいではないためプラマーク製品として排出できず、可燃ごみとされたプラマーク製品と、燃やさないごみとして排出すべきプラスチック類を合わせた割合です。また、成分分析では水分の割合が多く、引き続き生ごみの水切りの徹底が重要です。

図表 3-2-7 可燃ごみの組成・成分分析結果

図表 3-2-7 可燃ごみの組成 成分分析結果

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組成 ドライベース (%)	可燃物	紙	45.72	38.85	42.35	48.01	33.93
		動・植物厨芥	9.54	7.43	12.24	5.15	8.28
		草・木	12.90	9.52	9.00	9.45	9.18
		繊維	7.76	9.64	11.71	13.24	13.27
	雑物	5mm 以上	1.81	2.74	3.43	2.88	6.17
		5mm 未満	3.45	5.19	3.06	1.88	4.28
	不燃物	ガラス・石等	0.61	0.58	0.48	0.07	0.31
		金属類	0.71	1.63	0.52	0.08	0.55
	不適物	プラスチック類	16.79	23.76	16.69	19.08	22.67
		ゴム・皮革	0.71	0.66	0.52	0.16	1.36
成分 (%)	水分		47.90	47.90	48.78	43.99	45.99
	可燃分		46.45	46.25	46.04	52.31	47.58
	灰分		5.65	5.85	5.18	3.70	6.43
推定熱量 (kJ/kg)			8,810	8,770	8,700	10,170	9,100
混焼ごみ推定発熱量 (kJ/kg)			10,560	11,030	11,070	11,400	10,840

* 本市の燃やすごみ処理施設であるクリーン21長谷山における試験結果

3 ごみ処理経費

過去5年間で見ると、本市のごみ処理経費は、年間約8億2千万円～9億3千万円で推移しており、ごみ種類別では、燃やすごみの処理経費が最も多くなっています。また、ごみ1t当たりでは、約3万4千円～3万9千円、1世帯当たりでは、年間約2万3千円～2万7千円かかっています。

図表 3-2-8 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量総合計	t	24,127	24,027	24,015	24,050	23,476
世帯数(10.1時点)	世帯	34,568	34,599	34,684	34,888	35,061
燃やすごみ処理経費	千円	687,738	702,027	622,340	622,021	637,675
人件費	千円	5,160	4,930	4,787	4,670	4,762
衛管負担金	千円	493,412	509,472	429,220	424,891	441,916
ごみ減量推進経費	千円	110	181	128	120	65
収集業務委託料	千円	181,270	180,297	180,561	183,596	183,969
清掃車管理経費	千円	480	279	318	441	536
センター管理経費	千円	3,212	3,278	3,674	4,098	2,859
ごみ散乱防止ネット購入費補助金	千円	527	411	364	498	584
その他	千円	3,567	3,179	3,288	3,707	2,984
燃やさないごみ処理経費	千円	91,195	110,019	100,403	97,467	111,554
人件費	千円	5,836	4,938	4,702	3,529	3,730
衛管負担金	千円	57,962	72,517	62,162	60,950	73,018
ごみ減量推進経費	千円	39	53	67	74	54
収集業務委託料	千円	26,815	32,134	33,039	32,452	34,204
清掃車管理経費	千円	543	377	433	462	548
資源物処理経費	千円	116,782	102,413	89,082	84,715	89,019
人件費	千円	7,105	5,313	5,093	4,306	5,114
衛管負担金	千円	59,374	52,856	41,734	39,452	44,205
ごみ減量推進経費	千円	18,763	17,339	16,580	15,600	13,831
資源化推進経費	千円	612	725	599	427	673
収集業務委託料	千円	30,271	25,774	24,605	24,363	24,443
清掃車管理経費	千円	657	406	471	567	753
大型ごみ処理経費	千円	17,130	17,397	16,985	15,163	13,988
人件費	千円	12,688	13,149	12,810	11,217	180
衛管負担金	千円	3,254	3,511	3,383	3,093	3,051
清掃車管理経費	千円	1,178	727	792	853	—
収集業務委託料	千円	—	—	—	—	10,757
その他	千円	10	10	—	—	—
処理経費総額	千円	912,845	931,856	828,810	819,366	852,236
1t当たり処理経費	円	37,835	38,784	34,512	34,069	36,302
1世帯当たり処理経費	円	26,407	26,933	23,896	23,486	24,307

資料：行政経費の状況（決算）

4 ごみ処理システム分析

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際は、変更や新規導入の必要性和環境負荷や経済面等に係る利点を、住民や事業者の説明することが求められます。

このことから、環境省より「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されました。

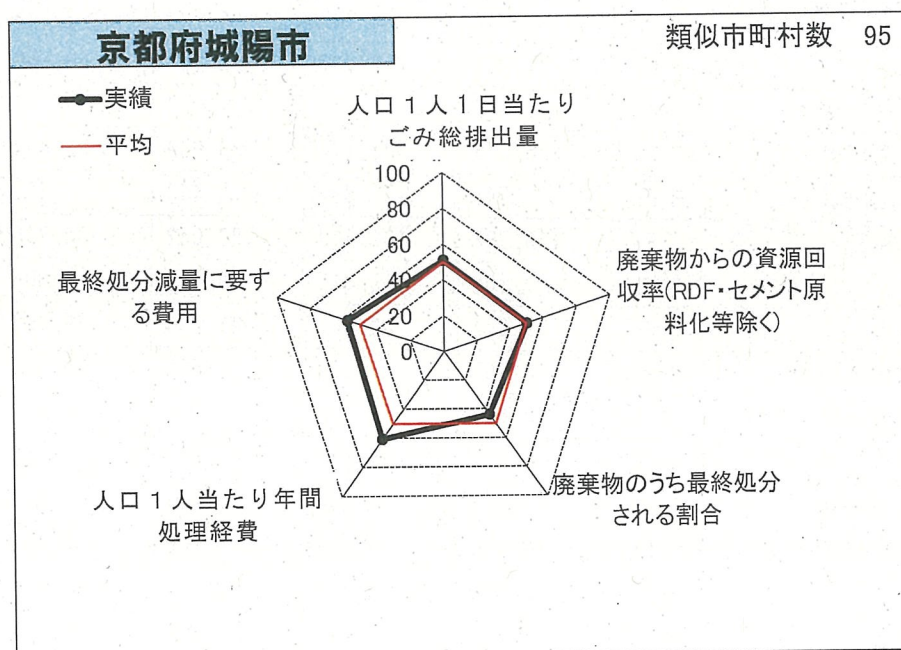
この指針は、分別収集、リサイクル、最終処分等からなる一般廃棄物処理の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方や処理に関する事業効果とその指標等評価の考えを内容としています。

この指針に基づき、(財)日本環境衛生センターが構築した「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用した本市の廃棄物処理システム分析は、図表 3-2-9 から図表 3-2-11 のとおりです。

図表 3-2-9 評価支援ツールに用いた城陽市の概要（令和元年度実績）

都市の形態	都市
人口区分	Ⅱ：50,000人以上～100,000人未満
産業構造	3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上
類似市町村数	95

図表 3-2-10 評価支援ツールによる分析結果（令和元年度実績）



図表 3-2-11 評価支援ツールによる分析結果

標準的な指標	① 1人1日当たりご み総排出量 (kg/人・日)	② 廃棄物からの資 源回収率※ (t/t)	③ 廃棄物のうち最 終処分される割 合 (t/t)	④ 1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	⑤ 最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
最小	0.674	0.071	0	6,937	19,389
城陽市実績	0.870	0.183	0.146	9,527	32,075
偏差値	51.0	50.3	43.7	60.4	57.7

※資源回収率は、RDF・セメント原料化等を除く。

評価支援ツールによる分析結果についての評価

① 1人1日当たりごみ総排出量

本市の人口1人1日当たりのごみ排出量は0.870kgで、類似都市平均0.882kgを下回っています。本市は、95自治体中上から48番目です。少ない排出量が上位です。

② 廃棄物からの資源回収率

本市の廃棄物1t当たりの資源回収量は、0.183tで、類似都市平均の0.181tよりも多くなっています。本市は95自治体中上から41番目です。回収率が高い自治体が上位です。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、廃棄物1t当たり0.146tで、類似都市平均の0.087tに対し多くなっています。本市は95自治体中上から84番目です。少ない割合が上位です。

④ 1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たりの年間ごみ処理経費は9,527円で、類似都市平均12,705円を下回っています。本市は95自治体中上から13番目です。少ない処理経費が上位です。本市ではごみステーションからのごみ収集は全面委託化が完了する等、業務の委託化を進めております。このため経費が類似団体の中でも少なくなっています。

⑤ 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は1t当たり32,705円で、類似都市平均の40,739円に対し少なくなっています。本市は95自治体中上から19番目です。費用が少ない自治体が上位です。

第3節 城南衛生管理組合構成市町のごみ処理状況

城南衛生管理組合の構成市町のごみ処理状況は次表のとおりです。構成市町と比較すると、本市の1人1日当たり排出量は3番目に少なく、リサイクル率は2番目に高くなっています。

図表 3-3-1 構成市町のごみ処理状況（令和元年度分）

自治体名	計画処理区 域内人口 (人)	集団回収を除いたごみ排出の量(t)			1人1日当 たり排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	集団回収 量(t)	リサイクル 率(%)
		生活系 ごみ(t)	事業系 ごみ(t)					
城陽市	76,183	21,226	15,591	5,635	761	1,416	3,036	18.3
宇治市	186,095	46,868	34,669	12,199	688	3,624	7,371	20.3
久御山町	15,977	7,397	3,971	3,426	1,265	404	0	5.5
八幡市	70,958	19,584	15,460	4,124	754	1,036	1,733	13.0
井手町	7,411	2,488	1,965	523	917	186	144	12.5
宇治田原町	9,272	2,846	2,443	403	839	177	384	17.4

資料：京都府の一般廃棄物の処理状況

※この集計は京都府が独自集計しているため、本市の集計方法とは異なります。

第4節 上位計画と関連計画等

1 国及び京都府の計画等

(1) 廃棄物処理法基本方針

『廃棄物処理法基本方針』（平成28年1月）では、次表のとおり減量化に関する目標値が設定されています。目標年次は経過しておりますが、今後同方針の内容に大幅な変更があった場合に改定されます。

図表 3-4-1 廃棄物処理法基本方針の目標

項目		内容
一般 廃棄 物減 量化	一般廃棄物の減量化の目標量	令和2年度において排出量約12%削減（平成24年度比）
	再生利用率の目標量	令和2年度において再生利用率約27%に増加（平成24年度約21%）
	最終処分量	令和2年度において約14%削減（平成24年度比）
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	令和2年度において500g
その 他	家庭系食品ロスの発生量把握市町村	平成30年度に200市町村（平成25年度43市町村）
	小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	平成30年度までに100%（平成25年度約59%）
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	平成30年度までに80%（平成25年度約43%）

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会推進基本計画（平成30年6月）では、地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標として、ごみの減量や分別等に取り組むための指標を示しています。

図表 3-4-2 循環型社会形成推進基本計画の目標

項目		内容
一般廃棄物減量化	1人1日当たりのごみ排出量	令和7年度に約850g/人・日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度に約440g/人・日
	事業系ごみ排出量	令和7年度に約1,100万t
	家庭系食品ロス量	令和12年度に平成12年度の半減
その他	循環型社会ビジネスの市場規模	令和7年度に平成12年度の約2倍
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	令和4年度に21%

(3) 第2期京都府循環型社会形成計画

京都府循環型社会形成計画（平成29年3月）では、京都府における循環型社会の形成を計画的かつ総合的に推進していくため、排出量や再生利用率などの目標を掲げています。第3期計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）の策定が進められています。

図表 3-4-3 京都府循環型社会形成計画の目標

項目		内容
一般廃棄物減量化	排出量	令和2年度において705千t（平成27年度比16.4%削減）
	再生利用率の目標量	令和2年度において再生利用率18.3%に増加（平成24年度15.6%）
	減量率	令和2年度68.7%（平成27年度実績値71.4%）
	最終処分量	令和2年度において92千t（平成27年度比約16.4%削減）
その他	家庭系食品ロスの発生量把握市町村	平成30年度に8市町村（平成27年度4市町村）
	小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	平成30年度までに26市町村（平成27年度21市町村）
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	平成30年度までに26市町村（平成27年度18市町村）

2 城南衛生管理組合の計画

城南衛生管理組合は、構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町）の日常生活から排出されるごみの処理・処分、リサイクル事業、し尿収集・運搬・処理・処分を実施しています。

城南衛生組合では、平成30年度にごみ処理基本計画を改訂しています。

図表 3-4-4 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画の目標

項目	平成 29 年度 実績	令和 5 年度 目標値	平成 29 年度 との比較
ごみ総排出量	113,585 t	111,704 t	1,881 t 減 (1.7%減)
家庭系ごみ排出量	72,657 t	70,968 t	1,689 t 減 (2.3%減)
事業系ごみ排出量	26,338 t	26,013 t	325 t 減 (1.2%減)
再資源化量	22,463 t	22,745 t	282 t 増 (1.3%増)
最終処分量	15,429 t	14,020 t	1,409 t 減 (9.1%減)

図表 3-4-5 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画の取組内容

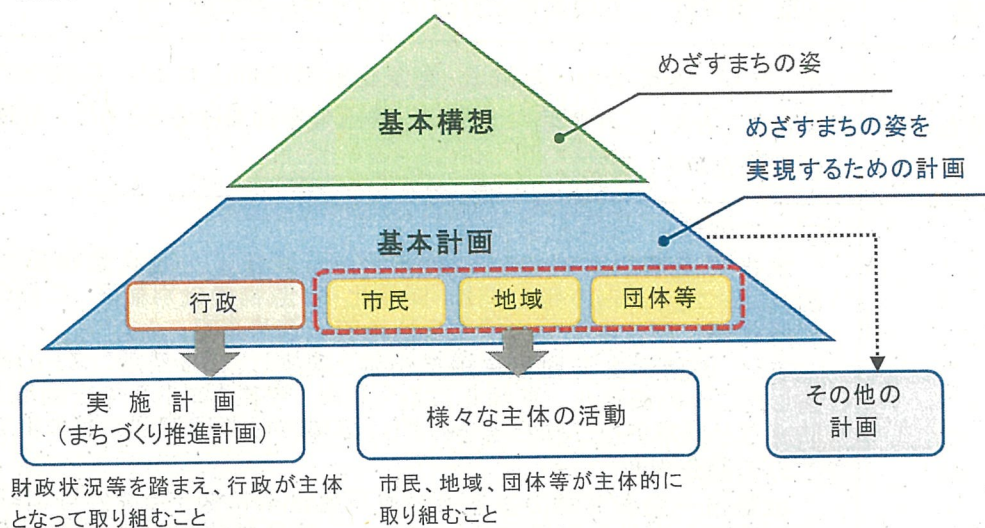
施策種別	施策名称	施策概要
発生抑制、 再利用の推進	環境教育、普及啓発活動	広報紙、組合 HP、ラジオ、環境まつり、施設見学等
	再資源化の促進	プラスチック製容器包装の資源化、自転車工房や衣服工房による資源化への意識啓発
	地球環境保全の取組	環境マネジメントシステムを基に環境負荷低減、温室効果ガス削減
	処理手数料の検討	処理手数料の検討
処理体制	事業系一般廃棄物の減量化・資源化対策	展開検査等による排出指導
その他	資源の利用促進	剪定枝チップの利用促進
	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保

3 市の計画

(1) 第4次城陽市総合計画

「第4次城陽市総合計画」は平成29年3月に策定され、本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示す「基本構想」、基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した「基本計画」で構成されています。それぞれの位置付けは次表のとおりです。

図表 3-4-6 第4次城陽市総合計画及びまちづくり推進計画の位置付け



①基本構想

「第4次城陽市総合計画」の基本構想の概要は、次表のとおりです。まちづくり目標の「第4章 “生活輝く” 自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕」における政策「第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する」で目標が示されています。

図表 3-4-7 第4次城陽市総合計画の基本構想

区分	概 要
将来像	歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽
目標年次	令和8年度(2026年度)
まちづくりの目標	(1) “未来輝く” にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕 (2) “生命輝く” 安心とふれあいがひろがるまち〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕 (3) “笑顔輝く” 愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕 (4) “生活輝く” 自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕 ①魅力的な住環境をつくる ②緑豊かなまちを実現する ③上下水道の適切な管理運営を図る ④安全で快適な道づくりを推進する ⑤交通安全対策を推進する ⑥浸水被害の軽減を図る ⑦環境を守り育てる ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する (5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕 (6) 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

②基本計画

まちづくりの目標である「第4章 “生活輝く” 自然と調和した快適なまち」について、基本計画でゴミ処理に関するめざすまちの姿・施策の展開等を示しており、その概要は次表のとおりです。

図表 3-4-8 第4次城陽市総合計画後期基本計画（関連項目）

区 分	概 要		
政策	第4章 第8節 ゴミの減量と資源のリサイクルを推進する		
めざすまちの姿	・市、市民、事業者がゴミ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ゴミ処理によるCO ₂ 排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。		
施策の展開	①ゴミの減量化・資源化の推進 本市の廃棄物処理行政の指針となる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ゴミの発生抑制・減量化・資源物の分別徹底、ゴミの減量や資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。 また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ゴミ処理コストの削減に配慮したゴミの減量化、資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止など効率的なゴミ処理をめざし、広域での共同処理を進めます。 ②ゴミの適正処理 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等に基づき、ゴミの適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業の許可制度の運用を進めます。 また、ゴミ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しゴミステーションの衛生保持、管理の効率化、ゴミの適正処理について啓発を推進します。 さらに、事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ゴミの減量やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。 なお、ゴミステーションから金属等資源物を持ち去る行為を城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で禁止していることから、持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適正処理を推進します。 ③環境衛生の向上 地域の良い環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティアなどが協働して、環境意識の高揚・マナー向上など地域で盛り上げ、不法投棄防止などの実効性を高めます。 ④緊急時・災害時の対応 城陽市災害廃棄物処理計画に基づき緊急時や災害時などの廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制確保に努め、広域的に他市町との連携強化や相互支援体制の整備に努めます。		
まちづくり指標名	説明	現状値 (令和2年度)	5年後の目標値 (令和8年度)
年間ゴミ排出量	燃やすゴミ及び燃やさないゴミの合計量	19,182t	18,577t
資源化比率	ゴミ及び資源物の合計量に対する資源物の割合	18.35%	18.62%

(2) 第2次城陽市環境基本計画

第2次城陽市環境基本計画（平成30年3月）におけるごみ関連の目標は次表のとおりです。

図表 3-4-9 第2次城陽市環境基本計画（関連項目）

区 分	内 容			
環境ビジョン	資源を有効活用する持続可能なまち			
基本目標と 主な取組	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます ・ごみの発生抑制と不用品等の再使用の促進 ・廃棄物のリサイクル体制の確立 ・循環型社会に関する学習・啓発活動の推進 ②環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます ・環境負荷の小さいごみ処理の推進 ・不法投棄・ポイ捨て防止など環境美化の推進			
環境指標と目標値		基準値 (平成28年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和9年度)
家庭系1人1日当たりのごみの排出量		484g	509g	473g
生ごみ処理機への補助対象件数		10件/年	20件/年	現状維持
廃食用油の回収量		13,099ℓ	13,223ℓ	増やす
資源化物率 (ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合)		23.38%	18.35%	26.82%
小型家電回収量		2,880kg	3,932kg	増やす

第5節 ごみ処理の現状及び課題の抽出

前計画で定めていた目標値と令和元年度実績値の比較は次表のとおりです。

図表 3-5-1 前計画の目標値と実績値

項目	評価時実績値 (令和元年度)	前計画目標値 (令和3年度)	達成状況
ごみの総排出量	24,050 t	25,165 t	達成見込
家庭系ごみの排出量 (1日当たり排出量)	14,037 t (504.8g/人・日)	15,210 t (528.6g/人・日)	達成見込
事業系ごみの排出量 (1日当たり排出量)	5,433 t (14.88 t/日)	4,693 t (12.86 t/日)	未達成見込
資源化率	18.6%	21.0%	未達成見込

ごみの総排出量は達成を見込んでいますので、概ね計画通り順調に推移している状況です。家庭系ごみの排出量も達成を見込んでいますが、事業系ごみの達成が難しい状況です。これは、事業系ごみが見込み以上に増加したためであると分析します。また、資源化率の達成も難しい状況です。これは、ごみの総量の減少幅以上に資源物の減少幅が大きくなったためであると分析します。資源物の大半を占める集団回収の減少の背景には新聞購読しない世帯の増加や、雑誌・書籍の電子化があると考えられます。また、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により事業活動が制約されるほか、在宅時間の増加により各種ごみの排出状況が過去の状態より変動が見られます。

現状から見えてくる課題は次表のとおりです。

図表 3-5-2 ごみ処理の課題

項目	内容
ごみの減量及び資源化	・家庭ごみ減量化のさらなる取組 ・ごみの減量や資源化促進に関する効果的な啓発の強化 ・燃やすごみに占める生ごみの減量化 ・事業系ごみの排出量の抑制 ・ごみの減量や資源化等に関する市民の情報共有 ・ごみ処理のコスト削減に配慮したごみの減量、資源化 ・資源物の持ち去り対策
ごみの適正処理	・適切なごみの分別 ・ごみステーションの適正配置と管理 ・自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導 ・災害時の廃棄物処理計画
環境衛生の向上	・不法投棄についての対策検討 ・地域の環境活動や衛生活動の推進 ・ごみステーションの日常管理

第4章 基本フレーム（基本的事項）の検討

第1節 ごみ排出量の予測手順

1 ごみ排出量及び人口の予測手順

ごみ排出量の予測は、分別区分に基づく各種ごみについて、それぞれの実績推移や今後の予測される要因を踏まえて予測します。また、人口予測については、市が策定する他の計画における推計人口と整合を図るものとしします。また、本計画においては、前計画に廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電の排出量を加えた集計とします。

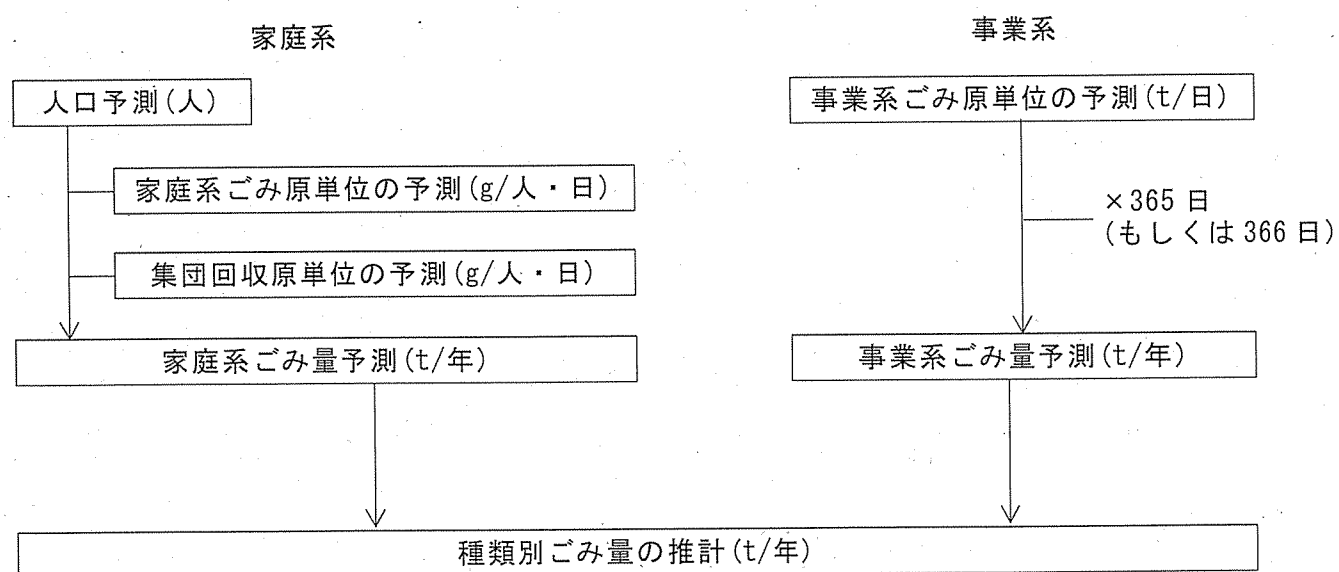
2 集団回収量の予測手順

集団回収については、実施団体が直接資源化業者に引き渡しているため城南衛生管理組合に搬入されることはありません。過去の推移を基に原単位を予測します。

3 ごみ処理量の予測手順

ごみ排出量及び資源化量の推計フローは次表のとおりです。

図表 4-1-1 推計フロー



第2節 人口の推計

1 人口実績

過去10年間の各年10月1日現在住民基本台帳人口に外国人を加えた人口を用いて人口の推計を行います。過去10年間の人口は次表のとおりです。

図表 4-2-1 過去10年間の人口

年度	人口（人）
平成23年度	79,730
平成24年度	79,142
平成25年度	79,180
平成26年度	78,736
平成27年度	78,273
平成28年度	77,667
平成29年度	77,140
平成30年度	76,550
令和元年度	76,183
令和2年度	75,842

※各年度10月1日の住民基本台帳人口

2 人口推計結果

『第2次「山背五里五里のまち創生総合戦略」』（令和2年3月）の5年推計人口を基に令和13年までの人口を推計しました。なお、5年毎の数値を均等に推移すると推計しています。

図表 4-2-2 将来の人口推計

年度	将来の人口推計 （人）
令和3年度	75,525
令和4年度	75,209
令和5年度	74,892
令和6年度	74,576
令和7年度	74,259
令和8年度	73,885
令和9年度	73,510
令和10年度	73,136
令和11年度	72,761
令和12年度	72,387
令和13年度	71,885

※各年度10月1日の住民基本台帳人口

第3節 ごみ排出量及び処理量の推計

ごみ量の推計については、ごみの種類ごとに特徴があるため、下記のごみの種類別にそれぞれ個々に予測しています。なお、ごみ量の予測については、家庭系ごみが1人1日当たり（g/人・日）、事業系ごみが排出量（t/日）を原単位として実施しています。

1 トレンドによる推計

予測については過去の実績をもとに、予測を行います。予測計算については、個々の状況を勘案し、設定します。

2 直近の原単位又は過去の原単位の平均値

過去の実績が安定しないごみの種類については、直近年度の原単位又は過去の原単位の平均値を採用します。

3 追加条件

今後開業予定である（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットからの年間排出量が約400tであると予測し、事業系燃やすごみに加えます。

第5章 ごみ処理計画

第1節 基本理念と基本方針

平成29年3月に策定された「第4次城陽市総合計画」の基本理念を、本計画の基本理念に設定します。また、基本方針については、3Rを総合的に推進し、循環型社会の形成に向け、本市のごみ処理の現状からみえる課題を踏まえたものとします。

また、SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置付けている世界的な目標となっており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めるものとします。

なお、具体的な分別区分や収集・運搬、中間処理の計画については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画にて定めるものとします。

○基本理念

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽

“生活(くらし)輝く” 自然と調和した快適なまち
ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

「第4次城陽市総合計画」

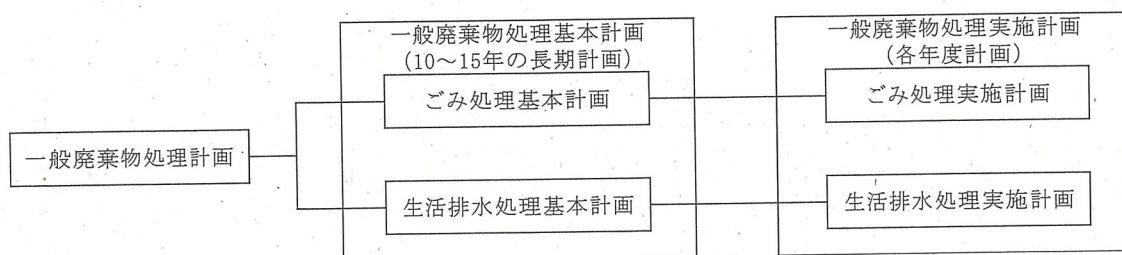
○基本方針

- 1 ごみの発生抑制・減量化
- 2 再利用・再資源化の推進
- 3 市民啓発の促進
- 4 環境美化の推進
- 5 市民サービス向上に向けた収集方法の改善
- 6 業務の効率化を推進

「前計画から継続」

一般廃棄物処理計画は廃棄物処理法第6条で策定を義務付けられています。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施の為に必要な各施策の実施について定める実施計画により構成されます。本計画は前者の基本計画に当たります。

図表 5-1-1 一般廃棄物処理計画構成図



資料：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）

第2節 ごみ処理計画目標設定

目標設定につきまして、基準となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間の増加や飲食店への営業自粛・時短要請など家庭系ごみ、事業系ごみ共に近年の推移と異なりました。このため、平成29年度から令和元年度の推移を基に数値を設定しました。

城南衛生管理組合のごみ処理基本計画における平成29年度実績から令和5年度目標の6年間で家庭ごみを2.3%減少としております。本市におきましては、令和3年度から令和13年度の11年間の数値を設定するにあたり、家庭系の1人1日当たりの排出量を平成29年度から令和元年度の推移に比べて5%減少させることとしました。

また、事業系ごみにつきましては、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの進出などによる増加(約400t)を見込んでおり、目標の数値として、増加見込み量を減少させることとしました。

また、食品ロスの削減に努め、賞味期限の正しい理解や適量の購入等を進め、燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)を目標の数値として、23.0%としました。

なお、資源化物率につきましては、資源物の大半を占める集団回収の古紙類が新聞購読者の減少・書籍の電子化など紙媒体の減少や容器類の軽量化が進むと見込んでおり、減少するとしてしました。参考として、集団回収を控除した値で計算すると、資源化物率はわずかながら上昇します。

本計画における目標数値は次表のとおりです。

図表 5-2-1 目標数値

項目	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
ごみの総排出量/年	23,493t	22,827t	21,771t
家庭系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ)	14,084t	13,146t	12,535t
1人1日当たり排出量	509g/人・日	488g/人・日	478g/人・日
事業系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ+剪定枝)	5,134t	5,441t	5,329t
1日当たりの排出量	14.07t/日	14.91t/日	14.60t/日
燃やすごみ中の動・植物厨芥 (湿ベース)(※)	27.6%	25.3%	23.0%
資源化物率(※) ()は集団回収を控除した値	18.4% (7.9%)	18.6% (7.9%)	18.0% (8.0%)

※燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)・・・城南衛生管理組合管内全体の数値に基づき算出

※資源化物率・・・資源物量(ステーション方式の資源物+拠点回収の資源物+剪定枝+集団回収量)÷ごみ総排出量

第3節 SDGsとの関連

1 SDGsの概要

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



2 日本国内の動き

SDGsに関しては、政府主導による様々な取組が行われています。2021年12月に発表された「SDGsアクションプラン2022」では、以下の5点 (2030アジェンダに掲げられている5つのP) を重点的に取り組むこととされています。

People 人間：感染症対策と未来の基盤づくり
Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環
Planet 地球：地球の未来への貢献
Peace 平和：普遍的価値の遵守
Partnership パートナリシップ：絆の力を呼び起こす

このうち「Planet 地球：地球の未来への貢献」において、以下の取組が示されています。

- 温暖化対策を成長につなげるクリーンエネルギー戦略を策定し、強力に推進していく。
- 海洋プラスチックごみ対策について、2月の国連環境総会で国際約束作りの開始を目指す。
- 4月に熊本で開催する「第4回アジア・太平洋水サミット」や、「ポスト2020生物多様性枠組」に向けた議論などを通じ、地球環境問題に積極的に取り組む。

第四次循環型社会推進基本計画には、SDGs の考え方を踏まえ、以下の取組が示されています。

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

3 城陽市一般廃棄物処理基本計画との関連

SDGs は国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置付けている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

一般廃棄物処理基本計画作成において、SDGsの169のターゲットに関連深いものを以下に示します。

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 12.2 2030年までに、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

○目標設定について

本計画では、ごみ発生量の削減や資源化率の向上を目標数値として定めています。これは、ターゲット12.2や12.5の達成目標とすることができます。

○食品ロス削減推進

食品ロス削減についての新たな取組を追加します。これは、ターゲット12.3の食品ロス減少に必要となります。現状では、本市の食品廃棄物に関する数値データは存在しないため、推進体制の整備や広報活動等の施策・取組に重点を置きます。

○新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に関しては、我が国において令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、経済活動の自粛等が求められました。廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。これは、ターゲット 11.6 の都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減するために必要となります。

○海洋プラスチックごみ問題への対応

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに海洋に蓄積する全プラスチック廃棄物の総重量が、海域に生息する魚類の全重量の推定値を上回るという試算が報告されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。こうした問題の解決に向けて、廃プラスチックの排出抑制や再資源化、適正処理に取り組みます。これは、ターゲット 14.1 の海洋汚染の防止に貢献できます。

○本計画目標達成の効果

本計画の目標達成を目指し、循環型社会を形成することで、焼却量や最終処分量の抑制を図ることができます。これは、温室効果ガス排出量の削減につながり、気候変動対策となり、“13. 気候変動に具体的な対策を”に寄与します。また、適正なごみ処理が持続されることにより、海域や陸域への不適切な投棄が抑制されることで環境が保全され、生物多様性損失の阻止を図ることができ、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさを守ろう”にも寄与します。

今回の計画を進めることにより、“11. 住み続けられるまちづくりを”、“12. つくる責任 つかう責任”、“13. 気候変動に具体的な対策を”、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさを守ろう”といったSDGsの目標の達成を目指します。



第4節 処理区分と処理方法

1 分別区分、収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬については、民間業者への委託により、経費の削減と業務の効率化を図っており、今後も委託化を推進します。また、事業系ごみについては、事業者が自己の責任において適正に行うことを基本とします。収集区域は、本市全域とします。

図表 5-4-1 分別区分、収集運搬（家庭系ごみ）

分別区分		収集主体	収集・運搬体制	排出方法	収集回数
燃やすごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	週2回
		許可業者	—	—	—
燃やさないごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	月2回
		許可業者	—	—	—
スプレー缶、カセットボンベ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出 紙パックは開いて乾燥させ、ひもで縛る	月2回
使い捨てライター		委託業者			月2回
資源物	プラマーク製品	委託業者			週1回
	空カン	委託業者			隔週
	空ビン	委託業者			隔週
	ペットボトル	委託業者			月2回
	紙パック	委託業者			月2回
	廃乾電池	委託業者			月2回
	廃食用油	委託業者		容器・ペットボトルに入れて専用回収ボックスへ投入	月1回
		城陽市			随時
	廃蛍光管	委託業者		専用回収ボックスへ投入	月1回
	使用済小型家電	城陽市			随時
集団回収		実施団体が契約する業者	—	—	—
大型ごみ（予約制）		委託業者	戸別回収	屋外へ排出	週3回

図表 5-4-2 分別区分、収集運搬（事業系ごみ）

分別区分		収集主体	収集・運搬体制	排出方法	収集回数
燃やすごみ		許可業者	—	—	—
燃やさないごみ（一般廃棄物に限る）		許可業者	—	—	—
資源物	剪定枝	許可業者	—	—	—
	魚腸骨（魚アラ）	指定業者	—	—	—

2 中間処理の方法

中間処理は、分別された資源物や金属類等の資源化を図るとともに、最終処分場への負荷を軽減するためにも、破碎、焼却により適正に行います。中間処理は城南衛生管理組合で行います。

【焼却処理】

「燃やすごみ」は、極力排出抑制を行うとともに、城南衛生管理組合のクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居において焼却処理を行います。

【破碎・選別処理、一時保管】

「燃やさないごみ」、「大型ごみ」については、極力排出抑制を行うとともに、城南衛生管理組合のリサイクルセンター長谷山において処理を行います。

【資源化】

資源物については、城南衛生管理組合のエコ・ポート長谷山（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）及びリサイクルセンター長谷山（プラマーク製品）において、機械選別・圧縮・梱包を行い、専門業者により資源化を行います。

図表 5-4-3 中間処理施設

処理方式	焼却	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
着工・竣工	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月	着工：平成27年2月 竣工：平成30年3月
型式	連続燃焼式	連続燃焼式
能力	240 t/日 (120 t/24時間×2炉)	115 t/日 (57.5 t/24時間×2炉)
発電出力	4,900kW	2,110kW
その他	—	—

処理方式	破碎	資源化	
施設名称	リサイクルセンター長谷山	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270		
着工・竣工	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
型式	二軸低速回転式 縦型高速回転式	—	—
能力	60 t/日	46 t/日	17 t/日
発電出力	—	—	—
その他	—	空カン、空ビン、ペットボトル、紙パックを処理。付帯機能として自転車・ガラス・衣服のリサイクル工房や各種リサイクル教室を開催。	プラマーク製品を処理。

資料：城南衛生管理組合

3 最終処分

焼却処理施設における焼却処理後の残さについては、大阪湾フェニックスセンターに搬入し、埋立処分します。また、リサイクルセンター長谷山において破碎後、選別された不燃物やダストについては、グリーンヒル三郷山及び一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ搬入し、埋立処分します。

図表 5-4-4 最終処分場

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）			
	尼崎沖 埋立処分場	泉大津沖 埋立処分場	神戸沖 埋立処分場	大阪沖 埋立処分場
所在地	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町 地先	堺泉北港 泉大津市夕風町 地先	神戸港 神戸市東灘区 向洋町地先	大阪港 大阪市此花区 北港緑地地先
受入開始	平成 2 年 1 月	平成 4 年 1 月	平成 13 年 12 月	平成 21 年 10 月
面積	1,130,000 m ²	2,030,000 m ²	880,000 m ²	950,000 m ²
埋立容量	16,000,000 m ³	31,000,000 m ³	15,000,000 m ³	14,000,000 m ³
埋立方式	海面埋立			
その他	近畿 2 府 4 県 168 市町村の廃棄物を受入。			

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表中の処分場は大阪湾フェニックスセンターが所有する処分場であり、大阪湾フェニックス計画で定める受入区域に基づき、本市は泉大津沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場となっている。

施設名称	グリーンヒル三郷山	一般財団法人宇治廃棄物処理公社 廃棄物埋立処分地
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1-3	宇治市池尾仙郷山 6-2
受入開始	平成 13 年 5 月	昭和 53 年 6 月
面積	59,000 m ²	123,459 m ²
埋立容量	200,000 m ³	1,171,156 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
その他	浸出水処理施設処理能力は 100 m ³ /日。 処理方法は生物処理＋高度処理。	浸出水処理施設処理能力は 390 m ³ /日。 処理方法は凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着。

資料：城南衛生管理組合、宇治市

第5節 市の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市の具体的な取組は次表のとおりです。

図表 5-5-1 市の取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	ごみの減量化を図る	ごみ排出時における市指定袋（無色透明又は白色半透明）を使用
		生ごみ処理機等購入費の補助事業を実施（より二酸化炭素排出量の少ないタイプへの転換を推進）
		資源物（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電含む）の分別を実施
		ごみの減量、リサイクル等に関する情報を広報誌・ホームページ等に掲載
		食品ロス削減推進のための活動（フードドライブ事業の実施、広報活動）
		資料のデジタル化の推進（印刷物の削減）
		事業系ごみをごみステーションに排出する事業所への適正な処理を指導
		事業系ごみの排出抑制（都市計画部門と連携し、新たな開発時に事業所の内容や規模を精査、食べ残しゼロ店舗推進）
		ごみの有料化に関する調査・研究
再利用・再資源化の推進	資源の分別を拡大、継続する	資源再生利用奨励金事業を実施
		魚腸骨（魚アラ）の回収を実施
		拠点回収（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電）を実施
		金属等資源物持ち去り行為に対する監視パトロール（地元警察と協同）を実施
		ボトル to ボトル事業（ペットボトルの水平リサイクル事業）の実施
		使用済小型家電回収専用ボックス投入口に入らない大きさの使用済小型家電の拠点回収を検討
		小型充電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の拠点回収を検討
		プラごみ一括回収に関する取組を城南衛生管理組合とともに研究

基本方針	個別施策	具体的な取組
市民啓発の促進	環境意識の周知、啓発を強化する	ごみの減量、リサイクル等の啓発（広報車による広報）
		ごみの分別、排出方法の啓発の強化（イベントでの講座、パンフレットやホームページ更新、スマートフォンアプリ提供等）
		資源化率向上を図るための排出方法の周知
		イベントへの出展（JOYO 産業まつりへの出展）
		まちづくり出前講座における講義内容の充実
		児童への環境教育実施（小学生を対象に収集車の構造やごみの分別説明等）
環境美化の推進	地域美化の実行、支援を進める	クリーン活動の支援（クリーン活動に伴うごみ回収、回収ごみの総量や組成を住民へ公開）
		海洋プラスチックごみ問題の情報提供
		ごみ散乱防止ネット等の補助事業を実施
		ごみステーションの場所、状況等のデータ化推進
		ごみステーションへの不法投棄に関する監視強化
		ごみのポイ捨て禁止条例の調査・制定
		ごみステーションの清潔保持（猫、カラス対策）に関する調査・研究
市民サービス向上に向けた収集方法の改善	ごみ収集運搬方法の改善に取り組む	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池の分別収集（収集車両火災の防止）
		収集の2地区制（西部地区、東部地区）の実施
		家庭ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布
		多言語（英語、中国語、ベトナム語）版家庭ごみ収集カレンダー、分別表、分別動画の作成及び配布
		家庭ごみ分別辞典の配布検討及びホームページ掲載品目の充実
		SNS を活用した情報発信
		福祉部門と連携し、高齢等により排出することが困難な人への戸別収集等の調査・実施
業務の効率化の推進	効率的な業務運営を実行する	処理施設の計画的更新（城南衛生管理組合による処理施設の計画的更新）
		ごみ処理行政上の課題等の国要望（全国都市清掃会議を通じて要望）
		一般廃棄物処理業制度の適切な運用
		各種収集業務の委託化推進
		意思伝達や情報共有のための委託業者との連絡会議の開催
		感染症の蔓延や災害時等有事の際にもごみ収集を継続できる体制の確保
		災害時廃棄物処理に関する体制の確保

第6節 市民・事業者の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市民、事業者の具体的な取組は次表のとおりです。

図表 5-6-1 市民の具体的な取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	家庭系ごみの減量に努める	ごみは無色透明又は白色半透明の袋に入れる
		生ごみの排出時の水切りの徹底
		生ごみ処理機等を活用した減量
		買い物時におけるマイバッグの活用
		マイボトルの利用
		簡易包装やプラスチック包装の少ないものを選ぶ
		使い捨て品の使用抑制、詰め替え商品や再生品の使用推進
		食品ロス削減を推進（見やすい冷蔵庫による在庫確認、食品ロスの少ない買い物や料理の励行、フードドライブへの協力）
再利用・再資源化の推進	資源の分別を徹底する	ごみ排出時の分別を徹底する
		拠点回収（使用済小型家電、廃食用油、廃蛍光管）の利用を推進する
		地域の自治会や子ども会等が実施する集団回収への協力
		民間回収の活用（店頭回収等）
環境美化の推進	地域の美化に取り組む	ごみネット等の活用による動物対策、風対策
		ごみの排出時間を守る
		ごみステーションの日常管理を徹底する
		クリーン活動に積極的に参加する

図表 5-6-2 事業者の具体的な取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	事業系ごみの適正処理に努める	買い物へのマイバッグ、マイバスケット持参を推進する
		簡易包装を推進する
		食品ロスの少ない販売方法、製造方法を行う
		食べ残しゼロの推進、持ち帰り容器の活用
		食べ残し削減の啓発を行う
		使い捨てプラスチック製品の使用抑制
		適正排出に向けた取組の実施
		資料のデジタル化の推進や両面印刷による印刷物の削減
再利用・再資源化の推進	資源の有効活用を図る	事業所から排出される資源物の分別を徹底する
		魚腸骨（魚アラ）の分別回収に努める
環境美化の推進	地域の美化運動に参加する	地域のクリーン活動に参加する

第7節 目標達成のための推進体制等

1 城陽市廃棄物減量等推進審議会

城陽市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき設置しています。審議会では、一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項、適正な処理に関する事項、再生利用に関する事項等について、市長の諮問に応じ、調査及び審議します。

審議会は、市民、事業者、学識経験者、その他審議会に必要であると認められる者により組織されます。

ごみ減量化や再生利用の促進等の施策は、市民生活や事業活動に密接な関係があります。このため、市民や事業者への廃棄物処理に対する理解や協力を得られるように努める必要があります。

2 災害廃棄物処理

災害により発生する膨大な災害廃棄物については、適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に市民生活基盤を復旧・復興させることが重要です。このため、災害廃棄物に関する本市の考え方、処理方法や処理手順を示すために策定する「城陽市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物の処理を進めます。

3 資源物持ち去り対策

燃やさないごみの収集日や空カンの収集日にごみステーションに排出されている金属製品や電化製品、空カン等を持ち去られることがあります。これらは再利用可能な資源物ですので、本来であれば収集後は城南衛生管理組合処理施設において選別処理のうえ専門業者に引き渡し、資源化されます。しかしながら持ち去られることにより資源化が不明になるほか、持ち去られた場合は、その資源物に附属しているプラスチック類やゴム類等の不要な部分を不法投棄される可能性があります。このため、市ではごみステーションから金属等資源物を持ち去ることを禁止する旨を規定した城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を制定し、持ち去り行為に対するパトロールを実施します。パトロール実施にあたっては市民等からの情報を基に行うことにより効率化を図るほか、警察の協力を得て実施します。

4 環境衛生の向上・不法投棄対策

地域の良い環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティア等が協働して、環境意識の高揚・マナー向上等地域で盛り上げることが重要です。また、不法投棄の根絶に向け、不法投棄監視パトロールをはじめ監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取組を推進します。

5 計画の推進

本計画で定めるごみの減量目標や資源化推進、適正処理等を推進するためには、施策の進行状況や目標数値の達成状況などを定期的に把握、点検、評価し、必要に応じて改善、見直しすることが必要です。このためPDCAサイクルを導入し、城陽市廃棄物減量等推進審議会において審議・提言・意見をいただき、計画の進行管理を行います。

第 2 部 城陽市生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

第1節 計画策定の基本的事項

市内における生活排水処理状況は、社会経済情勢等の影響から、行政区域内人口は減少傾向を示しており、生活排水処理形態別人口は、下水道の普及により、生活雑排水処理を含む水洗化人口が増加している一方、単独処理浄化槽及びくみ取り人口等、生活雑排水未処理人口の減少が顕著となっています。なお、行政区域内人口の減少と下水道事業進捗の影響を受け、管内のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は大きく減少しています。

このような状況から、現状に即した排出量を予測することで、より一層安心安全で効率的な適正処理を推進するために、生活排水処理基本計画を策定するものです。

城陽市生活排水処理基本計画については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年10月）」に基づいています。

第2節 生活排水処理に係る理念、目標

過去から、生活排水による河川等の水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性が認識されるようになっていました。このため、生活排水を適切に処理することが重要となっており、生活排水による水質汚濁防止対策の必要性等について啓発を行うとともに、排出抑制の効果的な方法等について広報活動等も必要です。

生活排水対策の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、水辺の自然景観は憩いの場となり、生活環境を守るうえで大切なものであることから、まちづくりにとっても重要であると言えます。

第3節 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下水道含む。以下同じ。）の整備促進を図ることです。

本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了していますが、下水道使用者の増加のため、事業を計画的に推進します。

併せて、事業計画区域外の生活排水処理について、検討を進める必要があります。

第4節 計画目標年度

ごみ処理基本計画と合わせ、令和4年度から令和13年度までの10か年計画とします。

第5節 生活排水の排出状況

市内の生活排水処理人口は次表のとおりです。

図表 1-5-1 生活排水処理人口の実績

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
計画処理区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
非水洗化人口(人)	1,883	1,716	1,545	1,408	1,306
くみ取り人口(人)	1,878	1,714	1,545	1,408	1,306
自家処理人口(人)	5	2	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	72,671	72,650	72,201	71,899	71,828
公共下水道人口(人)	0	0	0	0	0
流域下水道人口(人)	70,960	70,970	71,031	70,751	70,741
コミュニティプラント人口(人)	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,711	1,680	1,170	1,148	1,087
単独処理浄化槽人口(人)	3,426	3,086	3,079	3,033	2,746
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0

※各年度4月1日時点

※公共下水道について、この表中のうち公共下水道は市町村単位で処理するものを指し、流域下水道は都道府県単位で処理するものを指します。次表以降も同様とします。

第6節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次表のとおりです。

図表 1-6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
し尿関係施設	し尿及び生活雑排水	城南衛生管理組合
公共下水道	し尿及び生活雑排水	－（市町村処理）
流域下水道		京都府
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

第2章 生活排水処理計画

第1節 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理目標

生活排水の処理目標や人口の内訳は次表のとおりです。「城陽市下水道事業ビジョン」(令和3年3月)において下水道接続率が平成30年度の93.2%から令和11年度で97.5%に上昇することを目標としております。城陽市生活排水処理基本計画でもこの数値を目標値としております。

図表 2-1-1 生活排水処理の目標

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率(%)	94.7	97.5

図表 2-1-2 生活排水処理人口の内訳

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
水洗化・生活排水処理人口(人)	71,828	70,333

※各年度4月1日時点

2 生活排水の処理形態別内訳

基準年度である令和2年度では94.7%であり、本計画では生活排水処理率97.5%を目指すこととします。

図表 2-1-3 生活排水の処理形態別内訳

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
計画処理区域内人口(人)	75,880	72,136
非水洗化人口(人)	1,306	581
くみ取り人口(人)	1,306	581
自家処理人口(人)	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	71,828	70,333
公共下水道人口(人)	0	0
流域下水道人口(人)	70,741	69,269
コミュニティプラント人口(人)	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,087	1,064
単独処理浄化槽人口(人)	2,746	1,222
計画処理区域外人口(人)	0	0

※各年度4月1日時点

第2節 し尿・汚泥の処理計画

1 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣3市3町で構成する一部事務組合である城南衛生管理組合で対応しています。

し尿の収集運搬については、廃棄物処理法第6条の2に基づく委託制で、浄化槽汚泥については浄化槽法第35条（浄化槽清掃業）及び廃棄物処理法第7条（一般廃棄物の収集・運搬）の規定に基づく許可制で行っています。

平成29年度までは収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を城南衛生管理組合のし尿処理施設（クリーンピア沢）で適正処理を行っていました。平成30年度以降はクリーンピア沢にて前処理及び希釈のうえ全量を公共下水道に投入し、京都府が管理する下水道処理施設（洛南浄化センター）で処理しています。

2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は下水道の普及及び浄化槽の設置により減少しています。近年の排出量は次表のとおりです。

図表 2-2-1 し尿・浄化槽汚泥の排出量

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿 (kℓ)	2,710	2,566	2,394	2,312	2,217
浄化槽汚泥 (kℓ)	3,159	3,261	2,877	3,035	2,817
合計 (kℓ)	5,869	5,827	5,271	5,347	5,034

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬につきましては、城南衛生管理組合が実施しており、現在の形態を継続します。

図表 2-2-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

		処理主体 (収集主体)	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事務所	概ね20日に1回
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市長が災害を認定した場合	随時
浄化槽汚泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽層設置区域	—

②中間処理

クリーンピア沢に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥に含まれるし渣を除去した後、井水にて希釈し、公共下水道へ排出するものとします。また、し渣については一般廃棄物焼却施設で焼却するものとします。令和13年度には、し尿911kℓ、浄化槽汚泥1,685kℓの処理量を計画します。

図表 2-2-3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
し尿 (kℓ)	2,217	911
浄化槽汚泥 (kℓ)	2,817	1,685
合計 (kℓ)	5,034	2,596

③最終処分

一般廃棄物焼却施設で焼却処理されたし渣の残渣は大阪湾フェニックスセンターで最終処分するものとします。

4 その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について、市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、公共下水道の供用開始区域内での接続についても推進を図ります。

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

本市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき平成24年5月に策定し、平成29年3月に中間見直しを行った「城陽市ごみ処理基本計画」が令和3年度末に終期を迎えることから、新たな城陽市ごみ処理基本計画と城陽市生活排水処理基本計画からなる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

城陽市ごみ処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」に基づくほか、3つのガイドライン（「一般廃棄物会計基準（平成19年6月）」、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月）」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月）」）に基づいています。また、食品ロスの削減の推進に関する法律第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義や基本的な方向等を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）」に基づき食品ロスの削減を推進します。

また、城陽市生活排水処理基本計画については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年10月）」に基づいています。

第2節 計画の位置付け

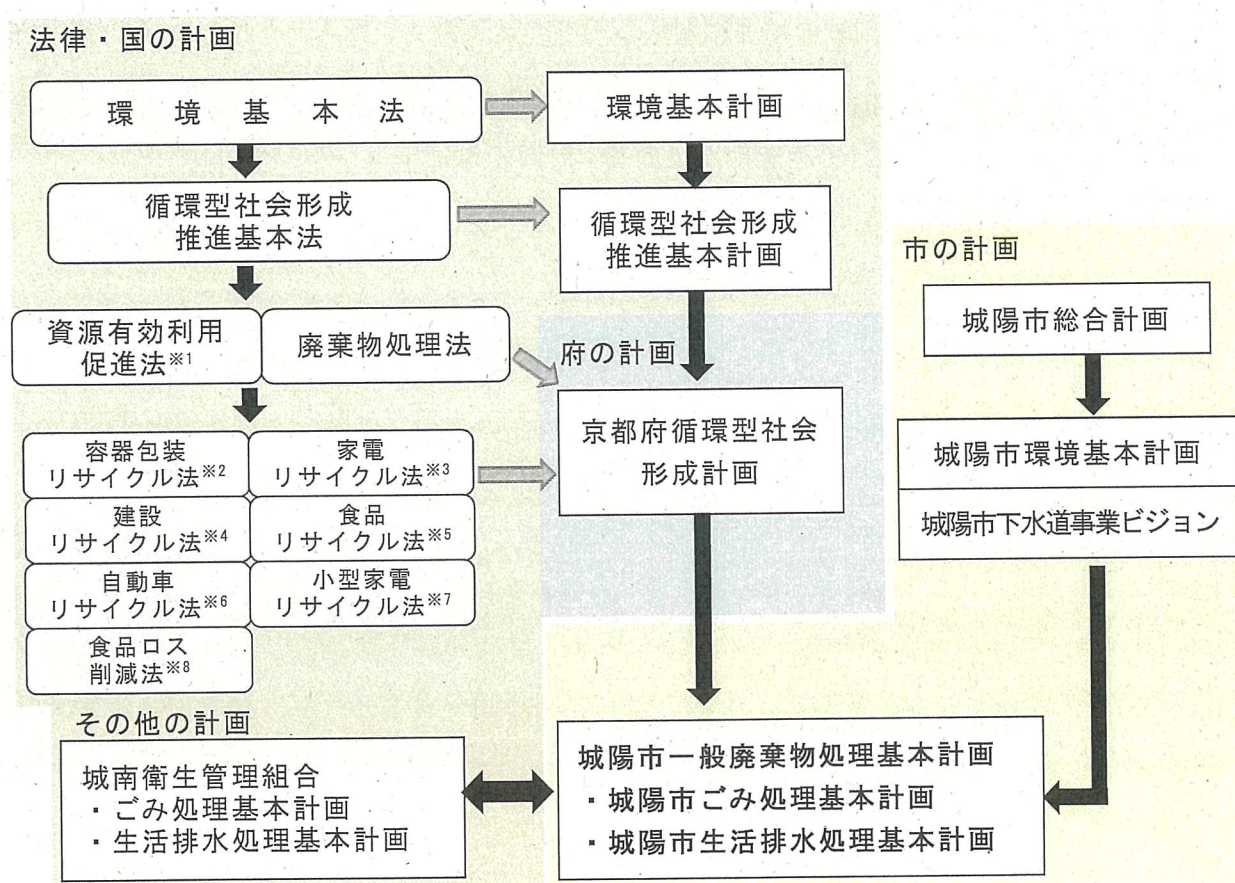
1 法的位置付け

本計画は廃棄物処理法の規定により、本市の一般廃棄物処理に関する基本的な計画として定めます。

城陽市ごみ処理基本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために上位計画などと整合を図りながら、必要な基本的事項を定めます。

城陽市生活排水処理基本計画は、し尿や浄化槽汚泥の処理先である城南衛生管理組合の生活排水処理基本計画及び城陽市下水道事業ビジョンと整合を図ります。

図表 1-2-1 計画の位置付け



各法律正式名称（以下本計画では略称を使用します）

- ※1 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ※2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ※3 特定家庭用機器再商品化法
- ※4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ※6 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ※7 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- ※8 食品ロスの削減の推進に関する法律

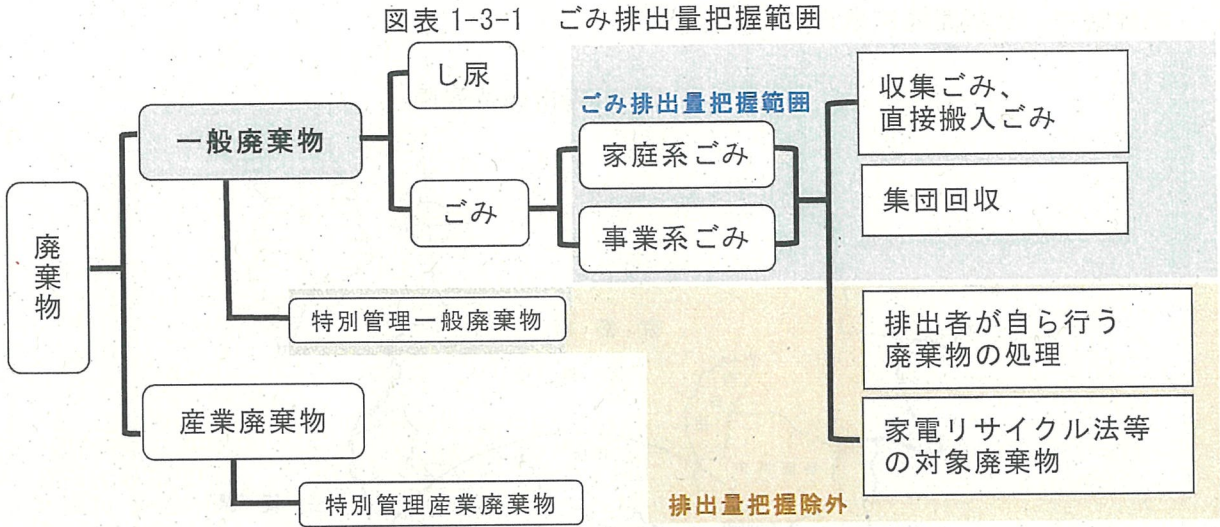
2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

第3節 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本市で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や家電リサイクル法等の対象となるリサイクル家電は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、前述の廃棄物と同様に、ごみ排出量を把握する対象から除外します。



第4節 計画目標年度

平成24年5月に策定し、平成29年3月に見直しを行った城陽市ごみ処理基本計画が令和3年度末に終期を迎えます。

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とします。また、令和8年度を中間目標年度とします。

図表 1-4-1 計画期間

計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
前計画 平成29年3月 見直し	計画期間														
本計画 令和4年3月 策定						計画期間									

第2章 市の概要

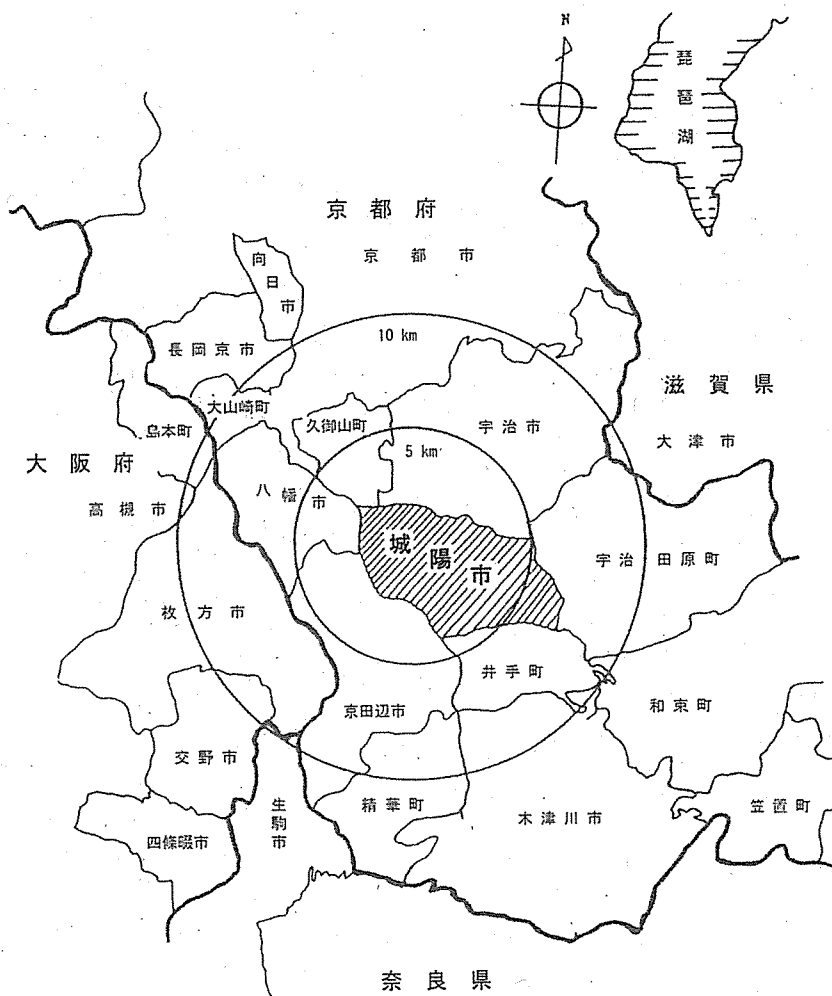
第1節 市の概要

1 位置

本市は、京都と奈良のほぼ中間に位置し、山城盆地の中央部に位置する東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71km²の都市です。

市域は西に木津川が南北に流れ、それに沿って農地が広がっています。地形は、おおむね平坦で、東部は緑豊かな丘陵地が連なり、西部にかけてなだらかに広がっています。標高は、最高の東部丘陵地で430.2m、最低は西部の13.0mです。気候は比較的温暖で、自然環境に恵まれた都市です。

図表 2-1-1 城陽市の位置図



2 歴史

京都と奈良の中間に位置する本市は、古くから文化・交通の要衝として発展し、「五里五里のさと」と呼ばれてきました。

北部の久津川周辺には、車塚をはじめとする古代の古墳や遺跡が数多く分布し、南部の長池周辺には江戸時代の大和街道の宿場町としての形態が残されています。現在の市街地は、農村集落から久津川、寺田、富野荘及び青谷の4か村の合併を経て、京都・大阪都市圏の住宅都市として発展し、現在に至っています。

3 市勢

本市は、奈良と京都の中間に位置し、昭和47年5月の市制施行以来、都市基盤の整備が進み、住宅都市として発展してきました。

現在、近鉄・JRの鉄道網とともに、国道24号、国道307号、京奈和自動車道が整備され、さらに全線開通予定の新名神高速道路の整備が進んでおり、また東部丘陵地への（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの進出など市の取り巻く情勢は大きく変貌しようとしています。

こうした本市の取り巻く状況を踏まえて、人口減少・少子高齢化等の対策として、新たな市街地や東部丘陵地の整備、JR奈良線の高速化・複線化など、交流人口の拡大となる礎を築いてきたところであり、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」の都市像を掲げて、第2次「山背五里五里のまち創生総合戦略」に基づき、増加する交流人口を定住化につなげるとともに、子育てや教育環境の充実、雇用機会の確保に取り組むなど未来に向かって大きく躍動する新たな城陽「NEW城陽」の実現に取り組んでいます。

4 人口

（1）人口及び世帯数の推移

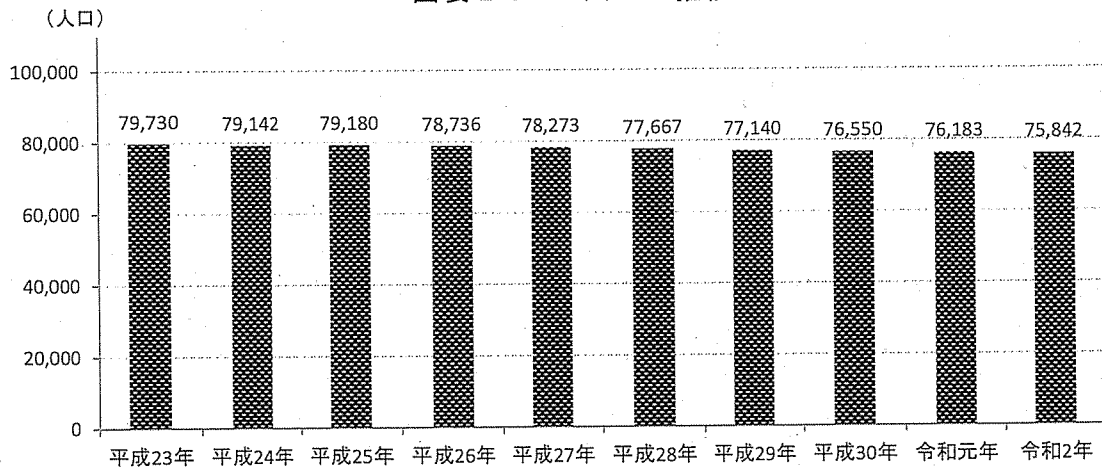
令和2年の人口は、75,842人であり、年々減少傾向です。

図表 2-1-2 人口の推移

年次	人口(人)			
	男	女	計	増減
平成23年	38,692	41,038	79,730	—
平成24年	38,390	40,752	79,142	△588
平成25年	38,399	40,781	79,180	38
平成26年	38,146	40,590	78,736	△444
平成27年	37,895	40,378	78,273	△463
平成28年	37,547	40,120	77,667	△606
平成29年	37,239	39,901	77,140	△527
平成30年	36,904	39,646	76,550	△590
令和元年	36,777	39,406	76,183	△367
令和2年	36,605	39,237	75,842	△341

住民基本台帳人口（各年10月1日）

図表 2-1-3 人口の推移



(2) 年齢別人口

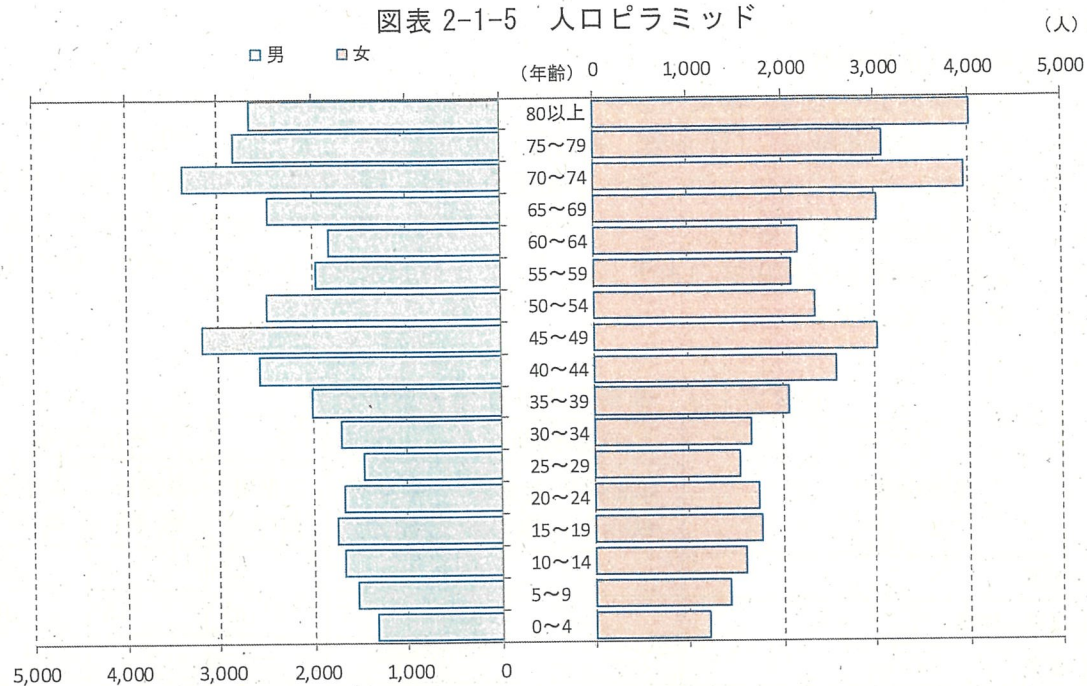
年齢別人口は、つりがね型（高齢人口の割合が少ない）が理想とされていますが、本市の年齢別人口を見ると、ひょうたん型（70～74歳人口及び45～49歳人口にピーク）になっています。中でも、0～14歳人口が少なくなっています。

図表 2-1-4 年齢別人口（令和2年4月1日現在）

年齢		年齢別人口(人)			小計
		男	女	計	
幼年人口	0～4	1,324	1,206	2,530	8,777
	5～9	1,542	1,427	2,969	
	10～14	1,688	1,590	3,278	
生産年齢人口	15～19	1,761	1,759	3,520	41,656
	20～24	1,684	1,727	3,411	
	25～29	1,475	1,528	3,003	
	30～34	1,721	1,658	3,379	
	35～39	2,019	2,063	4,082	
	40～44	2,570	2,576	5,146	
	45～49	3,175	3,024	6,199	
	50～54	2,493	2,346	4,839	
	55～59	1,978	2,084	4,062	
	60～64	1,843	2,172	4,015	
高齢人口	65～69	2,477	3,026	5,503	25,447
	70～74	3,381	3,958	7,339	
	75～79	2,832	3,084	5,916	
	80以上	2,676	4,013	6,689	
総数		36,639	39,241	75,880	

資料：城陽市統計書（令和2年版）

図表 2-1-5 人口ピラミッド



(3) 人口動態

本市の自然動態人口は、死亡数が出生数を上回る自然減の増加傾向にあります。また、社会動態人口は、例年転入よりも転出が大きく、人口が減少傾向にあります。

図表 2-1-6 人口動態

年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)		
	増減	出生	死亡	増減	転入	転出
平成 22 年	△24	630	654	△371	2,207	2,578
平成 23 年	△122	577	699	△377	2,193	2,570
平成 24 年	△110	572	682	△572	2,116	2,688
平成 25 年	△244	506	750	△68	2,251	2,319
平成 26 年	△234	528	762	△377	2,195	2,572
平成 27 年	△212	549	761	△131	2,410	2,541
平成 28 年	△225	504	729	△390	2,104	2,494
平成 29 年	△261	499	760	△325	2,061	2,386
平成 30 年	△405	469	874	△202	2,100	2,302
令和元年	△330	462	792	△40	2,267	2,307

資料：城陽市統計書（令和2年版、平成26年版）

5 産業

(1) 事業所及び従業者数

第二次産業においては、事業所数及び従業者数とも、減少傾向にあります。平成28年における事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。また、従業者数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで、「製造業」が多くなっています。次表は平成28年までの状況ですが、その後、サンフォルテ城陽や京都山城白坂テクノパークへの企業誘致が進み、事業所数や従業者数は増加しています。

図表 2-1-7 事業所及び従業者数の推移

産業分類	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
第一次産業	5	83	5	57	5	108
農業、林業	5	83	5	57	5	108
漁業	—	—	—	—	—	—
第二次産業	523	6,359	499	5,738	465	5,526
鉱業、採石業、砂利採取業	5	53	9	81	7	69
建設業	234	1,198	223	933	213	950
製造業	284	5,108	267	4,724	245	4,507
第三次産業	1,963	15,014	2,097	18,494	1,922	15,829
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1	51	—	—
情報通信業	11	66	13	62	13	25
運輸業、郵便業	35	729	31	547	29	604
卸売業、小売業	587	4,344	623	4,548	561	4,522
金融業、保険業	28	287	30	289	29	298
不動産業、物品賃貸業	193	491	196	501	179	464
学術研究、専門・技術サービス業	83	328	86	331	91	354
宿泊業、飲食サービス業	239	1,973	246	1,884	242	1,927
生活関連サービス業、娯楽業	270	1,641	277	1,517	266	1,497
教育、学習支援業	134	676	145	1,393	112	654
医療、福祉	232	3,439	280	5,406	263	4,375
複合サービス事業	13	107	12	221	12	219
サービス業(他に分類されないもの)	138	933	138	929	125	890
公務(他に分類されるものを除く)	—	—	19	815	—	—

資料：平成26年は経済センサス-基礎調査、平成24年・平成28年は経済センサス-活動調査

(2) 農業

本市の農家数は横ばい状態であり、平成27年は農家数568戸で、販売農家が多く、農家全体の51.1%を占めています。

図表 2-1-8 農家数の推移

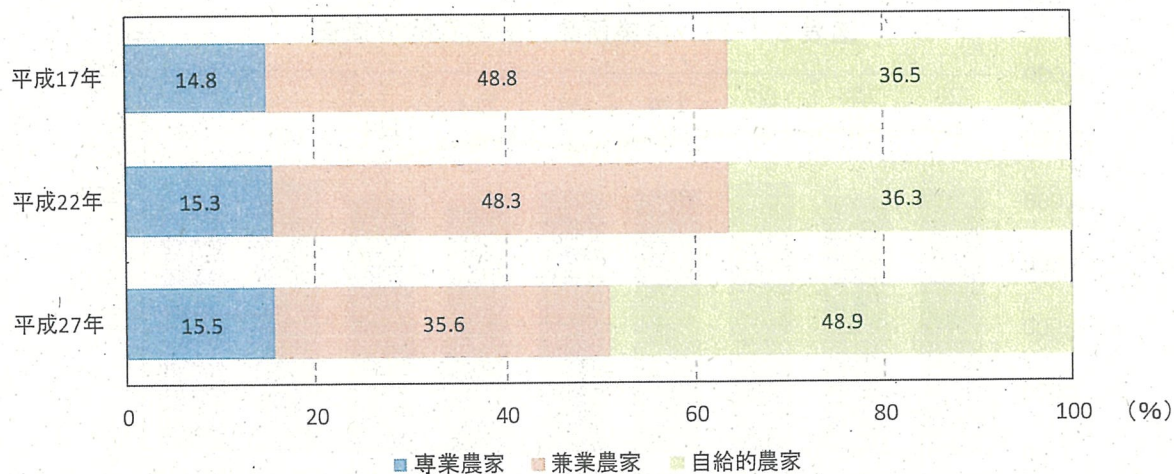
項目	農家数		自給的農家		販売農家		専業農家		兼業農家		第1種		第2種	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
平成17年	576	100	210	36.5	366	63.5	85	14.8	281	48.8	52	14.2	229	62.6
平成22年	542	100	197	36.3	345	63.7	83	15.3	262	48.3	63	18.3	199	57.7
平成27年	568	100	278	48.9	290	51.1	88	15.5	202	35.6	33	11.4	169	58.3

資料：世界農林業センサス、農林業センサス

※第1種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家

※第2種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家

図表 2-1-9 専業兼業別農家割合の推移



(3) 工業

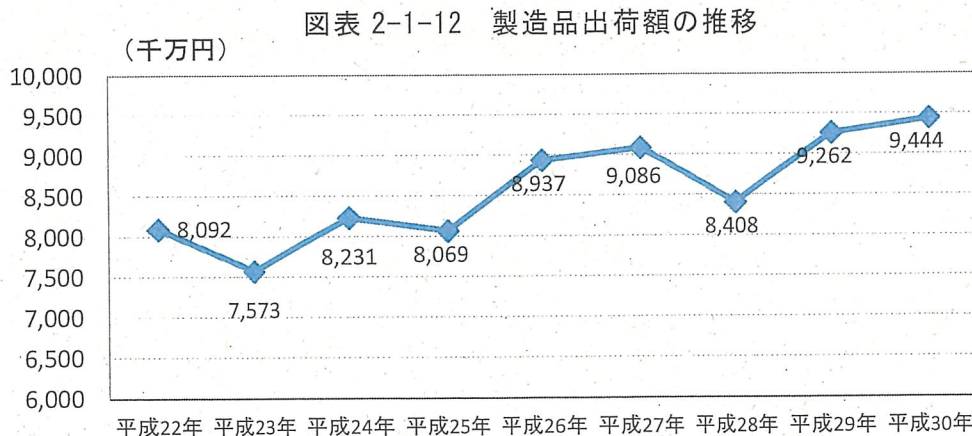
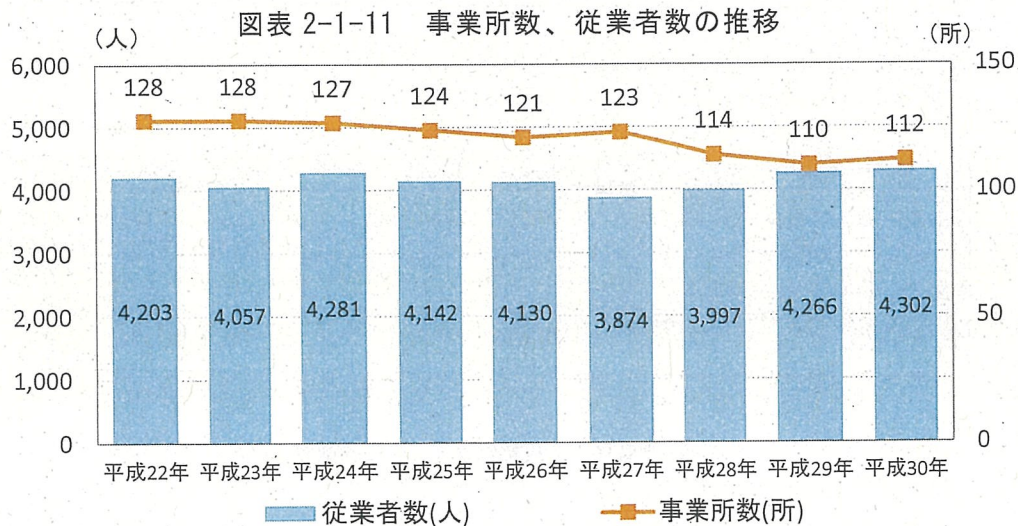
事業所数や従業者数は減少傾向にありましたが、事業所数は平成30年に、従業者数は平成28年にそれぞれ増加に転じています。本市の工業は、製造業を中心に、地場産業の金銀系加工業があります。

図表 2-1-10 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)
平成22年	128	4,203	8,092
平成23年	128	4,057	7,573
平成24年	127	4,281	8,231
平成25年	124	4,142	8,069
平成26年	121	4,130	8,937
平成27年	123	3,874	9,086
平成28年	114	3,997	8,408
平成29年	110	4,266	9,262
平成30年	112	4,302	9,444

資料：工業統計調査（平成年は平成28年経済センサス-活動調査）

※従業者数4人以上の数値



(4) 商業

事業所数、従業者数及び年間商品販売額はいずれも減少傾向にありましたが、平成26年を境に増加傾向に転じています。

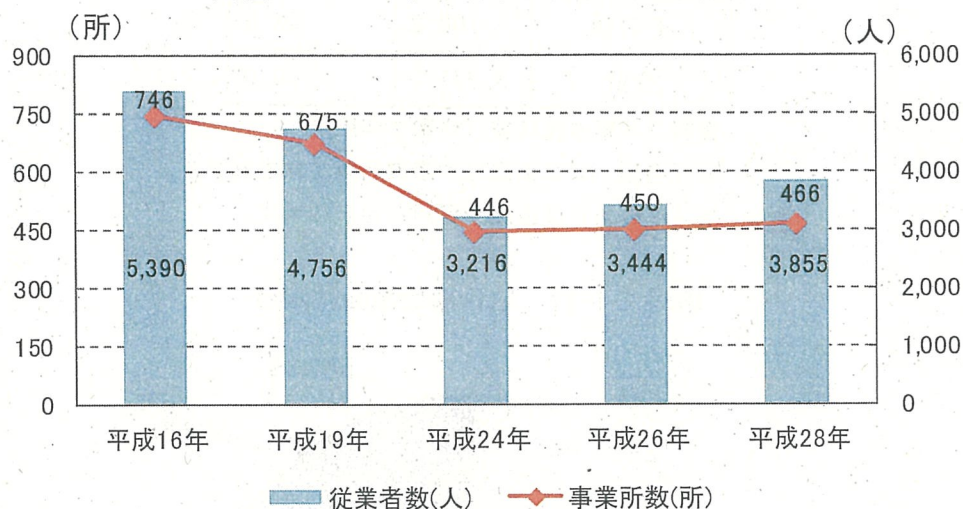
図表 2-1-13 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成16年	746	5,390	106,802
平成19年	675	4,756	93,933
平成24年	446	3,216	66,739
平成26年	450	3,444	70,165
平成28年	466	3,855	81,254

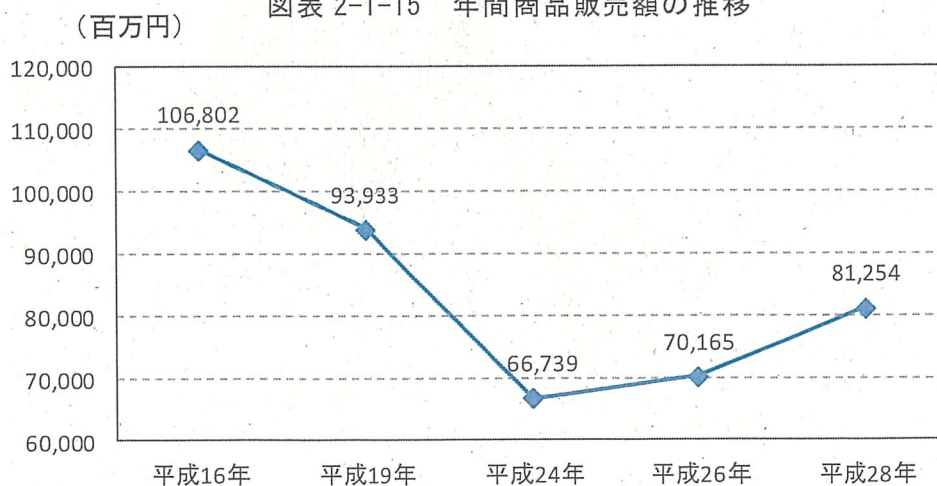
資料：城陽市統計書（令和2年版）

※平成16、19、28年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成26年は7月1日現在

図表 2-1-14 事業所数、従業者数の推移



図表 2-1-15 年間商品販売額の推移



(5) 土地利用

地目別に土地の利用状況を見ると、山林が21.2%、宅地が19.3%を占めています。

図表 2-1-16 地目別土地面積

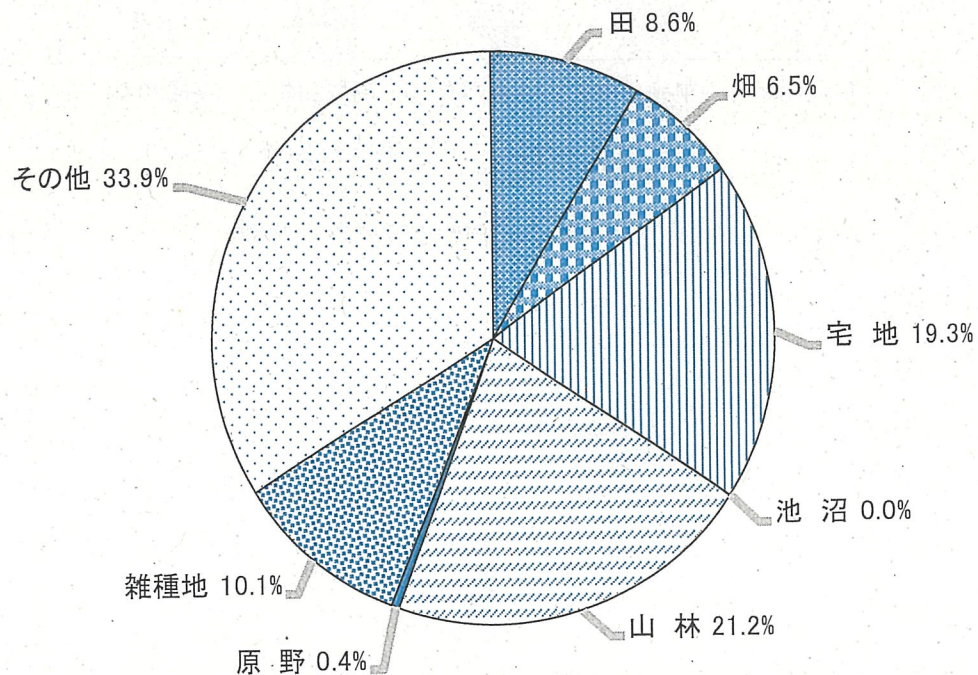
区分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	282.9	8.6
畑	211.7	6.5
宅 地	630.0	19.3
池 沼	0.6	0.0
山 林	694.3	21.2
原 野	14.2	0.4
雑種地	329.0	10.1
その他	1,108.3	33.9
合計	3,271.0	100.0

資料：城陽市統計書（令和2年版）

※「宅地」は工業団地や事業用地が含まれます。

※「その他」は道路や河川が含まれます。

図表 2-1-17 地目別土地面積割合



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ収集の変遷

図表 3-1-1 ごみ収集の変遷

年 月	出 来 事
昭和41年11月	・ごみの全域収集（直営）を開始（人口比率に応じ、久津川地域 6 回/月、寺田地域 6 回/月、富野地域 5 回/月、青谷地域 3 回/月）
昭和42年4月	・ごみの種類を「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分類
昭和43年4月	・燃えないごみの収集を全面委託化
昭和43年8月	・城南衛生管理組合 長谷山焼却場の完成、操業開始により、週 1 回収集を開始
昭和44年4月	・燃えるごみ収集（月 4 回）、燃えないごみ収集（月 3 回）を開始
昭和48年6月	・城南衛生管理組合 奥山埋立処分地竣工
昭和55年4月	・城南衛生管理組合 長谷山新清掃工場竣工
昭和56年4月	・ごみの種類を「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に名称変更
昭和57年4月	・城陽市資源再生利用補助金制度新設（3 円/kg）
昭和58年4月	・燃やすごみ収集（月4回→週2回）に変更
昭和59年11月	・廃乾電池の分別収集開始
昭和61年3月	・城南衛生管理組合 奥山リユースセンター竣工
昭和62年4月	・燃やすごみ曜日収集開始
平成2年10月	・燃やさないごみ曜日収集開始
平成4年4月	・空カン、空ビンの分別収集を一部地域で開始 ・城陽市資源再生利用補助金の単価変更（3円/kg→4円/kg）
平成5年4月	・城陽市生ごみコンポスト容器購入費補助金制度新設（コンポスト容器のみ対象）
平成7年3月	・城陽市ごみ処理基本計画策定（新規策定）
平成7年4月	・空カン、空ビン分別収集の全市実施
平成7年12月	・リサイクル用地（空カン、空ビンの仕分け用地）借用開始
平成8年10月	・城陽市廃棄物減量等推進審議会発足
平成9年4月	・収集区域を3地区（北部、中部、南部）に区割り変更 ・北部地域の燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・中部地域の燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・南部地域の燃やすごみ、燃やさないごみ収集業務委託を開始 ・容器包装リサイクル法に基づく資源物（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）の全域収集開始 ・城陽市生ごみコンポスト容器等補助金に制度変更（ボカシ容器を対象に追加、制度名変更） ・城陽市資源再生利用補助金の単価変更（4 円/kg→5 円/kg）

年 月	出 来 事
平成11年1月	・城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山竣工
平成11年4月	・北部地域の燃やすごみ一部収集業務委託を開始 ・南部地域の委託に資源物（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）を追加（これにより南部地域の家庭ごみ収集は完全委託化） ・大型ごみ収集を試行開始（直営、手数料無料）
平成12年4月	・北部地域の資源物の一部収集業務委託を開始 ・城陽市生ごみ処理機等購入費補助金に制度変更（生ごみ処理機を対象に追加、制度名変更）
平成13年3月	・城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山竣工
平成13年4月	・資源物分別収集に発泡食品トレイ、発泡スチロールを全域追加 ・スプレー缶、携帯用ガスボンベの分別収集全域収集開始 ・北部地域の収集業務委託に一部燃やすごみ、一部資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・中部地域の収集業務委託に資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・南部地域の収集業務委託に資源物（発泡食品トレイ、発泡スチロール）を追加 ・大型ごみ収集を本格開始（直営、手数料有料化） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴いリサイクル家電の回収実施（小売店に引き取り義務のないものを回収）
平成14年3月	・廃食用油回収ボランティア支援（啓発のぼり等）
平成15年10月	・パソコンの回収実施（当該パソコンを自主回収するメーカーがない場合に限り回収）
平成16年4月	・北部地域の収集業務委託に燃やすごみ、全資源物を追加（これにより北部地域の家庭ごみ収集は完全委託化） ・中部地域の委託に燃やすごみ、一部資源物を追加 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の品目増（冷凍庫）に伴い回収対象品目を追加
平成17年3月	・廃食用油回収ボランティア支援（啓発のぼり等）
平成18年8月	・城南衛生管理組合 クリーン21長谷山竣工
平成19年4月	・廃食用油回収開始（公共施設21拠点、月1回収、委託）
平成19年10月	・ごみネットを自治会へ配布（122自治会、1,919枚）
平成19年11月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）
平成20年4月	・容器包装リサイクル法の改正によりペットボトル収集の対象品目拡大（しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトルを追加）
平成20年5月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）
平成20年7月	・廃食用油回収拠点追加（自治会2拠点、月1回収、委託）
平成20年12月	・廃食用油回収拠点追加（自治会1拠点、月1回収、委託）

年 月	出 来 事
平成21年4月	・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の品目増（薄型テレビ、衣類乾燥機）に伴い回収対象品目を追加
平成21年8月	・ 廃食用油回収拠点追加（スーパー1拠点、常時回収、直営）
平成22年4月	・ ペットボトル、紙パックの収集を月1回から月2回に拡充
平成22年8月	・ 廃食用油回収拠点追加（スーパー1拠点、常時回収、直営）
平成23年3月	・ 廃食用油回収拠点廃止（公共施設1拠点、月1回回収、委託）
平成23年4月	・ 中部地域の委託に一部資源物を追加 ・ 大型ごみ収集を週2回から週3回に拡充 ・ 城陽市生ごみ処理機等購入費補助金に制度変更（コンポスト容器、ボカシ容器計1基から計2基に制度拡充）
平成24年5月	・ 城陽市ごみ処理基本計画策定（平成7年3月策定版を全面改訂）
平成25年1月	・ 指定ごみ袋制（無色透明又は白色半透明）の試行開始
平成25年4月	・ 指定ごみ袋制（無色透明又は白色半透明）の本格開始
平成26年6月	・ 城陽市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金制度新設
平成26年10月	・ 使用済小型家電回収開始（公共施設16拠点、常時回収、直営）
平成27年1月	・ プラマーク製品（プラスチック製容器包装（ペットボトルキャップ含））を資源物として収集開始 ・ 廃蛍光灯回収開始（公共施設10拠点、月1回回収、直営） ・ 使い捨てライターを燃やさないごみの日に分別して収集開始
平成27年3月	・ 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山竣工
平成27年4月	・ 発泡食品トレイ、発泡スチロールの収集を取り止めプラマーク製品の収集に統合
平成28年1月	・ 使用済小型家電回収拠点追加（公共施設1拠点、常時回収、直営） ・ 廃蛍光灯回収拠点追加（公共施設1拠点、月1回回収、直営）
平成28年3月	・ 家庭ごみ収集カレンダー全戸配布開始（以降毎年3月に全戸配布） ・ リサイクル用地返還
平成28年4月	・ 中部地域の収集業務委託にペットボトル、紙パックを追加（これにより家庭ごみ収集の全面委託化が完了） ・ 収集日程の東西2地区制を実施 ・ 城陽市資源再生利用補助金を城陽市資源再生利用奨励金に名称変更
平成28年6月	・ 廃食用油回収拠点追加（公共施設1拠点、月1回回収、委託）
平成29年3月	・ 城陽市ごみ処理基本計画中間見直し実施（平成24年5月策定版を見直し）
平成29年10月	・ 使用済小型家電回収拠点廃止（公共施設1拠点、常時回収、直営）
平成30年3月	・ 特定家庭用機器廃棄物（リサイクル家電）の市回収を取り止め、家電回収協力店への案内に切り替え ・ 城南衛生管理組合 クリーンパーク折居竣工
平成30年5月	・ 廃食用油回収拠点廃止（自治会1拠点、月1回回収、委託）

年 月	出 来 事
平成30年12月	・ 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（一部施行）及び同条例施行規則施行（一部施行）により一般廃棄物処理業の許可制度導入
令和元年5月	・ 外国人向け多言語版（英語版、中国語版、ベトナム語版）のごみ分別チラシ、DVDの配布開始
令和元年7月	・ 環境衛生のしおりを全戸配布
令和元年9月	・ 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（全面施行）及び同条例施行規則施行（全面施行）により大型ごみ手数料の改定、ごみステーションからの金属等資源物の持ち去り行為を禁止 ・ ごみステーションからの金属等資源物の持ち去り行為（条例違反行為）に対するパトロールを開始
令和2年4月	・ 大型ごみ収集を委託化
令和3年4月	・ 収集区域を4地区（北西部、北東部、南西部、南東部）に区割り変更 ・ 廃蛍光管回収を委託化

2 分別区分

本市におけるごみの分別区分は、図表 3-1-2 のとおりです。

ごみステーションで収集する家庭系ごみは、10種分別（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶・カセットボンベ、使い捨てライター、プラマーク製品、空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック、廃乾電池）として実施しております。

これら以外の家庭系ごみは、拠点回収、集団回収、戸別回収により収集しています。事業系ごみは、排出者が自己搬入しています。

なお、収集及び運搬を行わない物として、図表 3-1-3 の廃棄物を指定しており、販売店、専門処理業者等に依頼するようお願いしています。

また、家電リサイクル法の対象品目については、排出者が小売店に引き取りを依頼し、パソコンについては、パソコンメーカーによる回収・リサイクル（使用済小型家電）を利用されるようお願いしています。

図表 3-1-2 分別区分

分別区分			収集対象物	排出方法	収集方法	収集回数	
家庭系ごみ	燃やすごみ		生ごみ・板切れ（長さ50cm・厚さ5cm以内）・剪定枝（長さ50cm・太さ5cm以内）・衣類（チャックやボタンのないもの）・紙おむつ（汚物は取り除く）・紙くず・プラマーク製品（きれいでないもの）	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	ステーション方式	週2回	
	燃やさないごみ		ふとん類・陶器類・ガラス製品・金属製品・小型電気製品（ストーブ、電子レンジ、扇風機、掃除機等）・剪定枝・木材（長さ50cmを超え1m以内・太さ5cmを超え7cm以内）・プラマーク製品以外のプラスチック類（洗面器・バケツ・歯ブラシ・おもちゃ他）・乾燥剤・保冷剤・衣類（チャックやボタンのあるもの・革・ナイロン製のもの）			月2回	
	スプレー缶、カセットボンベ		スプレー缶・カセットボンベ	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出 紙パックは開いて乾燥させ、ひもで縛る		月2回	
	使い捨てライター		使い捨てライター			月2回	
	資源物	プラマーク製品	プラマークの付いているもの（袋、キャップ・ラベル類・カップ・トレイ類・発泡トレイ・発泡スチロール・ボトル類・チューブ類）			容器・ペットボトルに入れて専用回収ボックスへ投入（拠点回収） 専用回収ボックスへ投入（拠点回収）	週1回
		空カン	飲み物・食べ物アルミ缶やスチール缶				隔週
		空ビン	飲み物・食べ物・調味料のガラスビン				隔週
		ペットボトル	ペットボトル				月2回
		紙パック	紙パック				月2回
		廃乾電池	乾電池（マンガン電池、アルカリ電池）				月2回
		廃食用油	食用油	拠点回収	月1回（常設は随時）		
		廃蛍光管	蛍光管		月1回		
		使用済小型家電	携帯電話・ラジオ・カメラ・ゲーム機・時計等（パソコン含）		随時		
	集団回収		新聞、雑誌、ダンボール、布類	—	—	—	
	大型ごみ（予約制）		1辺が1mを超える家具類・趣味用品等	屋外へ排出	戸別回収	週3回	
事業系ごみ	燃やすごみ		—	—	—		
	燃やさないごみ（一般廃棄物に限る）		—	—	—		
	資源物	剪定枝	—	—	—		
		魚腸骨（魚アラ）	—	—	—		

※ 以降表内等において「プラマーク製品」とは、プラスチック製容器包装を指します。

※ スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池は燃やさないごみの日に分別排出（以下本計画では同様の扱いとします。）

図表 3-1-3 収集及び運搬を行わない物

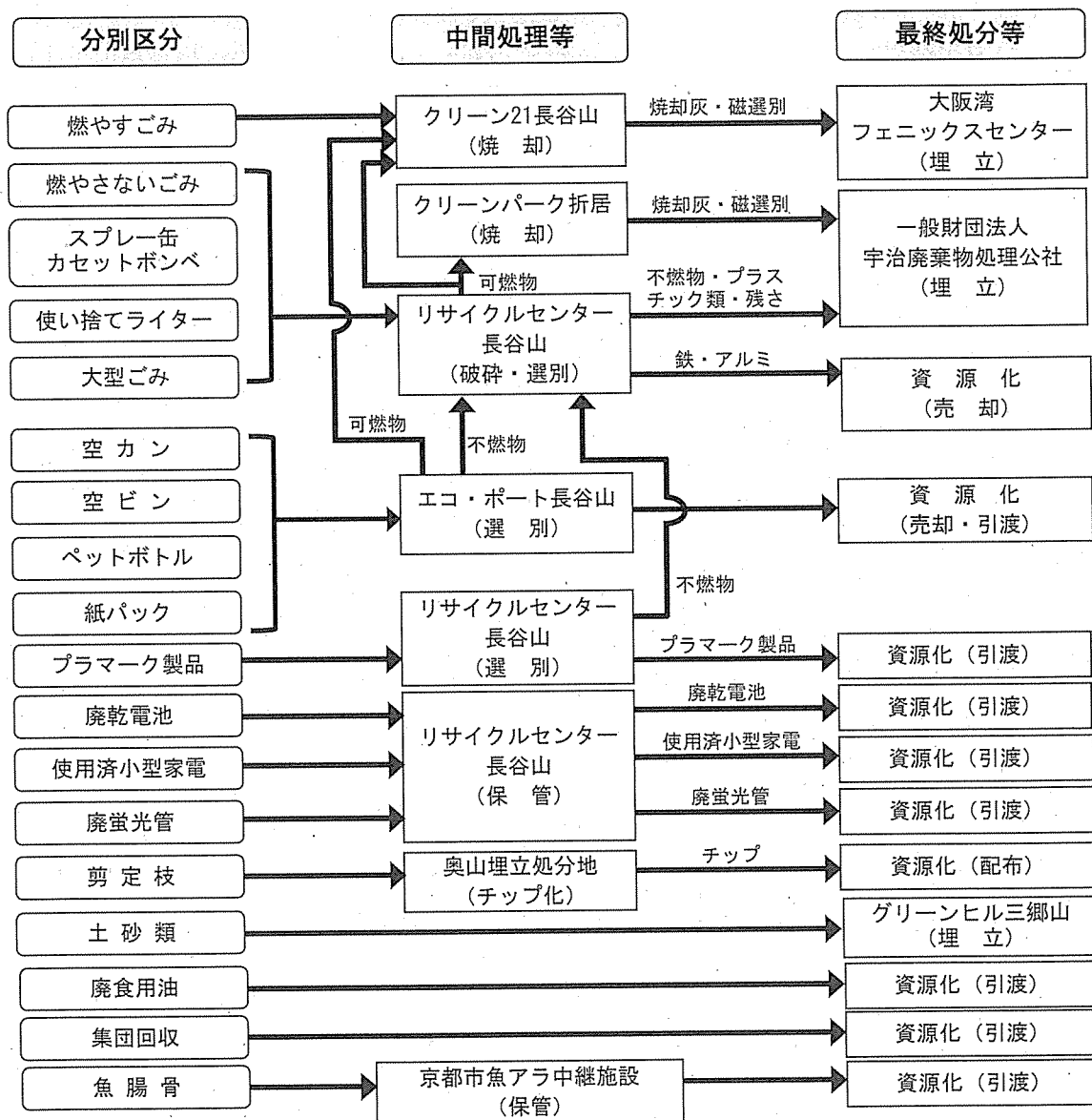
廃棄物の種類
(1) 著しく悪臭を発生させる物 (2) 引火性の物（使い捨てライター、スプレー缶及びカセットボンベを除く。ガソリン・灯油・ガスボンベ類等） (3) 有害な物質を含む物（農薬・劇薬品） (4) 特別管理一般廃棄物 (5) 廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物 (6) 家電リサイクル法第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物 (7) 処理困難物（ピアノ、消火器、自動車・バイク及びそれらの関連部品、ドラム缶、農機具） (8) 事業系一般廃棄物 (9) その他一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある物（オイル類、ペンキ類、その他液状のもので城南衛生管理組合で処理できない物）

3 ごみ処理フロー

本市の一般廃棄物の中間処理は、本市を含む宇治市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町の3市3町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）である「城南衛生管理組合」が行っています。

最終処分（埋立処分）については、城南衛生管理組合又は「大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックスセンター」という。）」、「一般財団法人宇治廃棄物処理公社」で行っています。

図表 3-1-4 本市のごみ処理フロー



4 排出抑制

本市ではごみの減量や資源化を促進するために以下の取組を実施しています。

(1) ごみの減量化

〔城陽市廃棄物減量等推進審議会〕

本市では、城陽市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会の概要は、次表のとおりです。

図表 3-1-5 城陽市廃棄物減量等推進審議会の概要

項目	概要
適用例規	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
審議事項	(1)一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項 (2)一般廃棄物の適正な処理に関する事項 (3)一般廃棄物の再生利用に関する事項 (4)その他市長が必要と認める事項
組織	市民、事業者、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者 10人以内
任期	2年

〔生ごみ処理機等購入費補助金〕

本市では、ごみ減量の施策の一環として、生ごみ処理機等の購入費補助を実施しています。補助金の概要と補助数は、次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-6 補助金の概要

項目	概要
適用例規	城陽市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
交付要件	(1)市内に住居を有し、現に居住していること (2)コンポスト容器にあっては、設置できる敷地を市内に有すること (3)防臭に努めるなど容器の適正な維持管理ができること
補助金	機器等の購入代金の 1/2、限度額：20,000 円（機器）、4,000 円（容器）
補助台数	1 世帯につき機器 1 基及び生ごみコンポスト容器又はボカシ容器のいずれか 2 基まで
交付対象	生ごみ処理機：1 日につき 1kg 以上の生ごみ分解処理能力を有するもの コンポスト容器：耐水性及び耐久性を有し、100ℓ以上の容量のもの ボカシ容器：10ℓ以上の容量のもの

図表 3-1-7 補助数

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生ごみ処理機(基)	10	1	5	7	15
コンポスト容器(基)	7	2	2	5	2
ボカシ容器(基)	0	0	1	2	3

(2) ごみの再資源化

[紙類・布類の回収]

本市では、ごみ減量化と再資源化を推進するため、紙類・布類は自治会や子ども会等の営利を目的としない団体が取り組む資源回収とし、回収に対する補助を実施しています。奨励金の概要と資源回収量等は、次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-8 奨励金の概要

項目	概要
適用例規	城陽市資源再生利用奨励金交付規則
対象団体	営利を目的としない団体
対象品目	新聞、雑誌、ダンボール、布類
補助金	予算の範囲内で市長が定める額 (令和2年度実績) 回収量 1 kg 当たり 5 円 1 団体当たり年間事務費 2,000 円

図表 3-1-9 資源回収量等

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施団体数 (団体)	138	138	139	139	141
回収量 (t)	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657
新聞 (t)	2,191	2,009	1,881	1,716	1,452
雑誌 (t)	756	708	678	650	611
ダンボール (t)	505	484	479	466	476
布類 (t)	209	207	203	204	118

[使用済小型家電の回収]

小型家電の中には、金・銀等の貴金属やレアメタル（希少金属）等の貴重な金属が多く含まれているものがあります。

本市では、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことを踏まえ、新たなリサイクルの取組として、平成 26 年 10 月から回収ボックスを設置し携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電を資源物として拠点回収しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-10 使用済小型家電の回収量

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
回収量 (個)	4,292	4,888	4,849	4,304	3,312
回収量 (kg)	2,880	4,411	3,887	4,026	3,932

[廃蛍光管の回収]

本市では、平成27年1月から回収ボックスを設置し拠点回収を実施しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-11 廃蛍光管の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(個)	4,766	4,348	3,755	4,533	4,141
回収量(kg)	1,191.50	1,087.00	938.75	1,133.25	1,035.25

[廃食用油の回収]

本市では、再資源化の一環として、回収事業を実施しています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-12 廃食用油の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(ℓ)	13,099	13,270	11,922	11,453	13,223
うち拠点回収量(ℓ)	4,378	5,222	2,870	2,582	3,858
うち常設回収量(ℓ)	8,721	8,048	9,052	8,871	9,365

[魚腸骨(魚アラ)の回収]

事業者において、魚腸骨(魚アラ)の回収を一般廃棄物再生利用業の指定業者(2社)にて実施しています。回収した魚腸骨(魚アラ)は京都市魚アラ中継施設に搬入し、その後加工業者にて飼料の原材料として加工されています。回収量は、次表のとおりです。

図表 3-1-13 魚腸骨(魚アラ)の回収量

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収量(t)	180	186	186	203	193

5 収集・運搬

(1) 収集・運搬体制

本市では、経費の削減と業務の効率化を図るため段階的に市職員による直営収集から民間事業者への委託による収集へ移行を進めています。平成28年度より、ステーション方式の家庭ごみ収集は、全面委託化になりました。

また、令和2年度からは大型ごみの回収を委託化し、令和3年度からは廃蛍光管の回収を委託化しました。

図表 3-1-14 分別区分・収集方法

分別区分		収集方法	収集・運搬体制	手数料	
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託	ステーション方式	無料	
	燃やさないごみ	委託	ステーション方式	無料	
	スプレー缶、カセットボンベ	委託	ステーション方式	無料	
	使い捨てライター	委託	ステーション方式	無料	
	資源物	プラマーク製品	委託	ステーション方式	無料
		空カン	委託	ステーション方式	無料
		空ビン	委託	ステーション方式	無料
		ペットボトル	委託	ステーション方式	無料
		紙パック	委託	ステーション方式	無料
		廃乾電池	委託	ステーション方式	無料
		廃食用油	委託（一部直営）	拠点回収	無料
		廃蛍光管	委託	拠点回収	無料
		使用済小型家電	直営	拠点回収	無料
		集団回収	自治会、子ども会等が回収し、再資源業者に引き渡す。		
大型ごみ（予約制）	委託	戸別回収	有料		
家電リサイクル法対象品		小売店回収又は指定引取所への持ち込みを案内する。			
パソコン		メーカー回収又は使用済小型家電として拠点回収を案内する。			

(2) 処理手数料

本市では、大型ごみの処理手数料は、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例や同条例施行規則において料金を定めています。

また、自己搬入による処理手数料は、城南衛生管理組合が定めています。

図表 3-1-15 処理手数料

区分			金額	支払方法
大型 ごみ	ベッド 1台につき		2,000円	大型ごみの引渡し前に支払い
	スプリングマットレス 1枚につき		2,000円	
	ベビーベッド 1台につき		1,000円	
	障子、ふすまその他の建具 1枚につき		1,000円	
	スノーボード 1台につき		1,000円	
	スキー板 1組又は1枚につき		1,000円	
	サーフボード 1台につき		1,000円	
	自転車 1台につき		1,000円	
	じゅうたん（電気カーペットを含む。） 1枚につき		600円	
	編み機 1台につき		600円	
	乳母車 1台につき		600円	
	物干し竿 1本につき		200円	
	上記で定める大型ごみ以外の大型ごみ	最も長い辺が1.5m以下のもの	1,000円	
		最も長い辺が1.5mを超えるもの	2,000円	
自己 搬入	燃やすごみ	100kg までごとに	1,500 円	城南衛生管理組合搬入時に組合に支払い
	燃やさないごみ	100kg までごとに	1,500 円	
	土砂類	100kg までごとに	1,200 円 又は 1,500 円	

6 中間処理

本市のごみの中間処理は、城南衛生管理組合にて行っています。以下に、城南衛生管理組合の所有する施設について示します。

(1) 焼却施設

焼却施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-16 焼却施設の概要

項目	概要	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市 富野長谷山1-270	宇治市 宇治折居18
着工・竣工	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月	着工：平成27年2月 竣工：平成30年3月
形式	全連続燃焼式	連続燃焼式
能力	240t/日 (120t/24時間×2炉)	115t/日 (57.5t/24時間×2炉)
発電出力	4,900kW	2,110kW
運営管理体制	委託	委託

(2) 資源化施設

資源化施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-17 資源化施設の概要

項目	概要	
施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
着工・竣工	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
能力	46t/日	17t/日
運営管理体制	委託	委託
備考	空カン、空ビン、ペットボトル、紙パックを処理	プラマーク製品を処理

(3) 破碎処理施設

燃やさないごみや大型ごみの処理施設の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-18 破碎処理施設の概要

項目	概要
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
着工・竣工	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
形式	二軸低速回転式＋堅型高速回転式
能力	60t/日
運営管理体制	委託

7 最終処分

最終処分は、城南衛生管理組合及び一般財団法人宇治廃棄物処理公社、大阪湾フェニックスセンターで行っています。

(1) 最終処分施設（城南衛生管理組合）

城南衛生管理組合の最終処分場の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-19 一般廃棄物最終処分場（グリーンヒル三郷山）の概要

項目	概要
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1-3
着工・竣工	着工：平成 10 年 8 月 竣工：平成 13 年 3 月
全体面積	59,000m ²
埋立面積	17,000m ²
埋立容量	200,000m ³
残余容量	102,475m ³ （平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果より）
対象廃棄物	不燃ごみ、その他、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ
埋立方式	サンドイッチ工法
浸出水処理方式	生物処理方式＋高度処理
浸出水処理能力	100m ³ /日
運営管理体制	委託

(2) 最終処分施設（一般財団法人宇治廃棄物処理公社）

宇治廃棄物処理公社の最終処分場の概要は次表のとおりです。

図表 3-1-20 一般財団法人宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地の概要

項目	概要
施設名称	一般財団法人宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地	宇治市池尾仙郷山 6-2
開設	昭和 53 年 6 月
敷地面積	第 1 期～第 3 期 123,459m ²
埋立容量	第 1 期～第 3 期 1,171,156m ³
対象廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ
埋立方式	サンドイッチ工法
浸出水処理方式	凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着
浸出水処理能力	390m ³ /日

(3) 最終処分施設（大阪湾フェニックスセンター）

大阪湾フェニックスセンターの概要は次表及び次々表のとおりです。

図表 3-1-21 大阪湾フェニックスセンターの概要

項目	概要
根拠法律	広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）
設立	昭和 57 年 3 月 1 日
広域処理対象地区	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
業務	①港湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成 ②地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て ・ 施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理 ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て ④付帯業務
資本金	1 億 3,690 万円
出資団体	地方公共団体（174 団体） 港湾管理者（4 団体）
管理委員会	管理委員長：大阪府知事 管理委員：滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事 和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表 3-1-22 大阪湾フェニックスセンターの位置及び規模

場所	位置	規模					
		面積 (ha)	埋立容量(万 m ³)				
			一般 廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎東海岸町地先	113	220	290	700	390	1,600
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘器向洋町地先	88	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	590	530	280	0	1,400
合計		499	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表中の処分場は大阪湾フェニックスセンターが所有する処分場であり、大阪湾フェニックス計画で定める受入区域に基づき、本市は泉大津沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場となっている。

8 関係条例等一覧

城陽市の一般廃棄物処理に関する条例等は次表のとおりです。

図表 3-1-23 関係条例等一覧

関 係 条 例 等
城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成 30 年 12 月 28 日 条例第 31 号)
城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 (平成 30 年 12 月 28 日 規則第 19 号)
城陽市資源再生利用奨励金交付規則 (昭和 57 年 4 月 1 日 規則第 23 号)
城陽市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱 (平成 5 年 4 月 1 日 告示第 23 号)
城陽市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金交付要綱 (平成 26 年 6 月 1 日 告示第 62 号)

第2節 ごみ処理の実績

1 ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

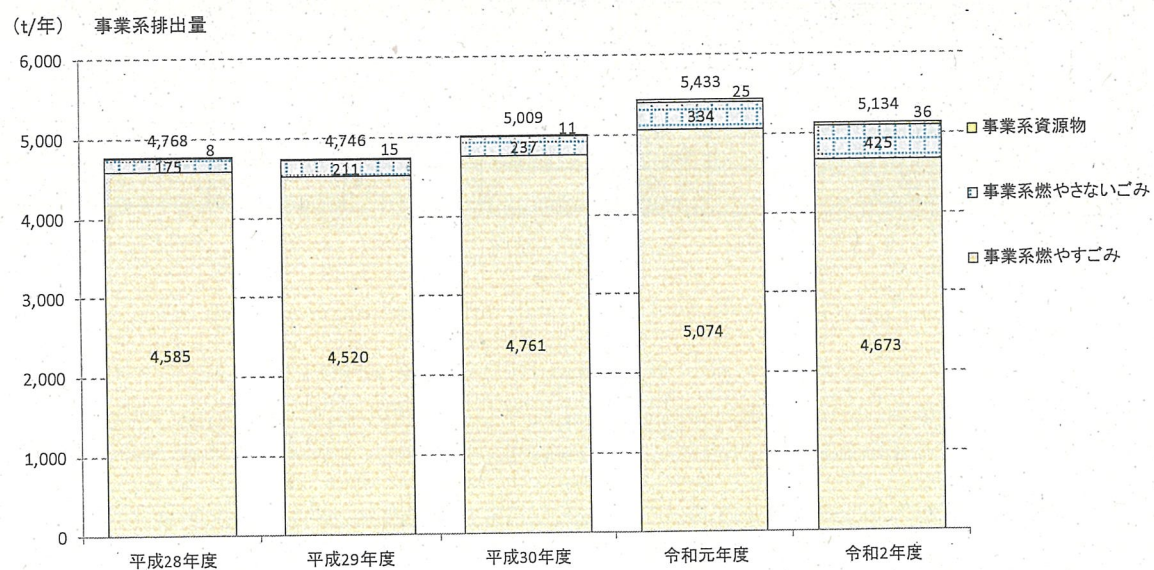
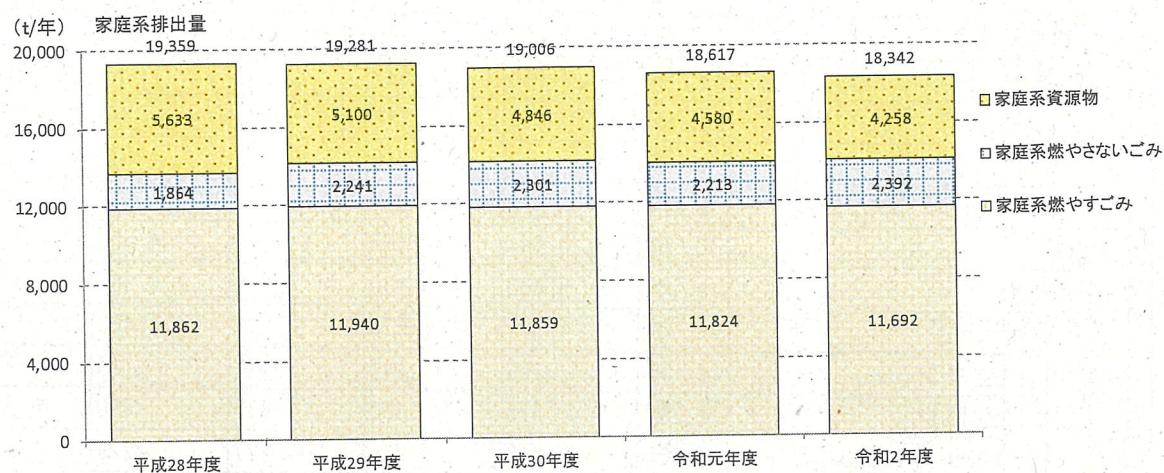
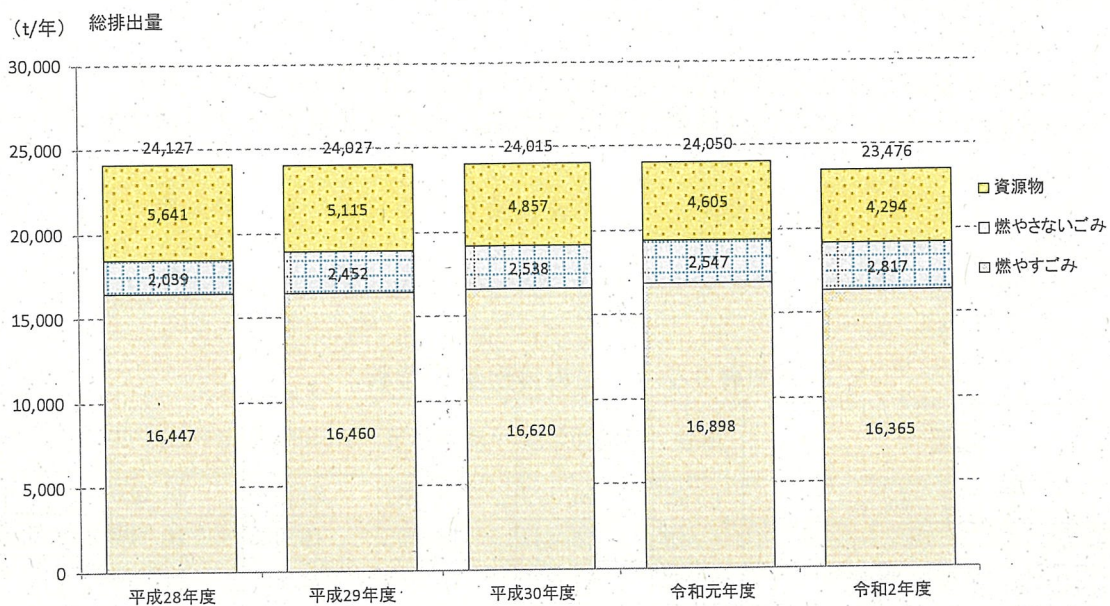
過去5年間のごみの種類別排出量は図表3-2-1及び図表3-2-2のとおりです。全体の排出量については、横ばいの傾向にありますが、令和2年度は23,476t/年と減少しました。

なお、本節では、前計画期間内の排出量実績を示すことから、前計画と同じ方法で排出量を集計しています。

図表3-2-1 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 合 計	t/年	24,127	24,027	24,015	24,050	23,476
燃やすごみ	t/年	16,447	16,460	16,620	16,898	16,365
家庭系（委託＋直営）	t/年	11,862	11,940	11,859	11,824	11,692
事業系（自己搬入）	t/年	4,585	4,520	4,761	5,074	4,673
燃やさないごみ	t/年	2,039	2,452	2,538	2,547	2,817
家庭系（委託＋直営）	t/年	1,864	2,241	2,301	2,213	2,392
燃やさないごみ	t/年	1,665	1,812	2,011	1,962	2,179
大型ごみ	t/年	109	113	131	123	113
土砂	t/年	90	316	159	128	100
事業系（自己搬入）	t/年	175	211	237	334	425
資源物	t/年	5,641	5,115	4,857	4,605	4,294
家庭系	t/年	5,633	5,100	4,846	4,580	4,258
容器包装	t/年	1,865	1,574	1,502	1,483	1,515
空カン	t/年	168	147	127	130	153
空ビン	t/年	473	450	435	410	427
ペットボトル	t/年	218	217	227	229	235
紙パック	t/年	25	25	24	24	25
プラマーク製品	t/年	981	735	689	690	675
剪定枝	t/年	99	109	93	52	76
廃乾電池	t/年	8	9	10	9	10
集団回収	t/年	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657
事業系（剪定枝）	t/年	8	15	11	25	36

図表 3-2-2 ごみ排出量の推移



(2) 1人1日当たりごみ排出量

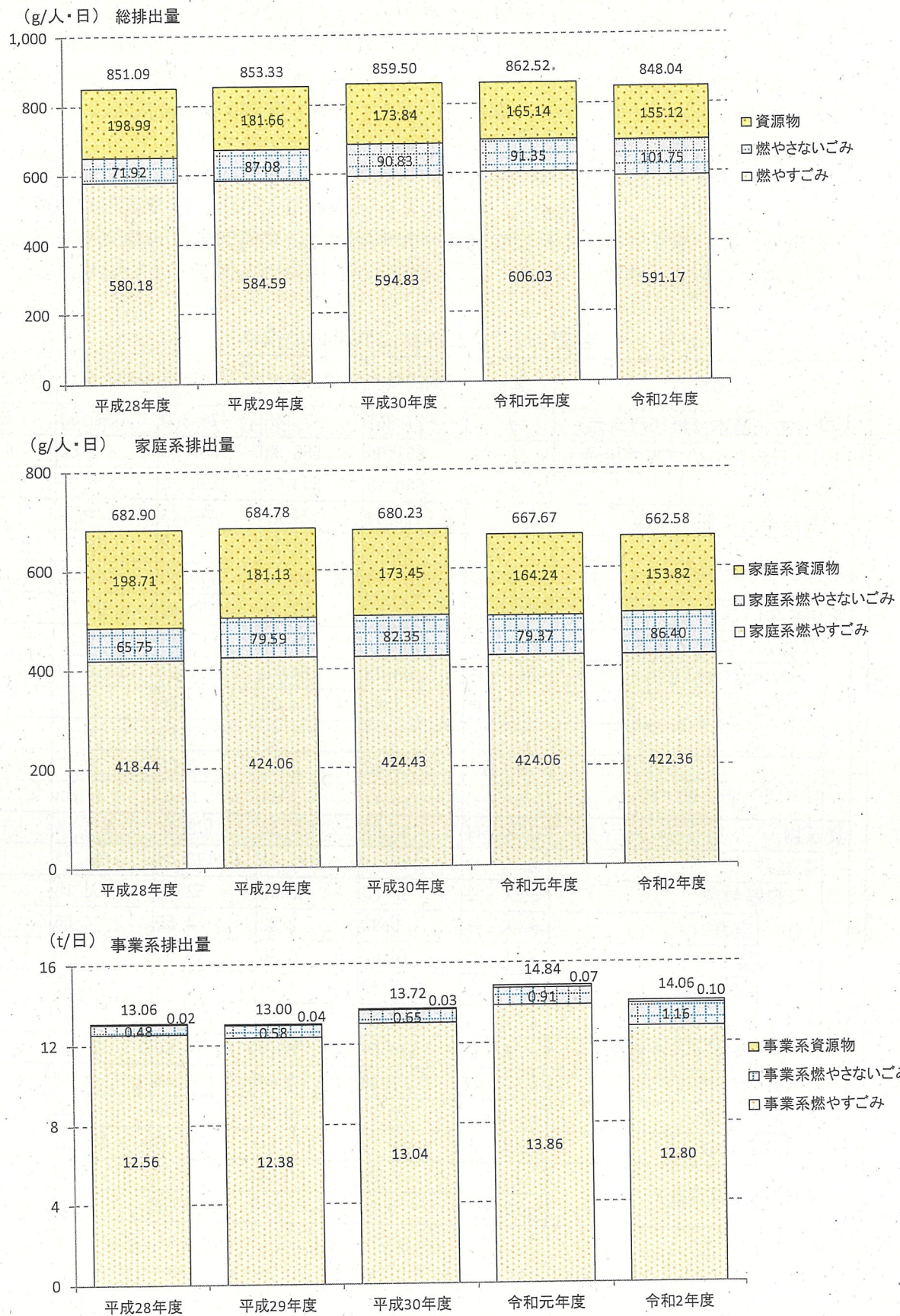
過去5年間の種類別の排出原単位は図表3-2-3及び図表3-2-4のとおりです。1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度から令和元年度までは微増傾向にありましたが、令和2年度は前年度と比べて14.5g/人・日が減少しました。これは、燃やさないごみは増加していますが、事業系燃やすごみ及び資源物（集団回収）の減少が大きいことから1人1日当たりのごみ排出量が減少したものです。

この5年間で家庭系燃やすごみは横ばい傾向、事業系燃やすごみは増加傾向です。また、燃やさないごみは家庭系、事業系ともに増加傾向です。再資源化の指標となる資源物は減少傾向です。これは資源物の大半を占める集団回収（自治会や子ども会等が実施する新聞、雑誌、ダンボール、布類回収）の減少が影響しています。

図表3-2-3 ごみ排出原単位の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口（住民基本台帳10/1時点）	人	77,667	77,140	76,550	76,183	75,842
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	851.09	853.33	859.50	862.52	848.04
燃やすごみ	g/人・日	580.18	584.59	594.83	606.03	591.17
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	418.44	424.06	424.43	424.06	422.36
事業系（自己搬入）	t/日	12.56	12.38	13.04	13.86	12.80
	g/人・日	161.74	160.53	170.40	181.97	168.81
燃やさないごみ	g/人・日	71.92	87.08	90.83	91.35	101.75
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	65.75	79.59	82.35	79.37	86.40
燃やさないごみ	g/人・日	58.73	64.36	71.97	70.37	78.71
大型ごみ	g/人・日	3.85	4.01	4.69	4.41	4.08
土砂	g/人・日	3.17	11.22	5.69	4.59	3.61
事業系（自己搬入）	t/日	0.48	0.58	0.65	0.91	1.16
	g/人・日	6.17	7.49	8.48	11.98	15.35
資源物	g/人・日	198.99	181.66	173.84	165.14	155.12
家庭系	g/人・日	198.71	181.13	173.45	164.24	153.82
容器包装	g/人・日	65.80	55.90	53.76	53.18	54.73
空カン	g/人・日	5.93	5.22	4.55	4.66	5.53
空ビン	g/人・日	16.69	15.98	15.57	14.70	15.43
ペットボトル	g/人・日	7.69	7.71	8.12	8.21	8.49
紙パック	g/人・日	0.88	0.89	0.86	0.86	0.90
プラマーク製品	g/人・日	34.61	26.10	24.66	24.75	24.38
剪定枝	g/人・日	3.49	3.87	3.33	1.86	2.75
廃乾電池	g/人・日	0.28	0.32	0.36	0.32	0.36
集団回収	g/人・日	129.14	121.04	116.00	108.88	95.98
事業系（剪定枝）	t/日	0.02	0.04	0.03	0.07	0.10
	g/人・日	0.28	0.53	0.39	0.90	1.30

図表 3-2-4 ごみ排出原単位の推移



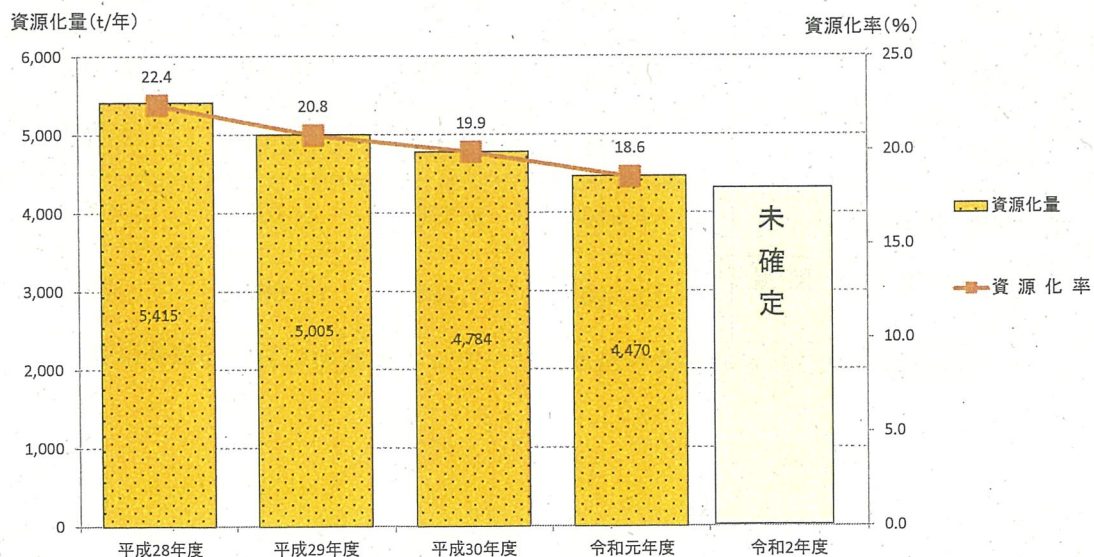
(3) 資源化量

過去5年間でみると資源化量は減少傾向にあります。ごみ総合計の減少割合に対しての資源化量の減少割合が大きいいため、資源化率も減少傾向にあります。

図表 3-2-5 資源化量の推移

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)
	資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)	
合計	5,641	5,415	5,115	5,005	4,857	4,784	4,605	4,470	4,294	未確定
容器包装	1,865	1,301	1,574	1,093	1,502	1,040	1,483	1,030	1,515	1,057
	69.8%		69.4%		69.2%		69.5%		69.8%	
空カン	168	135	147	117	127	100	130	105	153	127
	80.4%		79.6%		78.7%		80.8%		83.0%	
空ビン	473	267	450	233	435	223	410	213	427	205
	56.4%		51.8%		51.3%		52.0%		48.0%	
ペットボトル	218	175	217	181	227	194	229	194	235	202
	80.3%		83.4%		85.5%		84.7%		86.0%	
紙パック	25	24	25	25	24	23	24	24	25	24
	96.0%		100.0%		95.8%		100.0%		96.0%	
プラマーク製品	981	700	735	537	689	500	690	494	675	499
	71.4%		73.1%		72.6%		71.6%		73.9%	
剪定枝	107	107	124	124	104	104	77	77	112	112
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
廃乾電池	8	8	9	9	10	10	9	9	10	10
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
破碎処理後の資源物	—	138	—	164	—	182	—	96	—	未確定
選別処理後の資源物	—	200	—	207	—	207	—	222	—	未確定
集団回収	3,661	3,661	3,408	3,408	3,241	3,241	3,036	3,036	2,657	2,657
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
ごみ総排出	24,127	5,415	24,027	5,005	24,015	4,784	24,050	4,470	23,476	未確定
	22.4%		20.8%		19.9%		18.6%		未確定	

図表 3-2-6 資源化量及び資源化率の推移



2 ごみの性状

平成28年度から令和2年度に実施された城南衛生管理組合における可燃ごみの分析結果は、次表のとおりです。

組成ドライベース分析では例年紙が最も多く、次いで不適物としてのプラスチック類、繊維が多い状況です。プラスチック類はきれいではないためプラマーク製品として排出できず、可燃ごみとされたプラマーク製品と、燃やさないごみとして排出すべきプラスチック類を合わせた割合です。また、成分分析では水分の割合が多く、引き続き生ごみの水切りの徹底が重要です。

図表 3-2-7 可燃ごみの組成・成分分析結果

図表 3-2-7 可燃ごみの組成 成分分析結果

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組成 ドライベース (%)	可燃物	紙	45.72	38.85	42.35	48.01	33.93
		動・植物厨芥	9.54	7.43	12.24	5.15	8.28
		草・木	12.90	9.52	9.00	9.45	9.18
		繊維	7.76	9.64	11.71	13.24	13.27
	雑物	5mm 以上	1.81	2.74	3.43	2.88	6.17
		5mm 未満	3.45	5.19	3.06	1.88	4.28
	不燃物	ガラス・石等	0.61	0.58	0.48	0.07	0.31
		金属類	0.71	1.63	0.52	0.08	0.55
	不適物	プラスチック類	16.79	23.76	16.69	19.08	22.67
		ゴム・皮革	0.71	0.66	0.52	0.16	1.36
成分 (%)	水分		47.90	47.90	48.78	43.99	45.99
	可燃分		46.45	46.25	46.04	52.31	47.58
	灰分		5.65	5.85	5.18	3.70	6.43
推定熱量 (kJ/kg)			8,810	8,770	8,700	10,170	9,100
混焼ごみ推定発熱量 (kJ/kg)			10,560	11,030	11,070	11,400	10,840

* 本市の燃やすごみ処理施設であるクリーン21長谷山における試験結果

3 ごみ処理経費

過去5年間で見ると、本市のごみ処理経費は、年間約8億2千万円～9億3千万円で推移しており、ごみ種類別では、燃やすごみの処理経費が最も多くなっています。また、ごみ1t当たりでは、約3万4千円～3万9千円、1世帯当たりでは、年間約2万3千円～2万7千円かかっています。

図表 3-2-8 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量総合計	t	24,127	24,027	24,015	24,050	23,476
世帯数(10.1時点)	世帯	34,568	34,599	34,684	34,888	35,061
燃やすごみ処理経費	千円	687,738	702,027	622,340	622,021	637,675
人件費	千円	5,160	4,930	4,787	4,670	4,762
衛管負担金	千円	493,412	509,472	429,220	424,891	441,916
ごみ減量推進経費	千円	110	181	128	120	65
収集業務委託料	千円	181,270	180,297	180,561	183,596	183,969
清掃車管理経費	千円	480	279	318	441	536
センター管理経費	千円	3,212	3,278	3,674	4,098	2,859
ごみ散乱防止ネット購入費補助金	千円	527	411	364	498	584
その他	千円	3,567	3,179	3,288	3,707	2,984
燃やさないごみ処理経費	千円	91,195	110,019	100,403	97,467	111,554
人件費	千円	5,836	4,938	4,702	3,529	3,730
衛管負担金	千円	57,962	72,517	62,162	60,950	73,018
ごみ減量推進経費	千円	39	53	67	74	54
収集業務委託料	千円	26,815	32,134	33,039	32,452	34,204
清掃車管理経費	千円	543	377	433	462	548
資源物処理経費	千円	116,782	102,413	89,082	84,715	89,019
人件費	千円	7,105	5,313	5,093	4,306	5,114
衛管負担金	千円	59,374	52,856	41,734	39,452	44,205
ごみ減量推進経費	千円	18,763	17,339	16,580	15,600	13,831
資源化推進経費	千円	612	725	599	427	673
収集業務委託料	千円	30,271	25,774	24,605	24,363	24,443
清掃車管理経費	千円	657	406	471	567	753
大型ごみ処理経費	千円	17,130	17,397	16,985	15,163	13,988
人件費	千円	12,688	13,149	12,810	11,217	180
衛管負担金	千円	3,254	3,511	3,383	3,093	3,051
清掃車管理経費	千円	1,178	727	792	853	—
収集業務委託料	千円	—	—	—	—	10,757
その他	千円	10	10	—	—	—
処理経費総額	千円	912,845	931,856	828,810	819,366	852,236
1t当たり処理経費	円	37,835	38,784	34,512	34,069	36,302
1世帯当たり処理経費	円	26,407	26,933	23,896	23,486	24,307

資料：行政経費の状況（決算）

4 ごみ処理システム分析

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際は、変更や新規導入の必要性和環境負荷や経済面等に係る利点を、住民や事業者の説明することが求められます。

このことから、環境省より「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されました。

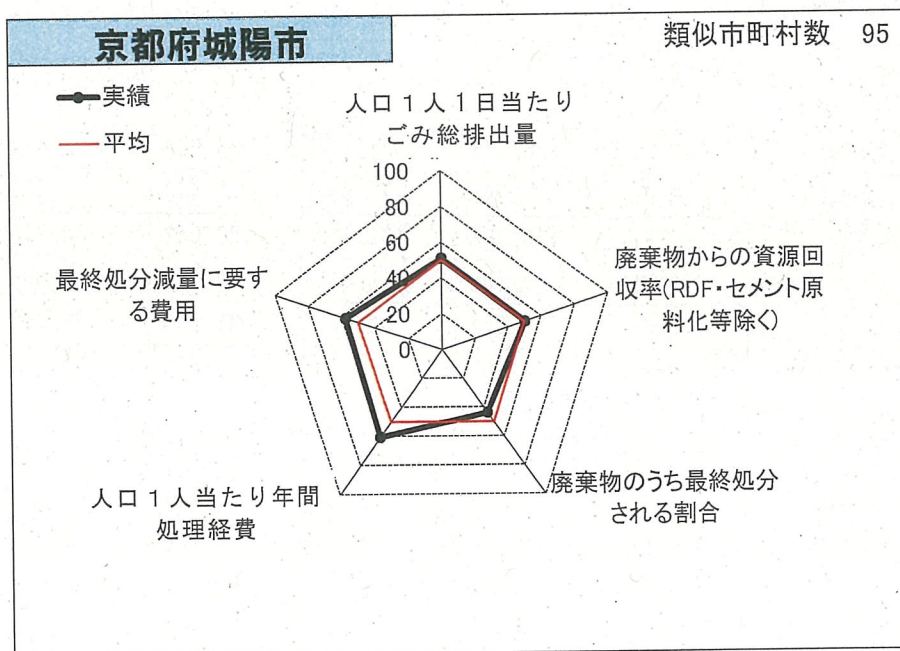
この指針は、分別収集、リサイクル、最終処分等からなる一般廃棄物処理の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方や処理に関する事業効果とその指標等評価の考えを内容としています。

この指針に基づき、(財)日本環境衛生センターが構築した「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用した本市の廃棄物処理システム分析は、図表 3-2-9 から図表 3-2-11 のとおりです。

図表 3-2-9 評価支援ツールに用いた城陽市の概要（令和元年度実績）

都市の形態	都市
人口区分	Ⅱ：50,000人以上～100,000人未満
産業構造	3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上
類似市町村数	95

図表 3-2-10 評価支援ツールによる分析結果（令和元年度実績）



図表 3-2-11 評価支援ツールによる分析結果

標準的な指標	① 1人1日当たりご み総排出量 (kg/人・日)	② 廃棄物からの資 源回収率※ (t/t)	③ 廃棄物のうち最 終処分される割 合 (t/t)	④ 1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	⑤ 最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
最小	0.674	0.071	0	6,937	19,389
城陽市実績	0.870	0.183	0.146	9,527	32,075
偏差値	51.0	50.3	43.7	60.4	57.7

※資源回収率は、RDF・セメント原料化等を除く。

評価支援ツールによる分析結果についての評価

① 1人1日当たりごみ総排出量

本市の人口1人1日当たりのごみ排出量は0.870kgで、類似都市平均0.882kgを下回っています。本市は、95自治体中上から48番目です。少ない排出量が上位です。

② 廃棄物からの資源回収率

本市の廃棄物1t当たりの資源回収量は、0.183tで、類似都市平均の0.181tよりも多くなっています。本市は95自治体中上から41番目です。回収率が高い自治体が上位です。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、廃棄物1t当たり0.146tで、類似都市平均の0.087tに対し多くなっています。本市は95自治体中上から84番目です。少ない割合が上位です。

④ 1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たりの年間ごみ処理経費は9,527円で、類似都市平均12,705円を下回っています。本市は95自治体中上から13番目です。少ない処理経費が上位です。本市ではごみステーションからのごみ収集は全面委託化が完了する等、業務の委託化を進めております。このため経費が類似団体の中でも少なくなっています。

⑤ 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は1t当たり32,705円で、類似都市平均の40,739円に対し少なくなっています。本市は95自治体中上から19番目です。費用が少ない自治体が上位です。

第3節 城南衛生管理組合構成市町のごみ処理状況

城南衛生管理組合の構成市町のごみ処理状況は次表のとおりです。構成市町と比較すると、本市の1人1日当たり排出量は3番目に少なく、リサイクル率は2番目に高くなっています。

図表 3-3-1 構成市町のごみ処理状況（令和元年度分）

自治体名	計画処理区 域内人口 (人)	集団回収を除いたごみ排出の量(t)			1人1日当 たり排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	集団回収 量(t)	リサイクル 率(%)
		生活系 ごみ(t)	事業系 ごみ(t)					
城陽市	76,183	21,226	15,591	5,635	761	1,416	3,036	18.3
宇治市	186,095	46,868	34,669	12,199	688	3,624	7,371	20.3
久御山町	15,977	7,397	3,971	3,426	1,265	404	0	5.5
八幡市	70,958	19,584	15,460	4,124	754	1,036	1,733	13.0
井手町	7,411	2,488	1,965	523	917	186	144	12.5
宇治田原町	9,272	2,846	2,443	403	839	177	384	17.4

資料：京都府の一般廃棄物の処理状況

※この集計は京都府が独自集計しているため、本市の集計方法とは異なります。

第4節 上位計画と関連計画等

1 国及び京都府の計画等

(1) 廃棄物処理法基本方針

『廃棄物処理法基本方針』（平成28年1月）では、次表のとおり減量化に関する目標値が設定されています。目標年次は経過しておりますが、今後同方針の内容に大幅な変更があった場合に改定されます。

図表 3-4-1 廃棄物処理法基本方針の目標

項目		内容
一般 廃棄 物減 量化	一般廃棄物の減量化の目標量	令和2年度において排出量約12%削減（平成24年度比）
	再生利用率の目標量	令和2年度において再生利用率約27%に増加（平成24年度約21%）
	最終処分量	令和2年度において約14%削減（平成24年度比）
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	令和2年度において500g
その 他	家庭系食品ロスの発生量把握市町村	平成30年度に200市町村（平成25年度43市町村）
	小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	平成30年度までに100%（平成25年度約59%）
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	平成30年度までに80%（平成25年度約43%）

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会推進基本計画（平成30年6月）では、地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標として、ごみの減量や分別等に取り組むための指標を示しています。

図表 3-4-2 循環型社会形成推進基本計画の目標

項目		内容
一般廃棄物減量化	1人1日当たりのごみ排出量	令和7年度に約850g/人・日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度に約440g/人・日
	事業系ごみ排出量	令和7年度に約1,100万t
	家庭系食品ロス量	令和12年度に平成12年度の半減
その他	循環型社会ビジネスの市場規模	令和7年度に平成12年度の約2倍
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	令和4年度に21%

(3) 第2期京都府循環型社会形成計画

京都府循環型社会形成計画（平成29年3月）では、京都府における循環型社会の形成を計画的かつ総合的に推進していくため、排出量や再生利用率などの目標を掲げています。第3期計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）の策定が進められています。

図表 3-4-3 京都府循環型社会形成計画の目標

項目		内容
一般廃棄物減量化	排出量	令和2年度において705千t（平成27年度比16.4%削減）
	再生利用率の目標量	令和2年度において再生利用率18.3%に増加（平成24年度15.6%）
	減量率	令和2年度68.7%（平成27年度実績値71.4%）
	最終処分量	令和2年度において92千t（平成27年度比約16.4%削減）
その他	家庭系食品ロスの発生量把握市町村	平成30年度に8市町村（平成27年度4市町村）
	小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	平成30年度までに26市町村（平成27年度21市町村）
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	平成30年度までに26市町村（平成27年度18市町村）

2 城南衛生管理組合の計画

城南衛生管理組合は、構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町）の日常生活から排出されるごみの処理・処分、リサイクル事業、し尿収集・運搬・処理・処分を実施しています。

城南衛生組合では、平成30年度にごみ処理基本計画を改訂しています。

図表 3-4-4 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画の目標

項目	平成 29 年度 実績	令和 5 年度 目標値	平成 29 年度 との比較
ごみ総排出量	113,585 t	111,704 t	1,881 t 減 (1.7%減)
家庭系ごみ排出量	72,657 t	70,968 t	1,689 t 減 (2.3%減)
事業系ごみ排出量	26,338 t	26,013 t	325 t 減 (1.2%減)
再資源化量	22,463 t	22,745 t	282 t 増 (1.3%増)
最終処分量	15,429 t	14,020 t	1,409 t 減 (9.1%減)

図表 3-4-5 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画の取組内容

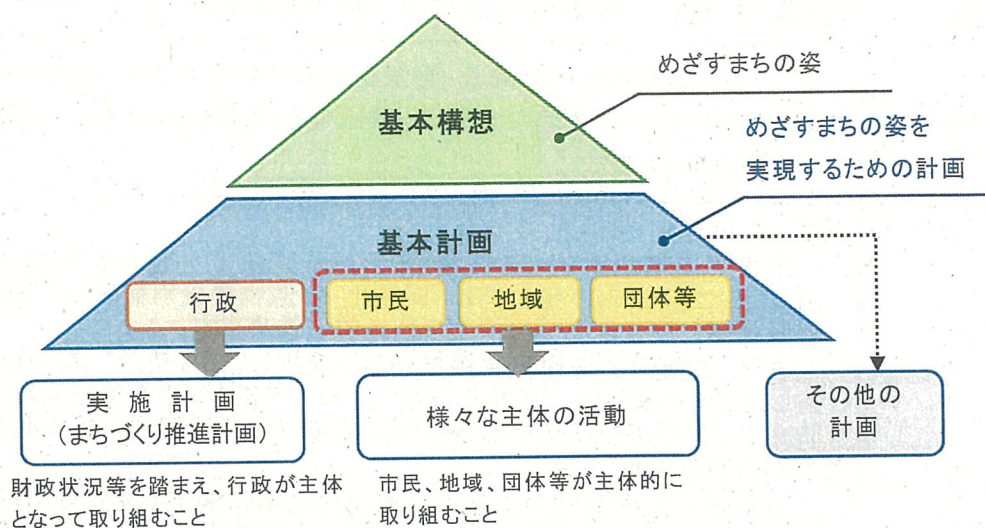
施策種別	施策名称	施策概要
発生抑制、 再利用の推進	環境教育、普及啓発活動	広報紙、組合 HP、ラジオ、環境まつり、施設見学等
	再資源化の促進	プラスチック製容器包装の資源化、自転車工房や衣服工房による資源化への意識啓発
	地球環境保全の取組	環境マネジメントシステムを基に環境負荷低減、温室効果ガス削減
	処理手数料の検討	処理手数料の検討
処理体制	事業系一般廃棄物の減量化・資源化対策	展開検査等による排出指導
その他	資源の利用促進	剪定枝チップの利用促進
	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保

3 市の計画

(1) 第4次城陽市総合計画

「第4次城陽市総合計画」は平成29年3月に策定され、本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示す「基本構想」、基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した「基本計画」で構成されています。それぞれの位置付けは次表のとおりです。

図表 3-4-6 第4次城陽市総合計画及びまちづくり推進計画の位置付け



①基本構想

「第4次城陽市総合計画」の基本構想の概要は、次表のとおりです。まちづくり目標の「第4章 “生活輝く” 自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕」における政策「第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する」で目標が示されています。

図表 3-4-7 第4次城陽市総合計画の基本構想

区分	概 要
将来像	歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽
目標年次	令和8年度(2026年度)
まちづくりの目標	(1) “未来輝く” にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕 (2) “生命輝く” 安心とふれあいがひろがるまち〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕 (3) “笑顔輝く” 愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕 (4) “生活輝く” 自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕 ①魅力的な住環境をつくる ②緑豊かなまちを実現する ③上下水道の適切な管理運営を図る ④安全で快適な道づくりを推進する ⑤交通安全対策を推進する ⑥浸水被害の軽減を図る ⑦環境を守り育てる ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する (5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕 (6) 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

②基本計画

まちづくりの目標である「第4章 “生活輝く” 自然と調和した快適なまち」について、基本計画でゴミ処理に関するめざすまちの姿・施策の展開等を示しており、その概要は次表のとおりです。

図表 3-4-8 第4次城陽市総合計画後期基本計画（関連項目）

区 分	概 要		
政策	第4章 第8節 ゴミの減量と資源のリサイクルを推進する		
めざすまちの姿	・市、市民、事業者がゴミ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ゴミ処理によるCO ₂ 排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。		
施策の展開	①ゴミの減量化・資源化の推進 本市の廃棄物処理行政の指針となる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ゴミの発生抑制・減量化・資源物の分別徹底、ゴミの減量や資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。 また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ゴミ処理コストの削減に配慮したゴミの減量化、資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止など効率的なゴミ処理をめざし、広域での共同処理を進めます。 ②ゴミの適正処理 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等に基づき、ゴミの適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業の許可制度の運用を進めます。 また、ゴミ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しゴミステーションの衛生保持、管理の効率化、ゴミの適正処理について啓発を推進します。 さらに、事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ゴミの減量やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。 なお、ゴミステーションから金属等資源物を持ち去る行為を城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で禁止していることから、持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適正処理を推進します。 ③環境衛生の向上 地域の良い環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティアなどが協働して、環境意識の高揚・マナー向上など地域で盛り上げ、不法投棄防止などの実効性を高めます。 ④緊急時・災害時の対応 城陽市災害廃棄物処理計画に基づき緊急時や災害時などの廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制確保に努め、広域的に他市町との連携強化や相互支援体制の整備に努めます。		
まちづくり指標名	説明	現状値 (令和2年度)	5年後の目標値 (令和8年度)
年間ゴミ排出量	燃やすゴミ及び燃やさないゴミの合計量	19,182t	18,577t
資源化物率	ゴミ及び資源物の合計量に対する資源物の割合	18.35%	18.62%

(2) 第2次城陽市環境基本計画

第2次城陽市環境基本計画（平成30年3月）におけるごみ関連の目標は次表のとおりです。

図表 3-4-9 第2次城陽市環境基本計画（関連項目）

区 分	内 容			
環境ビジョン	資源を有効活用する持続可能なまち			
基本目標と 主な取組	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます ・ごみの発生抑制と不用品等の再使用の促進 ・廃棄物のリサイクル体制の確立 ・循環型社会に関する学習・啓発活動の推進 ②環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます ・環境負荷の小さいごみ処理の推進 ・不法投棄・ポイ捨て防止など環境美化の推進			
環境指標と目標値		基準値 (平成28年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和9年度)
家庭系1人1日当たりのごみの排出量		484g	509g	473g
生ごみ処理機への補助対象件数		10件/年	20件/年	現状維持
廃食用油の回収量		13,099ℓ	13,223ℓ	増やす
資源化物率 (ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合)		23.38%	18.35%	26.82%
小型家電回収量		2,880kg	3,932kg	増やす

第5節 ごみ処理の現状及び課題の抽出

前計画で定めていた目標値と令和元年度実績値の比較は次表のとおりです。

図表 3-5-1 前計画の目標値と実績値

項目	評価時実績値 (令和元年度)	前計画目標値 (令和3年度)	達成状況
ごみの総排出量	24,050 t	25,165 t	達成見込
家庭系ごみの排出量 (1日当たり排出量)	14,037 t (504.8g/人・日)	15,210 t (528.6g/人・日)	達成見込
事業系ごみの排出量 (1日当たり排出量)	5,433 t (14.88 t/日)	4,693 t (12.86 t/日)	未達成見込
資源化率	18.6%	21.0%	未達成見込

ごみの総排出量は達成を見込んでいますので、概ね計画通り順調に推移している状況です。家庭系ごみの排出量も達成を見込んでいますが、事業系ごみの達成が難しい状況です。これは、事業系ごみが見込み以上に増加したためであると分析します。また、資源化率の達成も難しい状況です。これは、ごみの総量の減少幅以上に資源物の減少幅が大きくなったためであると分析します。資源物の大半を占める集団回収の減少の背景には新聞購読しない世帯の増加や、雑誌・書籍の電子化があると考えられます。また、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により事業活動が制約されるほか、在宅時間の増加により各種ごみの排出状況が過去の状態より変動が見られます。

現状から見えてくる課題は次表のとおりです。

図表 3-5-2 ごみ処理の課題

項目	内容
ごみの減量及び資源化	・ 家庭ごみ減量化のさらなる取組 ・ ごみの減量や資源化促進に関する効果的な啓発の強化 ・ 燃やすごみに占める生ごみの減量化 ・ 事業系ごみの排出量の抑制 ・ ごみの減量や資源化等に関する市民の情報共有 ・ ごみ処理のコスト削減に配慮したごみの減量、資源化 ・ 資源物の持ち去り対策
ごみの適正処理	・ 適切なごみの分別 ・ ごみステーションの適正配置と管理 ・ 自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導 ・ 災害時の廃棄物処理計画
環境衛生の向上	・ 不法投棄についての対策検討 ・ 地域の環境活動や衛生活動の推進 ・ ごみステーションの日常管理

第4章 基本フレーム（基本的事項）の検討

第1節 ごみ排出量の予測手順

1 ごみ排出量及び人口の予測手順

ごみ排出量の予測は、分別区分に基づく各種ごみについて、それぞれの実績推移や今後の予測される要因を踏まえて予測します。また、人口予測については、市が策定する他の計画における推計人口と整合を図るものとしします。また、本計画においては、前計画に廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電の排出量を加えた集計とします。

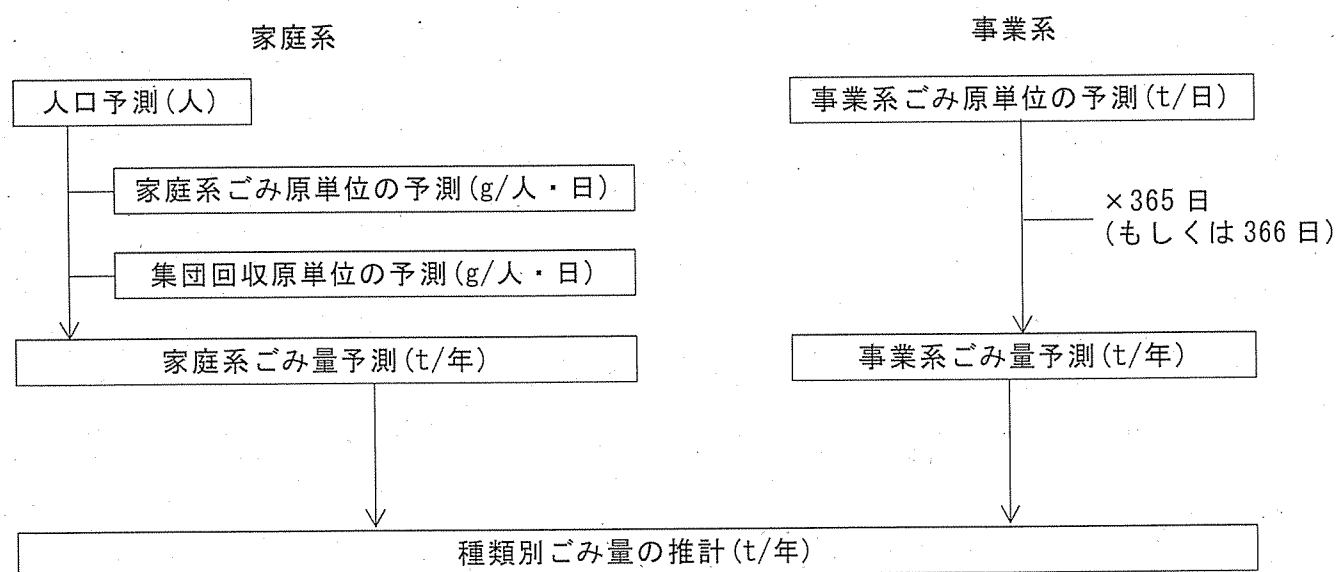
2 集団回収量の予測手順

集団回収については、実施団体が直接資源化業者に引き渡しているため城南衛生管理組合に搬入されることはありません。過去の推移を基に原単位を予測します。

3 ごみ処理量の予測手順

ごみ排出量及び資源化量の推計フローは次表のとおりです。

図表 4-1-1 推計フロー



第2節 人口の推計

1 人口実績

過去10年間の各年10月1日現在住民基本台帳人口に外国人を加えた人口を用いて人口の推計を行います。過去10年間の人口は次表のとおりです。

図表 4-2-1 過去10年間の人口

年度	人口（人）
平成23年度	79,730
平成24年度	79,142
平成25年度	79,180
平成26年度	78,736
平成27年度	78,273
平成28年度	77,667
平成29年度	77,140
平成30年度	76,550
令和元年度	76,183
令和2年度	75,842

※各年度10月1日の住民基本台帳人口

2 人口推計結果

『第2次「山背五里五里のまち創生総合戦略」』（令和2年3月）の5年推計人口を基に令和13年までの人口を推計しました。なお、5年毎の数値を均等に推移すると推計しています。

図表 4-2-2 将来の人口推計

年度	将来の人口推計 （人）
令和3年度	75,525
令和4年度	75,209
令和5年度	74,892
令和6年度	74,576
令和7年度	74,259
令和8年度	73,885
令和9年度	73,510
令和10年度	73,136
令和11年度	72,761
令和12年度	72,387
令和13年度	71,885

※各年度10月1日の住民基本台帳人口

第3節 ごみ排出量及び処理量の推計

ごみ量の推計については、ごみの種類ごとに特徴があるため、下記のごみの種類別にそれぞれ個々に予測しています。なお、ごみ量の予測については、家庭系ごみが1人1日当たり（g/人・日）、事業系ごみが排出量（t/日）を原単位として実施しています。

1 トレンドによる推計

予測については過去の実績をもとに、予測を行います。予測計算については、個々の状況を勘案し、設定します。

2 直近の原単位又は過去の原単位の平均値

過去の実績が安定しないごみの種類については、直近年度の原単位又は過去の原単位の平均値を採用します。

3 追加条件

今後開業予定である（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットからの年間排出量が約400tであると予測し、事業系燃やすごみに加えます。

第5章 ごみ処理計画

第1節 基本理念と基本方針

平成29年3月に策定された「第4次城陽市総合計画」の基本理念を、本計画の基本理念に設定します。また、基本方針については、3Rを総合的に推進し、循環型社会の形成に向け、本市のごみ処理の現状からみえる課題を踏まえたものとします。

また、SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置付けている世界的な目標となっており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めるものとします。

なお、具体的な分別区分や収集・運搬、中間処理の計画については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画にて定めるものとします。

○基本理念

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽

“生活(くらし)輝く” 自然と調和した快適なまち
ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

「第4次城陽市総合計画」

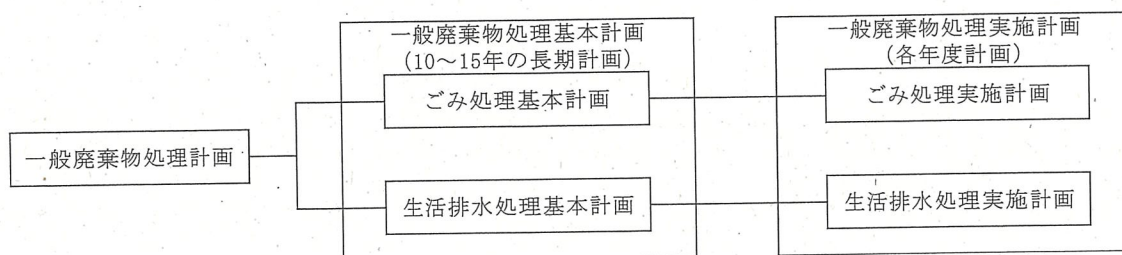
○基本方針

- 1 ごみの発生抑制・減量化
- 2 再利用・再資源化の推進
- 3 市民啓発の促進
- 4 環境美化の推進
- 5 市民サービス向上に向けた収集方法の改善
- 6 業務の効率化を推進

「前計画から継続」

一般廃棄物処理計画は廃棄物処理法第6条で策定を義務付けられています。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施の為に必要な各施策の実施について定める実施計画により構成されます。本計画は前者の基本計画に当たります。

図表 5-1-1 一般廃棄物処理計画構成図



資料：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）

第2節 ごみ処理計画目標設定

目標設定につきまして、基準となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間の増加や飲食店への営業自粛・時短要請など家庭系ごみ、事業系ごみ共に近年の推移と異なりました。このため、平成29年度から令和元年度の推移を基に数値を設定しました。

城南衛生管理組合のごみ処理基本計画における平成29年度実績から令和5年度目標の6年間で家庭ごみを2.3%減少としております。本市におきましては、令和3年度から令和13年度の11年間の数値を設定するにあたり、家庭系の1人1日当たりの排出量を平成29年度から令和元年度の推移に比べて5%減少させることとしました。

また、事業系ごみにつきましては、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの進出などによる増加(約400t)を見込んでおり、目標の数値として、増加見込み量を減少させることとしました。

また、食品ロスの削減に努め、賞味期限の正しい理解や適量の購入等を進め、燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)を目標の数値として、23.0%としました。

なお、資源化物率につきましては、資源物の大半を占める集団回収の古紙類が新聞購読者の減少・書籍の電子化など紙媒体の減少や容器類の軽量化が進むと見込んでおり、減少するとしてしました。参考として、集団回収を控除した値で計算すると、資源化物率はわずかながら上昇します。

本計画における目標数値は次表のとおりです。

図表 5-2-1 目標数値

項目	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
ごみの総排出量/年	23,493t	22,827t	21,771t
家庭系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ)	14,084t	13,146t	12,535t
1人1日当たり排出量	509g/人・日	488g/人・日	478g/人・日
事業系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ+剪定枝)	5,134t	5,441t	5,329t
1日当たりの排出量	14.07t/日	14.91t/日	14.60t/日
燃やすごみ中の動・植物厨芥 (湿ベース)(※)	27.6%	25.3%	23.0%
資源化物率(※) ()は集団回収を控除した値	18.4% (7.9%)	18.6% (7.9%)	18.0% (8.0%)

※燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)・・・城南衛生管理組合管内全体の数値に基づき算出

※資源化物率・・・資源物量(ステーション方式の資源物+拠点回収の資源物+剪定枝+集団回収量)÷ごみ総排出量

第3節 SDGsとの関連

1 SDGsの概要

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



2 日本国内の動き

SDGsに関しては、政府主導による様々な取組が行われています。2021年12月に発表された「SDGsアクションプラン2022」では、以下の5点 (2030アジェンダに掲げられている5つのP) を重点的に取り組むこととされています。

People 人間：感染症対策と未来の基盤づくり
Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環
Planet 地球：地球の未来への貢献
Peace 平和：普遍的価値の遵守
Partnership パートナリーシップ：絆の力を呼び起こす

このうち「Planet 地球：地球の未来への貢献」において、以下の取組が示されています。

- 温暖化対策を成長につなげるクリーンエネルギー戦略を策定し、強力に推進していく。
- 海洋プラスチックごみ対策について、2月の国連環境総会で国際約束作りの開始を目指す。
- 4月に熊本で開催する「第4回アジア・太平洋水サミット」や、「ポスト2020生物多様性枠組」に向けた議論などを通じ、地球環境問題に積極的に取り組む。

第四次循環型社会推進基本計画には、SDGs の考え方を踏まえ、以下の取組が示されています。

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

3 城陽市一般廃棄物処理基本計画との関連

SDGs は国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置付けている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

一般廃棄物処理基本計画作成において、SDGsの169のターゲットに関連深いものを以下に示します。

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 12.2 2030年までに、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

○目標設定について

本計画では、ごみ発生量の削減や資源化率の向上を目標数値として定めています。これは、ターゲット12.2や12.5の達成目標とすることができます。

○食品ロス削減推進

食品ロス削減についての新たな取組を追加します。これは、ターゲット12.3の食品ロス減少に必要となります。現状では、本市の食品廃棄物に関する数値データは存在しないため、推進体制の整備や広報活動等の施策・取組に重点を置きます。

○新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に関しては、我が国において令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、経済活動の自粛等が求められました。廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。これは、ターゲット 11.6 の都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減するために必要となります。

○海洋プラスチックごみ問題への対応

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに海洋に蓄積する全プラスチック廃棄物の総重量が、海域に生息する魚類の全重量の推定値を上回るという試算が報告されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。こうした問題の解決に向けて、廃プラスチックの排出抑制や再資源化、適正処理に取り組みます。これは、ターゲット 14.1 の海洋汚染の防止に貢献できます。

○本計画目標達成の効果

本計画の目標達成を目指し、循環型社会を形成することで、焼却量や最終処分量の抑制を図ることができます。これは、温室効果ガス排出量の削減につながり、気候変動対策となり、“13. 気候変動に具体的な対策を”に寄与します。また、適正なごみ処理が持続されることにより、海域や陸域への不適切な投棄が抑制されることで環境が保全され、生物多様性損失の阻止を図ることができ、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさを守ろう”にも寄与します。

今回の計画を進めることにより、“11. 住み続けられるまちづくりを”、“12. つくる責任 つかう責任”、“13. 気候変動に具体的な対策を”、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさを守ろう”といったSDGsの目標の達成を目指します。



第4節 処理区分と処理方法

1 分別区分、収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬については、民間業者への委託により、経費の削減と業務の効率化を図っており、今後も委託化を推進します。また、事業系ごみについては、事業者が自己の責任において適正に行うことを基本とします。収集区域は、本市全域とします。

図表 5-4-1 分別区分、収集運搬（家庭系ごみ）

分別区分		収集主体	収集・運搬体制	排出方法	収集回数
燃やすごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	週2回
		許可業者	—	—	—
燃やさないごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出	月2回
		許可業者	—	—	—
スプレー缶、カセットボンベ		委託業者	ステーション方式	無色透明・白色半透明の袋に入れて排出 紙パックは開いて乾燥させ、ひもで縛る	月2回
使い捨てライター		委託業者			月2回
資源物	プラマーク製品	委託業者			週1回
	空カン	委託業者			隔週
	空ビン	委託業者			隔週
	ペットボトル	委託業者			月2回
	紙パック	委託業者			月2回
	廃乾電池	委託業者			月2回
	廃食用油	委託業者		容器・ペットボトルに入れて専用回収ボックスへ投入	月1回
		城陽市			随時
	廃蛍光管	委託業者		専用回収ボックスへ投入	月1回
	使用済小型家電	城陽市			随時
集団回収		実施団体が契約する業者	—	—	—
大型ごみ（予約制）		委託業者	戸別回収	屋外へ排出	週3回

図表 5-4-2 分別区分、収集運搬（事業系ごみ）

分別区分		収集主体	収集・運搬体制	排出方法	収集回数
燃やすごみ		許可業者	—	—	—
燃やさないごみ（一般廃棄物に限る）		許可業者	—	—	—
資源物	剪定枝	許可業者	—	—	—
	魚腸骨（魚アラ）	指定業者	—	—	—

2 中間処理の方法

中間処理は、分別された資源物や金属類等の資源化を図るとともに、最終処分場への負荷を軽減するためにも、破碎、焼却により適正に行います。中間処理は城南衛生管理組合で行います。

【焼却処理】

「燃やすごみ」は、極力排出抑制を行うとともに、城南衛生管理組合のクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居において焼却処理を行います。

【破碎・選別処理、一時保管】

「燃やさないごみ」、「大型ごみ」については、極力排出抑制を行うとともに、城南衛生管理組合のリサイクルセンター長谷山において処理を行います。

【資源化】

資源物については、城南衛生管理組合のエコ・ポート長谷山（空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック）及びリサイクルセンター長谷山（プラマーク製品）において、機械選別・圧縮・梱包を行い、専門業者により資源化を行います。

図表 5-4-3 中間処理施設

処理方式	焼却	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
着工・竣工	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月	着工：平成27年2月 竣工：平成30年3月
型式	連続燃焼式	連続燃焼式
能力	240 t/日 (120 t/24時間×2炉)	115 t/日 (57.5 t/24時間×2炉)
発電出力	4,900kW	2,110kW
その他	—	—

処理方式	破碎	資源化	
施設名称	リサイクルセンター長谷山	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270		
着工・竣工	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月
型式	二軸低速回転式 縦型高速回転式	—	—
能力	60 t/日	46 t/日	17 t/日
発電出力	—	—	—
その他	—	空カン、空ビン、ペットボトル、紙パックを処理。付帯機能として自転車・ガラス・衣服のリサイクル工房や各種リサイクル教室を開催。	プラマーク製品を処理。

資料：城南衛生管理組合

3 最終処分

焼却処理施設における焼却処理後の残さについては、大阪湾フェニックスセンターに搬入し、埋立処分します。また、リサイクルセンター長谷山において破碎後、選別された不燃物やダストについては、グリーンヒル三郷山及び一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ搬入し、埋立処分します。

図表 5-4-4 最終処分場

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）			
	尼崎沖 埋立処分場	泉大津沖 埋立処分場	神戸沖 埋立処分場	大阪沖 埋立処分場
所在地	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町 地先	堺泉北港 泉大津市夕風町 地先	神戸港 神戸市東灘区 向洋町地先	大阪港 大阪市此花区 北港緑地地先
受入開始	平成 2 年 1 月	平成 4 年 1 月	平成 13 年 12 月	平成 21 年 10 月
面積	1,130,000 m ²	2,030,000 m ²	880,000 m ²	950,000 m ²
埋立容量	16,000,000 m ³	31,000,000 m ³	15,000,000 m ³	14,000,000 m ³
埋立方式	海面埋立			
その他	近畿 2 府 4 県 168 市町村の廃棄物を受入。			

資料：大阪湾フェニックスセンター

図表中の処分場は大阪湾フェニックスセンターが所有する処分場であり、大阪湾フェニックス計画で定める受入区域に基づき、本市は泉大津沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場となっている。

施設名称	グリーンヒル三郷山	一般財団法人宇治廃棄物処理公社 廃棄物埋立処分地
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1-3	宇治市池尾仙郷山 6-2
受入開始	平成 13 年 5 月	昭和 53 年 6 月
面積	59,000 m ²	123,459 m ²
埋立容量	200,000 m ³	1,171,156 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
その他	浸出水処理施設処理能力は 100 m ³ /日。 処理方法は生物処理＋高度処理。	浸出水処理施設処理能力は 390 m ³ /日。 処理方法は凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着。

資料：城南衛生管理組合、宇治市

第5節 市の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市の具体的な取組は次表のとおりです。

図表 5-5-1 市の取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	ごみの減量化を図る	ごみ排出時における市指定袋（無色透明又は白色半透明）を使用
		生ごみ処理機等購入費の補助事業を実施（より二酸化炭素排出量の少ないタイプへの転換を推進）
		資源物（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電含む）の分別を実施
		ごみの減量、リサイクル等に関する情報を広報誌・ホームページ等に掲載
		食品ロス削減推進のための活動（フードドライブ事業の実施、広報活動）
		資料のデジタル化の推進（印刷物の削減）
		事業系ごみをごみステーションに排出する事業所への適正な処理を指導
		事業系ごみの排出抑制（都市計画部門と連携し、新たな開発時に事業所の内容や規模を精査、食べ残しゼロ店舗推進）
		ごみの有料化に関する調査・研究
再利用・再資源化の推進	資源の分別を拡大、継続する	資源再生利用奨励金事業を実施
		魚腸骨（魚アラ）の回収を実施
		拠点回収（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電）を実施
		金属等資源物持ち去り行為に対する監視パトロール（地元警察と協同）を実施
		ボトル to ボトル事業（ペットボトルの水平リサイクル事業）の実施
		使用済小型家電回収専用ボックス投入口に入らない大きさの使用済小型家電の拠点回収を検討
		小型充電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の拠点回収を検討
		プラごみ一括回収に関する取組を城南衛生管理組合とともに研究

基本方針	個別施策	具体的な取組
市民啓発の促進	環境意識の周知、啓発を強化する	ごみの減量、リサイクル等の啓発（広報車による広報）
		ごみの分別、排出方法の啓発の強化（イベントでの講座、パンフレットやホームページ更新、スマートフォンアプリ提供等）
		資源化率向上を図るための排出方法の周知
		イベントへの出展（JOYO 産業まつりへの出展）
		まちづくり出前講座における講義内容の充実
		児童への環境教育実施（小学生を対象に収集車の構造やごみの分別説明等）
環境美化の推進	地域美化の実行、支援を進める	クリーン活動の支援（クリーン活動に伴うごみ回収、回収ごみの総量や組成を住民へ公開）
		海洋プラスチックごみ問題の情報提供
		ごみ散乱防止ネット等の補助事業を実施
		ごみステーションの場所、状況等のデータ化推進
		ごみステーションへの不法投棄に関する監視強化
		ごみのポイ捨て禁止条例の調査・制定
		ごみステーションの清潔保持（猫、カラス対策）に関する調査・研究
市民サービス向上に向けた収集方法の改善	ごみ収集運搬方法の改善に取り組む	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池の分別収集（収集車両火災の防止）
		収集の2地区制（西部地区、東部地区）の実施
		家庭ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布
		多言語（英語、中国語、ベトナム語）版家庭ごみ収集カレンダー、分別表、分別動画の作成及び配布
		家庭ごみ分別辞典の配布検討及びホームページ掲載品目の充実
		SNS を活用した情報発信
		福祉部門と連携し、高齢等により排出することが困難な人への戸別収集等の調査・実施
業務の効率化の推進	効率的な業務運営を実行する	処理施設の計画的更新（城南衛生管理組合による処理施設の計画的更新）
		ごみ処理行政上の課題等の国要望（全国都市清掃会議を通じて要望）
		一般廃棄物処理業制度の適切な運用
		各種収集業務の委託化推進
		意思伝達や情報共有のための委託業者との連絡会議の開催
		感染症の蔓延や災害時等有事の際にもごみ収集を継続できる体制の確保
		災害時廃棄物処理に関する体制の確保

第6節 市民・事業者の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市民、事業者の具体的な取組は次表のとおりです。

図表 5-6-1 市民の具体的な取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	家庭系ごみの減量に努める	ごみは無色透明又は白色半透明の袋に入れる
		生ごみの排出時の水切りの徹底
		生ごみ処理機等を活用した減量
		買い物時におけるマイバッグの活用
		マイボトルの利用
		簡易包装やプラスチック包装の少ないものを選ぶ
		使い捨て品の使用抑制、詰め替え商品や再生品の使用推進
		食品ロス削減を推進（見やすい冷蔵庫による在庫確認、食品ロスの少ない買い物や料理の励行、フードドライブへの協力）
再利用・再資源化の推進	資源の分別を徹底する	ごみ排出時の分別を徹底する
		拠点回収（使用済小型家電、廃食用油、廃蛍光管）の利用を推進する
		地域の自治会や子ども会等が実施する集団回収への協力
		民間回収の活用（店頭回収等）
環境美化の推進	地域の美化に取り組む	ごみネット等の活用による動物対策、風対策
		ごみの排出時間を守る
		ごみステーションの日常管理を徹底する
		クリーン活動に積極的に参加する

図表 5-6-2 事業者の具体的な取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	事業系ごみの適正処理に努める	買い物へのマイバッグ、マイバスケット持参を推進する
		簡易包装を推進する
		食品ロスの少ない販売方法、製造方法を行う
		食べ残しゼロの推進、持ち帰り容器の活用
		食べ残し削減の啓発を行う
		使い捨てプラスチック製品の使用抑制
		適正排出に向けた取組の実施
		資料のデジタル化の推進や両面印刷による印刷物の削減
再利用・再資源化の推進	資源の有効活用を図る	事業所から排出される資源物の分別を徹底する
		魚腸骨（魚アラ）の分別回収に努める
環境美化の推進	地域の美化運動に参加する	地域のクリーン活動に参加する

第7節 目標達成のための推進体制等

1 城陽市廃棄物減量等推進審議会

城陽市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき設置しています。審議会では、一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項、適正な処理に関する事項、再生利用に関する事項等について、市長の諮問に応じ、調査及び審議します。

審議会は、市民、事業者、学識経験者、その他審議会に必要であると認められる者により組織されます。

ごみ減量化や再生利用の促進等の施策は、市民生活や事業活動に密接な関係があります。このため、市民や事業者への廃棄物処理に対する理解や協力を得られるように努める必要があります。

2 災害廃棄物処理

災害により発生する膨大な災害廃棄物については、適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に市民生活基盤を復旧・復興させることが重要です。このため、災害廃棄物に関する本市の考え方、処理方法や処理手順を示すために策定する「城陽市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物の処理を進めます。

3 資源物持ち去り対策

燃やさないごみの収集日や空カンの収集日にごみステーションに排出されている金属製品や電化製品、空カン等を持ち去られることがあります。これらは再利用可能な資源物ですので、本来であれば収集後は城南衛生管理組合処理施設において選別処理のうえ専門業者に引き渡し、資源化されます。しかしながら持ち去られることにより資源化が不明になるほか、持ち去られた場合は、その資源物に附属しているプラスチック類やゴム類等の不要な部分を不法投棄される可能性があります。このため、市ではごみステーションから金属等資源物を持ち去ることを禁止する旨を規定した城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を制定し、持ち去り行為に対するパトロールを実施します。パトロール実施にあたっては市民等からの情報を基に行うことにより効率化を図るほか、警察の協力を得て実施します。

4 環境衛生の向上・不法投棄対策

地域の良い環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティア等が協働して、環境意識の高揚・マナー向上等地域で盛り上げることが重要です。また、不法投棄の根絶に向け、不法投棄監視パトロールをはじめ監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取組を推進します。

5 計画の推進

本計画で定めるごみの減量目標や資源化推進、適正処理等を推進するためには、施策の進行状況や目標数値の達成状況などを定期的に把握、点検、評価し、必要に応じて改善、見直しすることが必要です。このためPDCAサイクルを導入し、城陽市廃棄物減量等推進審議会において審議・提言・意見をいただき、計画の進行管理を行います。

第 2 部 城陽市生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

第1節 計画策定の基本的事項

市内における生活排水処理状況は、社会経済情勢等の影響から、行政区域内人口は減少傾向を示しており、生活排水処理形態別人口は、下水道の普及により、生活雑排水処理を含む水洗化人口が増加している一方、単独処理浄化槽及びくみ取り人口等、生活雑排水未処理人口の減少が顕著となっています。なお、行政区域内人口の減少と下水道事業進捗の影響を受け、管内のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は大きく減少しています。

このような状況から、現状に即した排出量を予測することで、より一層安心安全で効率的な適正処理を推進するために、生活排水処理基本計画を策定するものです。

城陽市生活排水処理基本計画については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年10月）」に基づいています。

第2節 生活排水処理に係る理念、目標

過去から、生活排水による河川等の水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性が認識されるようになっていました。このため、生活排水を適切に処理することが重要となっており、生活排水による水質汚濁防止対策の必要性等について啓発を行うとともに、排出抑制の効果的な方法等について広報活動等も必要です。

生活排水対策の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、水辺の自然景観は憩いの場となり、生活環境を守るうえで大切なものであることから、まちづくりにとっても重要であると言えます。

第3節 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下水道含む。以下同じ。）の整備促進を図ることです。

本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了していますが、下水道使用者の増加のため、事業を計画的に推進します。

併せて、事業計画区域外の生活排水処理について、検討を進める必要があります。

第4節 計画目標年度

ごみ処理基本計画と合わせ、令和4年度から令和13年度までの10か年計画とします。

第5節 生活排水の排出状況

市内の生活排水処理人口は次表のとおりです。

図表 1-5-1 生活排水処理人口の実績

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
計画処理区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
非水洗化人口(人)	1,883	1,716	1,545	1,408	1,306
くみ取り人口(人)	1,878	1,714	1,545	1,408	1,306
自家処理人口(人)	5	2	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	72,671	72,650	72,201	71,899	71,828
公共下水道人口(人)	0	0	0	0	0
流域下水道人口(人)	70,960	70,970	71,031	70,751	70,741
コミュニティプラント人口(人)	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,711	1,680	1,170	1,148	1,087
単独処理浄化槽人口(人)	3,426	3,086	3,079	3,033	2,746
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0

※各年度4月1日時点

※公共下水道について、この表中のうち公共下水道は市町村単位で処理するものを指し、流域下水道は都道府県単位で処理するものを指します。次表以降も同様とします。

第6節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次表のとおりです。

図表 1-6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
し尿関係施設	し尿及び生活雑排水	城南衛生管理組合
公共下水道	し尿及び生活雑排水	－（市町村処理）
流域下水道		京都府
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

第2章 生活排水処理計画

第1節 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理目標

生活排水の処理目標や人口の内訳は次表のとおりです。「城陽市下水道事業ビジョン」(令和3年3月)において下水道接続率が平成30年度の93.2%から令和11年度で97.5%に上昇することを目標としております。城陽市生活排水処理基本計画でもこの数値を目標値としております。

図表 2-1-1 生活排水処理の目標

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率(%)	94.7	97.5

図表 2-1-2 生活排水処理人口の内訳

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
水洗化・生活排水処理人口(人)	71,828	70,333

※各年度4月1日時点

2 生活排水の処理形態別内訳

基準年度である令和2年度では94.7%であり、本計画では生活排水処理率97.5%を目指すこととします。

図表 2-1-3 生活排水の処理形態別内訳

項目	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
計画処理区域内人口(人)	75,880	72,136
非水洗化人口(人)	1,306	581
くみ取り人口(人)	1,306	581
自家処理人口(人)	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	71,828	70,333
公共下水道人口(人)	0	0
流域下水道人口(人)	70,741	69,269
コミュニティプラント人口(人)	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,087	1,064
単独処理浄化槽人口(人)	2,746	1,222
計画処理区域外人口(人)	0	0

※各年度4月1日時点

第2節 し尿・汚泥の処理計画

1 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣3市3町で構成する一部事務組合である城南衛生管理組合で対応しています。

し尿の収集運搬については、廃棄物処理法第6条の2に基づく委託制で、浄化槽汚泥については浄化槽法第35条（浄化槽清掃業）及び廃棄物処理法第7条（一般廃棄物の収集・運搬）の規定に基づく許可制で行っています。

平成29年度までは収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を城南衛生管理組合のし尿処理施設（クリーンピア沢）で適正処理を行っていました。平成30年度以降はクリーンピア沢にて前処理及び希釈のうえ全量を公共下水道に投入し、京都府が管理する下水道処理施設（洛南浄化センター）で処理しています。

2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は下水道の普及及び浄化槽の設置により減少しています。近年の排出量は次表のとおりです。

図表 2-2-1 し尿・浄化槽汚泥の排出量

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿 (kℓ)	2,710	2,566	2,394	2,312	2,217
浄化槽汚泥 (kℓ)	3,159	3,261	2,877	3,035	2,817
合計 (kℓ)	5,869	5,827	5,271	5,347	5,034

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬につきましては、城南衛生管理組合が実施しており、現在の形態を継続します。

図表 2-2-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

		処理主体 (収集主体)	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事務所	概ね20日に1回
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市長が災害を認定した場合	随時
浄化槽汚泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽層設置区域	—

②中間処理

クリーンピア沢に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥に含まれるし渣を除去した後、井水にて希釈し、公共下水道へ排出するものとします。また、し渣については一般廃棄物焼却施設で焼却するものとします。令和13年度には、し尿911kℓ、浄化槽汚泥1,685kℓの処理量を計画します。

図表 2-2-3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

	現在 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
し尿 (kℓ)	2,217	911
浄化槽汚泥 (kℓ)	2,817	1,685
合計 (kℓ)	5,034	2,596

③最終処分

一般廃棄物焼却施設で焼却処理されたし渣の残渣は大阪湾フェニックスセンターで最終処分するものとします。

4 その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について、市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、公共下水道の供用開始区域内での接続についても推進を図ります。

資料1 城陽市ごみ処理基本計画に係る排出量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人口（住民基本台帳10月1日時点）	人	77,667	77,140	76,550	76,183	75,842	75,525	75,209	74,892	74,576	74,259	73,885	73,510	73,136	72,761	72,387	71,885
排出量総合計	t/年	24,143	24,044	24,031	24,065	23,493	23,457	23,264	23,133	22,883	23,046	22,827	22,672	22,391	22,172	21,959	21,771
燃やすごみ ①	t/年	16,447	16,460	16,620	16,898	16,365	16,505	16,400	16,338	16,189	16,436	16,306	16,222	16,049	15,917	15,787	15,681
家庭系（委託＋直営） A	t/年	11,862	11,940	11,859	11,824	11,692	11,639	11,538	11,467	11,335	11,235	11,127	11,050	10,913	10,807	10,702	10,608
事業系（自己搬入） B	t/年	4,585	4,520	4,761	5,074	4,673	4,866	4,862	4,871	4,854	5,201	5,179	5,172	5,136	5,110	5,085	5,073
燃やさないごみ ②	t/年	2,039	2,452	2,538	2,547	2,817	2,370	2,348	2,336	2,312	2,291	2,271	2,259	2,229	2,210	2,192	2,172
家庭系（委託＋直営） C	t/年	1,864	2,241	2,301	2,213	2,392	2,111	2,092	2,080	2,056	2,039	2,019	2,006	1,981	1,962	1,944	1,927
燃やさないごみ	t/年	1,665	1,812	2,011	1,962	2,179	1,891	1,874	1,863	1,841	1,825	1,807	1,795	1,773	1,755	1,739	1,723
大型ごみ	t/年	109	113	131	123	113	120	119	118	117	116	115	114	112	111	110	109
土砂	t/年	90	316	159	128	100	100	99	99	98	98	97	97	96	96	95	95
事業系（自己搬入） D	t/年	175	211	237	334	425	259	256	256	256	252	252	253	248	248	248	245
資源物 ③	t/年	5,657	5,132	4,873	4,620	4,311	4,582	4,516	4,459	4,382	4,319	4,250	4,191	4,113	4,045	3,980	3,918
家庭系	t/年	5,649	5,117	4,862	4,595	4,275	4,572	4,506	4,449	4,372	4,309	4,240	4,181	4,103	4,035	3,969	3,907
容器包装	t/年	1,865	1,574	1,502	1,483	1,515	1,508	1,501	1,497	1,487	1,482	1,473	1,469	1,457	1,449	1,441	1,434
空カン	t/年	168	147	127	130	153	151	149	147	145	143	141	139	136	134	132	130
空ビン	t/年	473	450	435	410	427	424	421	419	415	413	409	407	403	400	397	394
ペットボトル	t/年	218	217	227	229	235	235	235	235	234	234	234	234	233	232	232	232
紙パック	t/年	25	25	24	24	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22
ブラマーク製品	t/年	981	735	689	690	675	673	672	672	669	668	666	666	662	660	658	656
剪定枝	t/年	99	109	93	52	76	84	84	84	83	83	83	82	82	81	81	81
廃乾電池	t/年	8	9	10	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
廃蛍光灯	本/年	4,766	4,348	3,755	4,533	4,141	4,234	4,234	4,209	4,198	4,161	4,161	4,136	4,125	4,088	4,052	4,063
比重：0.25kg/本	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃食用油	ℓ/年	13,099	13,270	11,922	11,453	13,223	12,848	12,812	12,481	12,410	12,045	11,972	11,675	11,571	11,206	11,169	11,126
比重：0.9kg/ℓ	t/年	12	12	11	10	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10
使用済小型家電	t/年	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
集団回収	t/年	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657	2,954	2,895	2,843	2,777	2,719	2,659	2,606	2,540	2,481	2,423	2,368
事業系（剪定枝） E	t/年	8	15	11	25	36	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11
家庭系ごみ【A＋C】	t/年	13,726	14,181	14,160	14,037	14,084	13,750	13,630	13,547	13,391	13,274	13,146	13,056	12,894	12,769	12,646	12,535
1人1日当たりの排出量	g/日	484.2	503.7	506.8	504.8	508.8	498.8	496.5	495.6	492.0	489.7	487.5	486.6	483.0	480.8	478.6	477.7
事業系ごみ【B＋D＋E】	t/年	4,768	4,746	5,009	5,433	5,134	5,135	5,128	5,137	5,120	5,463	5,441	5,435	5,394	5,368	5,344	5,329
1日当たりの排出量	t/日	13.06	13.00	13.72	14.88	14.07	14.07	14.05	14.07	14.03	14.97	14.91	14.89	14.78	14.71	14.64	14.60
ごみ量【①＋②】	t/年	18,486	18,912	19,158	19,445	19,182	18,875	18,748	18,674	18,501	18,727	18,577	18,481	18,278	18,127	17,979	17,853
資源化率【③／（①＋②＋③）】	%	23.43	21.34	20.28	19.20	18.35	19.53	19.41	19.28	19.15	18.74	18.62	18.49	18.37	18.24	18.12	18.00

基準年度

中間目標年度

最終目標年度

資料 2 城陽市生活排水処理基本計画に係る排出量の推移

生活排水処理計画人口（各年度4月1日時点）		実績←→見込															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
行政区域内人口		77,980	77,452	76,825	76,340	75,880	75,515	75,367	75,051	74,734	74,418	74,072	73,698	73,323	72,949	72,574	72,136
計画処理区域内人口		77,980	77,452	76,825	76,340	75,880	75,515	75,367	75,051	74,734	74,418	74,072	73,698	73,323	72,949	72,574	72,136
非水洗化人口		1,883	1,716	1,545	1,408	1,306	1,202	1,214	1,040	843	720	597	594	591	588	585	581
くみ取り人口		1,878	1,714	1,545	1,408	1,306	1,202	1,214	1,040	843	720	597	594	591	588	585	581
自家処理人口		5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口		72,671	72,650	72,201	71,899	71,828	72,051	71,599	71,824	72,118	72,185	72,220	71,856	71,490	71,125	70,760	70,333
公共下水道人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流域下水道人口		70,960	70,970	71,031	70,751	70,741	71,012	70,515	70,737	71,027	71,093	71,127	70,769	70,408	70,049	69,689	69,269
コミュニティプラント人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口		1,711	1,680	1,170	1,148	1,087	1,039	1,084	1,087	1,091	1,092	1,093	1,087	1,082	1,076	1,071	1,064
単独処理浄化槽人口		3,426	3,086	3,079	3,033	2,746	2,262	2,554	2,187	1,773	1,513	1,255	1,248	1,242	1,236	1,229	1,222
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準年度																	
目標年度																	

生し尿・浄化槽汚泥排出量		実績←→見込																
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
生	年間排出量(kℓ)	2,709.38	2,565.99	2,393.84	2,311.92	2,217.47	1,880.40	1,899.17	1,631.42	1,318.78	1,126.36	933.94	931.79	924.55	919.86	915.17	911.40	
し	1日当たりの排出量(kℓ)	7.42	7.03	6.56	6.32	6.08	5.15	5.20	4.46	3.61	3.09	2.56	2.55	2.53	2.52	2.51	2.49	
尿	1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	3.95	4.10	4.24	4.49	4.65	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	
浄化槽汚泥	合併	年間排出量(kℓ)	1,116.41	1,262.34	1,017.56	1,259.26	1,105.32	911.68	951.17	956.41	957.31	958.19	959.06	956.41	949.41	944.15	939.76	936.18
		1日当たりの排出量(kℓ)	3.06	3.46	2.79	3.44	3.03	2.50	2.61	2.61	2.62	2.63	2.63	2.61	2.60	2.59	2.57	2.56
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.79	2.06	2.38	3.00	2.79	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40
	単独	年間排出量(kℓ)	2,042.80	1,998.92	1,859.97	1,776.18	1,711.17	1,382.10	1,560.52	1,339.94	1,083.32	924.46	766.82	764.63	758.87	755.21	750.93	748.70
		1日当たりの排出量(kℓ)	5.60	5.48	5.10	4.85	4.69	3.79	4.28	3.66	2.97	2.53	2.10	2.09	2.08	2.07	2.06	2.05
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.63	1.77	1.66	1.60	1.71	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67
	計	年間排出量(kℓ)	3,159.21	3,261.26	2,877.53	3,035.44	2,816.49	2,293.78	2,511.69	2,296.35	2,040.63	1,882.65	1,725.88	1,721.04	1,708.28	1,699.36	1,690.69	1,684.88
		1日当たりの排出量(kℓ)	8.66	8.94	7.89	8.29	7.72	6.28	6.88	6.27	5.59	5.16	4.73	4.70	4.68	4.66	4.63	4.60
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.68	1.87	1.86	1.98	2.01	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88
合計	年間排出量(kℓ)	5,868.59	5,827.25	5,271.37	5,347.36	5,033.96	4,174.18	4,410.86	3,927.77	3,359.41	3,009.01	2,659.82	2,652.83	2,632.83	2,619.22	2,605.86	2,596.28	
	1日当たりの排出量(kℓ)	16.08	15.97	14.44	14.61	13.80	11.44	12.08	10.73	9.20	8.24	7.29	7.25	7.21	7.18	7.14	7.09	
	1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	2.29	2.46	2.49	2.61	2.68	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	
基準年度																		
目標年度																		

資料1 城陽市ごみ処理基本計画に係る排出量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人口（住民基本台帳10月1日時点）	人	77,667	77,140	76,550	76,183	75,842	75,525	75,209	74,892	74,576	74,259	73,885	73,510	73,136	72,761	72,387	71,885
排出量総合計	t/年	24,143	24,044	24,031	24,065	23,493	23,457	23,264	23,133	22,883	23,046	22,827	22,672	22,391	22,172	21,959	21,771
燃やすごみ ①	t/年	16,447	16,460	16,620	16,898	16,365	16,505	16,400	16,338	16,189	16,436	16,306	16,222	16,049	15,917	15,787	15,681
家庭系（委託＋直営） A	t/年	11,862	11,940	11,859	11,824	11,692	11,639	11,538	11,467	11,335	11,235	11,127	11,050	10,913	10,807	10,702	10,608
事業系（自己搬入） B	t/年	4,585	4,520	4,761	5,074	4,673	4,866	4,862	4,871	4,854	5,201	5,179	5,172	5,136	5,110	5,085	5,073
燃やさないごみ ②	t/年	2,039	2,452	2,538	2,547	2,817	2,370	2,348	2,336	2,312	2,291	2,271	2,259	2,229	2,210	2,192	2,172
家庭系（委託＋直営） C	t/年	1,864	2,241	2,301	2,213	2,392	2,111	2,092	2,080	2,056	2,039	2,019	2,006	1,981	1,962	1,944	1,927
燃やさないごみ	t/年	1,665	1,812	2,011	1,962	2,179	1,891	1,874	1,863	1,841	1,825	1,807	1,795	1,773	1,755	1,739	1,723
大型ごみ	t/年	109	113	131	123	113	120	119	118	117	116	115	114	112	111	110	109
土砂	t/年	90	316	159	128	100	100	99	99	98	98	97	97	96	96	95	95
事業系（自己搬入） D	t/年	175	211	237	334	425	259	256	256	252	252	252	253	248	248	248	245
資源物 ③	t/年	5,657	5,132	4,873	4,620	4,311	4,582	4,516	4,459	4,382	4,319	4,250	4,191	4,113	4,045	3,980	3,918
家庭系	t/年	5,649	5,117	4,862	4,595	4,275	4,572	4,506	4,449	4,372	4,309	4,240	4,181	4,103	4,035	3,969	3,907
容器包装	t/年	1,865	1,574	1,502	1,483	1,515	1,508	1,501	1,497	1,487	1,482	1,473	1,469	1,457	1,449	1,441	1,434
空カン	t/年	168	147	127	130	153	151	149	147	145	143	141	139	136	134	132	130
空ビン	t/年	473	450	435	410	427	424	421	419	415	413	409	407	403	400	397	394
ペットボトル	t/年	218	217	227	229	235	235	235	235	234	234	234	234	233	232	232	232
紙パック	t/年	25	25	24	24	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22
ブラマーク製品	t/年	981	735	689	690	675	673	672	672	669	668	666	666	662	660	658	656
剪定枝	t/年	99	109	93	52	76	84	84	84	83	83	83	82	82	81	81	81
廃乾電池	t/年	8	9	10	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
廃蛍光灯	本/年	4,766	4,348	3,755	4,533	4,141	4,234	4,234	4,209	4,198	4,161	4,161	4,136	4,125	4,088	4,052	4,063
比重：0.25kg/本	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃食用油	ℓ/年	13,099	13,270	11,922	11,453	13,223	12,848	12,812	12,481	12,410	12,045	11,972	11,675	11,571	11,206	11,169	11,126
比重：0.9kg/ℓ	t/年	12	12	11	10	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10
使用済小型家電	t/年	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
集団回収	t/年	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657	2,954	2,895	2,843	2,777	2,719	2,659	2,606	2,540	2,481	2,423	2,368
事業系（剪定枝） E	t/年	8	15	11	25	36	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11
家庭系ごみ【A＋C】	t/年	13,726	14,181	14,160	14,037	14,084	13,750	13,630	13,547	13,391	13,274	13,146	13,056	12,894	12,769	12,646	12,535
1人1日当たりの排出量	g/日	484.2	503.7	506.8	504.8	508.8	498.8	496.5	495.6	492.0	489.7	487.5	486.6	483.0	480.8	478.6	477.7
事業系ごみ【B＋D＋E】	t/年	4,768	4,746	5,009	5,433	5,134	5,135	5,128	5,137	5,120	5,463	5,441	5,435	5,394	5,368	5,344	5,329
1日当たりの排出量	t/日	13.06	13.00	13.72	14.88	14.07	14.07	14.05	14.07	14.03	14.97	14.91	14.89	14.78	14.71	14.64	14.60
ごみ量【①＋②】	t/年	18,486	18,912	19,158	19,445	19,182	18,875	18,748	18,674	18,501	18,727	18,577	18,481	18,278	18,127	17,979	17,853
資源化率【③／（①＋②＋③）】	%	23.43	21.34	20.28	19.20	18.35	19.53	19.41	19.28	19.15	18.74	18.62	18.49	18.37	18.24	18.12	18.00

基準年度

中間目標年度

最終目標年度

資料 2 城陽市生活排水処理基本計画に係る排出量の推移

生活排水処理計画人口（各年度4月1日時点）					実績←→見込											
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
行政区域内人口	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880	75,515	75,367	75,051	74,734	74,418	74,072	73,698	73,323	72,949	72,574	72,136
計画処理区域内人口	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880	75,515	75,367	75,051	74,734	74,418	74,072	73,698	73,323	72,949	72,574	72,136
非水洗化人口	1,883	1,716	1,545	1,408	1,306	1,202	1,214	1,040	843	720	597	594	591	588	585	581
くみ取り人口	1,878	1,714	1,545	1,408	1,306	1,202	1,214	1,040	843	720	597	594	591	588	585	581
自家処理人口	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口	72,671	72,650	72,201	71,899	71,828	72,051	71,599	71,824	72,118	72,185	72,220	71,856	71,490	71,125	70,760	70,333
公共下水道人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流域下水道人口	70,960	70,970	71,031	70,751	70,741	71,012	70,515	70,737	71,027	71,093	71,127	70,769	70,408	70,049	69,689	69,269
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	1,711	1,680	1,170	1,148	1,087	1,039	1,084	1,087	1,091	1,092	1,093	1,087	1,082	1,076	1,071	1,064
単独処理浄化槽人口	3,426	3,086	3,079	3,033	2,746	2,262	2,554	2,187	1,773	1,513	1,255	1,248	1,242	1,236	1,229	1,222
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準年度																
目標年度																

生し尿・浄化槽汚泥排出量		実績←→見込																
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
生し尿	年間排出量(kℓ)	2,709.38	2,565.99	2,393.84	2,311.92	2,217.47	1,880.40	1,899.17	1,631.42	1,318.78	1,126.36	933.94	931.79	924.55	919.86	915.17	911.40	
	1日当たりの排出量(kℓ)	7.42	7.03	6.56	6.32	6.08	5.15	5.20	4.46	3.61	3.09	2.56	2.55	2.53	2.52	2.51	2.49	
	1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	3.95	4.10	4.24	4.49	4.65	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	4.29	
浄化槽汚泥	合併	年間排出量(kℓ)	1,116.41	1,262.34	1,017.56	1,259.26	1,105.32	911.68	951.17	956.41	957.31	958.19	959.06	956.41	949.41	944.15	939.76	936.18
		1日当たりの排出量(kℓ)	3.06	3.46	2.79	3.44	3.03	2.50	2.61	2.61	2.62	2.63	2.63	2.61	2.60	2.59	2.57	2.56
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.79	2.06	2.38	3.00	2.79	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40
	単独	年間排出量(kℓ)	2,042.80	1,998.92	1,859.97	1,776.18	1,711.17	1,382.10	1,560.52	1,339.94	1,083.32	924.46	766.82	764.63	758.87	755.21	750.93	748.70
		1日当たりの排出量(kℓ)	5.60	5.48	5.10	4.85	4.69	3.79	4.28	3.66	2.97	2.53	2.10	2.09	2.08	2.07	2.06	2.05
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.63	1.77	1.66	1.60	1.71	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67
	計	年間排出量(kℓ)	3,159.21	3,261.26	2,877.53	3,035.44	2,816.49	2,293.78	2,511.69	2,296.35	2,040.63	1,882.65	1,725.88	1,721.04	1,708.28	1,699.36	1,690.69	1,684.88
		1日当たりの排出量(kℓ)	8.66	8.94	7.89	8.29	7.72	6.28	6.88	6.27	5.59	5.16	4.73	4.70	4.68	4.66	4.63	4.60
		1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	1.68	1.87	1.86	1.98	2.01	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88
		年間排出量(kℓ)	5,868.59	5,827.25	5,271.37	5,347.36	5,033.96	4,174.18	4,410.86	3,927.77	3,359.41	3,009.01	2,659.82	2,652.83	2,632.83	2,619.22	2,605.86	2,596.28
合計	1日当たりの排出量(kℓ)	16.08	15.97	14.44	14.61	13.80	11.44	12.08	10.73	9.20	8.24	7.29	7.25	7.21	7.18	7.14	7.09	
	1人1日当たりの排出量(原単位)(ℓ)	2.29	2.46	2.49	2.61	2.68	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	
基準年度																		目標年度

資料3 城陽市一般廃棄物処理基本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 11月22日	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定事務の開始を報告
令和2年 2月27日	城陽市議会（令和2年 第1回定例会 総務常任委員会） ・城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定事務の開始を報告
11月25日	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定の進め方を報告 ・現行計画の総括
令和3年 2月25日	城陽市議会（令和3年 第1回定例会 総務常任委員会） ・前計画の総括 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について報告
5月7日 ～5月31日	城陽市廃棄物減量等推進審議会委員への意見聴取 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について報告
8月4日	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について諮問
9月29日 ～10月5日	城陽市廃棄物減量等推進審議会委員への意見聴取 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（原案）について報告
10月18日	城陽市議会（令和3年 第3回定例会 総務常任委員会） ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（原案）について報告
11月10日	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（原案）について審議
11月22日 ～12月21日	城陽市一般廃棄物処理基本計画（原案）に対するパブリック・コメント
令和4年 1月19日	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ・パブリック・コメント（結果）について報告 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について審議 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）の答申について審議
1月19日	城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について答申
2月24日	城陽市議会（令和4年 第1回定例会 総務常任委員会） ・パブリック・コメント（結果）について報告 ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について報告
3月	計画策定

資料 4 城陽市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(区分内五十音順・敬称略)

区分	委員名	団体名等	備考
学識 経験者	北川 秀樹	龍谷大学政策学部 政策学研究科	副会長（令和 3 年 11 月 4 日から） 令和 3 年 11 月 4 日より新規委員
	栗山 淳彦	城南衛生管理組合	
	西田 薫	元京都大学大学院 工学研究科	会長（令和 3 年 11 月 3 日まで） 令和 3 年 11 月 3 日にて委員退任
	山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科	副会長（令和 3 年 11 月 3 日まで） 会長（令和 3 年 11 月 4 日から）
事業者	生駒 智史	城陽商工会議所	
	曾谷 公雄	株式会社平和堂 アル・プラザ城陽	令和 2 年 6 月 25 日にて委員退任
	村田 敏郎	株式会社平和堂 アル・プラザ城陽	令和 2 年 6 月 26 日より新規委員
市民	一井 温子	ぱれっと JOYO 市民会議	
	並川 弥生	公募市民	
	渡邊 桂子	公募市民	

資料5 諮問書・答申書

(1) 諮問書

3城環第165号
令和3年8月4日
(2021年)

城陽市廃棄物減量等推進審議会
会長 西田 薫 様

城陽市長 奥田 敏晴

城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について（諮問）

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条第2項の規定に基づき、城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について諮問いたします。

(2) 答申書

3 城 審 第 3 号
令和4年1月19日
(2022 年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について（答申）

令和3年8月4日付け3城環第165号で諮問を受けた城陽市一般廃棄物処理基本計画（案）について、本審議会では、現状と課題を踏まえて審議した結果、別添の案のとおり答申します。この答申を踏まえ、廃棄物の減量や適正処理、資源化に向けての積極的な取り組みが進められることを期待します。

資料6 パブリック・コメント実施結果

(1) 実施目的

城陽市一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、原案についての意見を募集した。

(2) 実施概要

▼実施期間

令和3年11月22日(月)～令和3年12月21日(火)

▼対象者

市民等(市内在住・在勤・在学の者、市内事業者、納税義務者)

▼閲覧場所等

衛生センター、行政情報資料コーナー(※)、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

1. 市役所行政情報資料コーナー、2. 陽寿苑、3. 陽和苑、4. 市内各コミセン(寺田コミセンを除く)、5. 城陽市立図書館、6. 健康推進課(保健センター)

▼意見提出方法

上記閲覧場所に配架、又は掲載している所定の様式等に意見を記入いただき、実施期間中に衛生センターまで、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出

(3) 実施結果

▼意見提出数

4名(12件)

▼提出方法の内訳

電子メール 4名

(4) 意見内容

別紙のとおり

城陽市一般廃棄物処理基本計画（原案）に対するパブリック・コメントへの対応

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
1	目次について 目次が詰まっていて見づらいので、「章」で1行空ける方が良いのではないか。	目次を見やすくするために1行空けることが適当と考えます。	修正
2	目次及び50ページについて 「第5章 ごみ処理基本計画」は、「第1部 城陽市ごみ処理基本計画」と見出し名が同じになるので、第5章は「ごみ処理計画」に変更してはどうか。（基本を削除してはどうか。）	見出し名が同じになるため、変更することが適当と考えます。 【修正前】 第1部 城陽市ごみ処理基本計画 第5章 ごみ処理基本計画 【修正後】 第1部 城陽市ごみ処理基本計画 第5章 ごみ処理計画	修正
3	目次及び67ページについて 「第2章 生活排水処理基本計画」は、「第2部 城陽市生活排水処理基本計画」と見出し名が同じになるので、第2章は「生活排水処理計画」に変更してはどうか。（基本を削除してはどうか。）	見出し名が同じになるため、変更することが適当と考えます。 【修正前】 第2部 城陽市生活排水処理基本計画 第2章 生活排水処理基本計画 【修正後】 第2部 城陽市生活排水処理基本計画 第2章 生活排水処理計画	修正
4	7ページと9ページの下部の図表について 「図表2-1-2 人口の推移」と「図表2-1-6 人口動態」について、数値のマイナス表現は「△」の方が良いのではないかと。	市の資料では主に△を使用することから△とすることが適当と考えます。	修正
5	40ページの上部の図表について 「図表3-3-1 構成市町のごみ処理状況（平成30年度分）」が古いので更新できないのか。	令和元年度分が公表されたため更新することが適当と考えます。 【修正前】 平成30年度分 【修正後】 令和元年度分	修正
6	40ページの下部の図表につ	令和2年3月16日付けで環	修正

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	いて 「図表 3-4-1 廃棄物処理法基本方針の目標」の目標が全て終了している。更新が必要。更新されていないのなら表現の工夫が必要ではないか。	境省 環境再生・資源循環局 総務課より基本方針の改定に関する通知があり、今後の改定は方針の内容に大幅な変更が必要となった場合に行われることとされましたが、その後変更がありませんので目標が更新されていません。このため説明文を見直す必要があると考えます。 【修正前】 (補足文章なし。) 【修正後】 目標年次は経過しておりますが、今後同方針の内容に大幅な変更があった場合に改定されます。	
7	41 ページの下部の図表について 「図表 3-4-3 京都府循環型社会形成計画の目標」の目標が全て終了している。更新が必要。更新されていないのなら表現の工夫が必要ではないか。	京都府では新たな計画の策定を進めていますが、策定完了されていないため新しいものに更新できません。このため説明文を見直す必要があると考えます。 【修正前】 (補足文章なし。) 【修正後】 第3期計画(計画期間:令和3年度~令和12年度)の策定が進められています。	修正
8	44 ページの図表について 「図表 3-4-8 第4次城陽市総合計画前期基本計画(関連項目)」について、目標値は見直しが進められているが更新できているか。	市では第4次総合計画の見直しが進められております。令和4年3月に策定される見込みですのでその時に本計画に内容を反映することが適当であると考えます。	原案通り
9	59 ページから 61 ページの「第5節 市の取組」から「第6節 市民・事業者の取組」について 具体的な取組は次表のとおりです。との記載であります。総体的に具体的ではないように思います。項目だけで、取組方法がわかりませんが、実施するにあたり、計画とかは別の定めがあるの	取組に関しましては、別の定めや計画があるものではありません。それぞれの取組につきまして個々の状況、経過を踏まえたうえで最善と考えられる方法でその都度実施することとして考えております。	原案通り

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
	か、どのように進められていくのか。示してほしい。		
1-0	59ページの市の取組「ごみの有料化に関する調査・研究」について ごみを有料化するのですか。ごみ袋を有料化にするのではないのですか。間違っていないか。	ごみの有料化を前提とするものではありませんが、ごみ袋の有料化だけがごみの有料化ではありません。ごみの処理料の有料化等も含めて様々な角度から調査・研究するものです。	原案通り
1-1	61ページの「市民の具体的な取組」について 市民として、資源の分別を徹底し、地域の環境美化に取り組むことは大事だと思いますが、ごみ分別ルールを守らない人、排出時間を守らない人などには、どのように市としては徹底させるのか。ごみのポイ捨て禁止とあわせて、ルール違反禁止、罰則の条例を定めてほしい。	分別ルールや時間を守らない方に対しては、広報や当該地域への啓発チラシの投函などその都度状況を精査したうえで改善に向けて取り組みます。条例につきましては、今後その内容を罰則の有無も含めて検討してまいります。	原案通り
1-2	65ページの「第3節 生活排水処理施設整備の基本方針」について 「公共下水道の普及拡大に最重点に置き」（2行目）、「下水道施設の整備を計画的に推進」（4行目）、「管渠の整備」（5行目）とあるが、もう終えている内容ではないのか。第1節の「下水道の普及」（2行目）とも矛盾していると思う。	公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了しているため説明文を修正することが適当と考えます。 【修正前】 本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下水道含む。以下同じ。）の整備促進となります。したがって、公共下水道の普及拡大を最重点に置き、整備を図るものとします。 公共下水道の全体計画区域内において、下水道施設の整備を計画的に推進します。特に管渠の整備、維持管理の充実を図ります。 【修正後】 本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下水道含む。以下同じ。）の整備促進を図ることです。 本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了していますが、下水道使用	修正

番号	ご意見の趣旨	ご意見に対する考え方	対応
		者の増加のため、事業を計画的に推進します。 併せて、事業計画区域外の生活排水処理について、検討を進める必要があります。	

資料7 用語解説

用語名	説明
【あ行】	
一般廃棄物	廃棄物処理法において産業廃棄物以外の廃棄物と規定されている。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。さらに「ごみ」は各家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。
大阪湾広域臨海環境整備センター	通称「大阪湾フェニックスセンター」。近畿圏から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場として昭和 57 年に設立された。泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の最終処分場がある。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスと言う。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O) のほか、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六フッ化硫黄 (SF ₆)、三フッ化窒素 (NF ₃) を加えた 7 ガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。
【か行】	
合併処理浄化槽	し尿 (トイレの排水) と生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等に使用した水) をまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減することができる。
家電リサイクル法	正式名「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭や事務所から排出された家電製品 (エアコン、テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。
環境負荷	人の活動が、人を取り巻く環境に対し各種の干渉を生じ、自然に負荷を生じさせること。経済的、社会的な諸活動が拡大されると、開発、汚染物質の放出等環境へ衝撃を与える。生産活動の基礎が農業におかれていた時代には、自然が耕地に変えられても、自然の生態系に依存して環境負荷は小さいものであったが、工業が生産の基本となり、都市型社会へ移行すると、負荷量が大きくなった。
小型家電リサイクル法	正式名「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進することでこれらに含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の貴重な資源を有効に利用するための法律。
戸別収集	排出者が各住居前にごみを出し、収集車が各住居を回り、収集する方法のこと。
コンポスト容器	生ごみを堆肥化するための容器。プラスチック等の素材の筒状容器で屋外の土の上に設置して微生物の働きを利用して堆肥を作ることができる。

用語名	説明
【さ行】	
災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物。
再資源化	廃棄物として排出されたものを再び有価物として利用すること。
最終処分	廃棄物を埋立処分、海洋投入処分、再生すること。
産業廃棄物	産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類に分類される廃棄物のこと。大量に排出されることや、処理に特別な技術を要するものが多い特徴があることから、廃棄物処理法の排出者責任に基づく適正な処理が必要である。
資源物	再資源化できる廃棄物のこと。本市では、空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック、プラマーク製品、使用済小型家電、廃食用油、廃蛍光管、廃乾電池、集団回収の物としている。
自己搬入	排出者（事業者含む）が自らのごみを市で搬入手続きをし、処理施設に運搬すること。
集団回収	自治会、子ども会、マンション管理組合等が主体となり、各家庭から出る古紙類や空カン類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のこと。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。」と定義されている。
城陽市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物処理法、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づいた会議体。市民、事業者、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者によって構成される。会議では一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項、一般廃棄物の適正な処理に関する事項、一般廃棄物の再生利用に関する事項、その他市長が必要と認める事項等について調査審議する。
食品ロス	国民に供給された食料のうち、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のこと。
処理困難物	一般廃棄物の処理責任は、原則として市町村にあるが、製品の複雑化、多様化を考慮すると、すべてを市町村において処理することはできない。このため、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定において「処理困難物」と指定し、排出者が販売店や専門処理業者等に依頼するようにしている。
ステーション方	複数の家庭が利用する地域の集積所（ごみステーション）に排出さ

用語名	説明
式	れたごみを収集車が順に回り収集する方法のこと。
生活雑排水	台所、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のこと。
生活排水	台所、風呂、洗濯等の日常生活からの排水（生活雑排水）に、し尿（トイレの排水）を加えたもの。
成分分析	燃やすごみを水分、可燃分、灰分に分類すること。 この分析で廃棄物の性状や燃焼性を認識することができ、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目で、可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくいことがわかる。
組成	ごみの中に混ざり合っている物質の種類のこと。
【た行】	
中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。 さらに、鉄やアルミ、ガラス等、再資源として、利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
直営	市町村が自らごみの収集、運搬を行うこと。
適正処分	排出抑制、再生利用、熱回収の後に行われる最終処分を指す。
【な行】	
生ごみ処理機	微生物の働きによって、生ごみを分解するバイオ式の機器又は高温の温風で生ごみを乾燥処理する乾燥式の機器。
【は行】	
排出抑制	廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。 事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等の製品の設計から、販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さない等、ライフスタイル全般にわたる取組が必要である。
不適物	適正な分別がなされないことにより、中間処理や再資源化工程で異物となるごみを指す。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。
不法投棄	法律が定める方法に従い廃棄物を適切に処理せず、山林や河川等に投棄すること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質が周囲の土壌や地下水、河川等に漏れ出し、環境汚染を引き起こす可能性がある。
ボカシ容器	生ごみを土と混ぜて入れ、土の中の微生物等の働きにより、堆肥に変える容器。
ボトル to ボトル	食品用の使用済ペットボトルを原料化（リサイクル）し、新たな食品用ペットボトルに再利用すること。
【や行】	
容器包装リサイクル法	正式名「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占

用語名	説明
	める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律。
【英数字】	
P D C A サイクル	業務管理における継続的な改善方法のこと。PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検・評価）→ACTION（是正・改善）の順に実施し、次の段階の PLAN（計画）に繋げることで、継続的な改善を行う。